

さぬき市第4期地域福祉計画

さぬき市第4期地域福祉活動計画



平成31年3月

 **さ ぬ き 市**

 **さぬき市社会福祉協議会**

目 次

第1章 計画策定に当たって	1
1. 計画の背景及び趣旨	1
2. 計画の位置付け	2
(1) 地域福祉計画とは	3
(2) 地域福祉活動計画とは	3
(3) 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の一体的策定の意義	4
3. 計画の期間	4
4. 計画策定に向けた取組及び体制	5
(1) 第4期さぬき市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会の設置	5
(2) 「地域福祉」を考える住民アンケート調査の実施	5
(3) 地区座談会（ワークショップ）の実施	6
(4) 第4期さぬき市地域福祉計画・地域福祉活動計画作業部会の設置	7
(5) 関係団体ヒアリングの実施	7
(6) パブリックコメントの実施	7
第2章 本市の地域福祉を取り巻く状況	8
1. 人口の推移	8
2. 出生と死亡等の状況	10
(1) 出生数	10
(2) 死亡数	10
3. 子どもの状況	11
4. 障害者の状況	11
5. 就業状況	12
6. 高齢者の状況	13
(1) 高齢者世帯の状況	13
(2) 第1号被保険者の要介護（要支援）認定者の状況	13
7. 地域の援助体制の状況	14
(1) さぬき市社会福祉協議会	14
(2) 民生委員・児童委員	16
(3) 地域福祉推進員	16
(4) ボランティア活動等の地域活動	16
8. 「地域福祉」を考える住民アンケート調査結果（抜粋）	17
9. 地区座談会（ワークショップ）結果	37
10. 関係団体ヒアリング結果	42
第3章 本市の目指す方向	46
1. 基本理念	46
2. 基本目標	46
3. 施策体系	47

第4章 具体的な取組と今後の方向性.....	48
1. 住民主体の支え合いによるまちづくり.....	48
(1) 地域福祉活動への参加を促す仕組みづくり.....	48
(2) 地域福祉を支える担い手の育成.....	54
(3) 地域の支え合い活動の活性化.....	57
(4) ボランティア活動の推進.....	61
(5) 防災・防犯対策の推進.....	65
2. 安心して暮らせるサービス利用の仕組みづくり.....	71
(1) 相談体制・情報提供の充実.....	71
(2) 誰もが安心して利用できる福祉サービスの提供.....	75
3. 「いきいき福祉」の基盤づくり.....	79
(1) 地域福祉活動を支える拠点の充実.....	79
第5章 地区地域福祉活動計画.....	84
第6章 計画を推進するに当たって.....	99
1. 推進体制づくり.....	99
2. 組織体制の整備.....	99
3. パートナースhip体制の整備.....	99
4. 推進体制における管理の仕組みづくり.....	100
5. 計画の広報・啓発.....	100
参考資料.....	101
1. さぬき市地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	101
2. さぬき市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱.....	102
3. さぬき市第4期地域福祉計画策定委員会委員名簿及びさぬき市第4期地域福祉活動計画策定委員会委員名簿.....	103
4. さぬき市地区地域福祉活動計画策定委員会設置要綱・委員名簿.....	104
(1) 津田地区.....	104
(2) 大川地区.....	106
(3) 志度地区.....	108
(4) 寒川地区.....	111
(5) 長尾地区.....	114

第1章 計画策定に当たって

1. 計画の背景及び趣旨

地域を取り巻く状況を見ると、少子高齢化の進行や団塊の世代の全てが75歳以上の後期高齢者となる2025年問題、家族形態の変化、地域社会の変容などにより、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズが多様化・複雑化しています。その結果、一人一人の福祉ニーズに対応し、幸せな生活を実現していくためには、公的なサービスだけでなく、地域で互いに助け合い、支え合うことが必要となっています。

また、生活が多様化する中で、孤立死や引きこもり、自殺、ホームレス、家庭内での児童、高齢者及び障害者等への虐待、DV被害の増加など、新しい不安や課題が顕在化し、深刻な問題となってきています。さらに、経済不況や雇用形態の多様化に伴う所得格差の広がり等による生活困窮者対策や、災害時の避難行動要支援者対策等の新たな課題への対応も求められています。

これらの課題には、「制度の狭間」と言われるように、公的なサービスや制度だけでは対応できないことが少なくありません。今後、このような課題に対応し、年齢や障害の有無などにかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるようにするために、基本的な福祉ニーズは公的なサービスで対応するという原則を踏まえつつ、自治会、地域団体、ボランティア団体、NPO法人など様々な組織が連携するとともに、地域社会が同じ目標を持ち、支え合いながら、再び地域でのつながりを取り戻しつつ、「地域共生社会の実現 我が事・丸ごと」の地域づくりを連携して取り組んでいくことが必要となっています。そして、そのためには、今後の新しい共生・共助の在り方を考える必要もあります。

本市では、地域における様々な福祉課題に対応するため、国の動向や社会福祉法の理念を踏まえ、平成16年3月に「さぬき市第1期地域福祉計画」、平成17年3月に「さぬき市第1期地域福祉活動計画」を策定し、福祉サービスの整備・充実や地域住民・福祉事業者などの主体的な福祉への取組支援などの施策を5年ごとに見直し、再編を進めてきました。

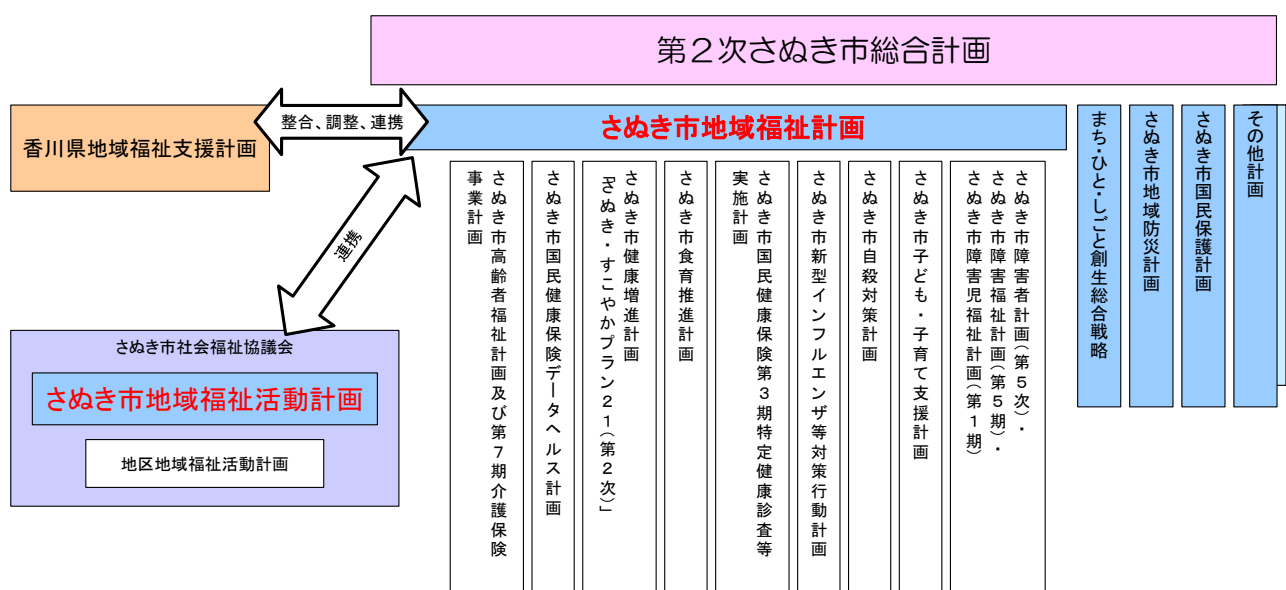
この度、地域福祉推進のための基盤や体制をつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための住民の活動・行動の在り方を定める「地域福祉活動計画」を一体となって策定することにより、行政や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、事業所など地域に関わるものの役割や協働が明確化され、実効性のある計画づくりが可能となることから、両計画の見直し時期に合わせて本市における課題を再度整理し、「さぬき市第4期地域福祉計画・さぬき市第4期地域福祉活動計画」として一体的に策定することとします。

2. 計画の位置付け

「さぬき市地域福祉計画」は、「第2次さぬき市総合計画」を上位計画とし、「さぬき市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画」や「さぬき市子ども・子育て支援計画」、「さぬき市障害者計画（第5次）・さぬき市障害福祉計画（第5期）・さぬき市障害児福祉計画（第1期）」等の分野別計画を横断的に捉え、市の地域福祉における基本方針と施策展開の方向を明らかにするものです。

また、地域に暮らす住民が抱える諸問題には、多種多様なものがあります。したがって、地域福祉に関する施策において、このような課題に対応するためには、防災や防犯、教育や文化、スポーツ、就労、公共交通やまちづくり、建築など、幅広い視点で取り組む必要があることから、市が策定する福祉分野以外の各計画とも課題や対策を共有しなければなりません。

これらのことを踏まえ、さぬき市社会福祉協議会が地域福祉推進の具体的な取組を取りまとめている「さぬき市地域福祉活動計画」・「地区地域福祉計画」と合同で本計画を策定し、県の「香川県地域福祉支援計画」と整合性を図りながら計画を効果的に推進します。



(1) 地域福祉計画とは

地域福祉計画とは、社会福祉法第 107 条の規定に基づき市町村が策定する「市町村地域福祉計画」であり、地域福祉を推進していくための理念や仕組みをつくり、総合的な方向性を示すものです。

社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 前条第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
（法第 106 条の 3 第 1 項各号に掲げる包括的な支援体制の整備に関する事項）

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が中心となって策定する計画です。社会福祉協議会は、住民主体の理念の下に運営されている団体であり、地域住民や当事者団体の参加と代弁を図る組織です。

このため、地域福祉の推進役である社会福祉協議会は、地域の福祉活動を推進していくための中心的機能を果たすと同時に、計画策定に係る作業過程そのものが地域福祉を推進する社会福祉協議会の事業展開において重要な位置を占めるものとなっています。

計画策定は、社会福祉協議会を中心としながらも、これからの「福祉のまちづくり」に向けて、これまで地域を支え、地域力を発揮してきた各種団体との地道な協働を通して、果たすべき役割を明確にし、それぞれがそれぞれの立場で地域福祉を考え、行動していくための指針となるものです。

(3) 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の一体的策定の意義

地域福祉推進のための理念や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、それを実行するため、具体的な取組を示す「地域福祉活動計画」は、言わば車の両輪です。これらが一体となって策定されることにより、行政や地域住民、社会福祉協議会、地域福祉活動団体、ボランティア、事業所など地域福祉に関わる全てのものの役割や協働が明確になり、より実効性のある計画づくりが可能となります。

さらに、2つの計画を密接に関連付けて推進するため、「地域福祉活動計画」の実施主体である地域住民、地域福祉活動団体、ボランティア、事業所などの課題、意見及び要望等が、それぞれの計画に生かされ、計画の進捗・達成状況の評価や見直しも反映されやすくなります。

3. 計画の期間

本市では、第3期計画までは「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」・「地区地域福祉活動計画」を別々の計画として策定してきましたが、本計画から両計画を一体的に策定することとします。

計画期間は、2019年度を初年度とし、目標年次を2023年度とする5か年の計画とし、必要に応じて見直しを行うこととします。

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	2	3	4	5	
	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	
地域福祉計画	第1期				第2期					第3期											
					見直し					見直し					見直し						
地域福祉活動計画	第1期				第2期					第3期					第4期						
					見直し					見直し					見直し						
地区地域福祉活動計画	第1期				第2期					第3期											
					見直し					見直し					見直し						

4. 計画策定に向けた取組及び体制

(1) 第4期さぬき市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会の設置

本計画の策定に当たっては、幅広い関係者の参画により、本市の地域特性に応じた事業展開に努めることが必要です。そのため、行政機関内部だけでなく学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、地域の代表者等の積極的な参加を得て、「さぬき市地域福祉計画策定委員会」を設置し、各種団体や市民の意見を広く反映させながら計画策定を行いました。

	日程	内容
1回目	平成30年7月19日(木)	委嘱状の交付 地域福祉計画策定について
2回目	平成30年8月28日(火)	5年間の振り返り アンケート調査票案
3回目	平成31年1月15日(火)	アンケート調査結果・ワークショップの報告 計画骨子案
4回目	平成31年2月7日(木)	計画書素案
5回目	平成31年●月●日(●)	計画策定承認

(2) 「地域福祉」を考える住民アンケート調査の実施

日常生活での課題や地域での助け合いに関する考え方等について把握し、住民ニーズに即した計画策定の基礎資料を得ることを目的として住民アンケート調査を実施しました。

調査対象者	本市在住の18歳以上の人から1,000人を無作為抽出
調査方法	郵送による無記名、自記方式
調査期間	平成30年9月13日(木)から10月5日(金)まで
配布数	1,000件
回収数	402件(回収率40.2%) ※調査期間後に届いたものを除く。

※アンケート調査結果(抜粋)は、17ページ以降に掲載しています。

(3) 地区座談会（ワークショップ）の実施

地区地域福祉活動計画策定委員会の中で、住民が日頃から実際に感じていること、理想とする地域の在り方等について広く意見を収集するため、市内5地区で地区座談会を各3回開催しました。

地区座談会で頂いた意見を基に、地区地域福祉活動計画の策定を行いました。

地区	回	日程	参加者数	会場
津田地区	1回	平成30年10月31日（水）	16人	社会福祉協議会津田支所
	2回	平成30年11月28日（水）	16人	
	3回	平成30年12月17日（月）	14人	
大川地区	1回	平成30年10月26日（金）	15人	大川公民館
	2回	平成30年11月28日（水）	12人	
	3回	平成30年12月18日（火）	18人	
志度地区	1回	平成30年10月31日（水）	29人	志度社会福祉センター
	2回	平成30年11月30日（金）	30人	
	3回	平成30年12月21日（金）	29人	
寒川地区	1回	平成30年11月1日（木）	25人	寒川農村環境改善センター
	2回	平成30年11月28日（水）	20人	
	3回	平成30年12月21日（金）	24人	
長尾地区	1回	平成30年10月30日（火）	21人	さぬき市役所長尾支所
	2回	平成30年11月22日（木）	23人	
	3回	平成30年12月13日（木）	21人	

※地区座談会（ワークショップ）結果は、37ページ以降に掲載しています。

(4) 第4期さぬき市地域福祉計画・地域福祉活動計画作業部会の設置

市及び社会福祉協議会の担当課と各地区の代表等で構成する「第4期さぬき市地域福祉計画・地域福祉活動計画作業部会」を設置し、市内5地区で行った地区座談会（ワークショップ）の意見の取りまとめの報告を行いました。

	日程	内容
1回目	平成30年11月26日（月）	委嘱状の交付 第1回地区地域福祉活動計画策定委員会報告
2回目	平成30年12月10日（月）	第2回地区地域福祉活動計画策定委員会報告
3回目	平成31年1月10日（木）	第3回地区地域福祉活動計画策定委員会報告

(5) 関係団体ヒアリングの実施

市全体の活性化という視点に立って、「協働のまちづくり」を行っていく上で、市民とともに重要な役割を果たす各種団体の地域活動への参画状況等を把握するためにアンケート調査を実施しました。

調査期間	平成30年11月30日（金）から12月14日（金）まで
回収数／配布数	39団体／56団体

※関係団体ヒアリング結果は、42ページ以降に掲載しています。

(6) パブリックコメントの実施

本計画の素案を市及び社会福祉協議会のホームページに掲載し、市民の意見を広く募集し、計画策定の参考としました。

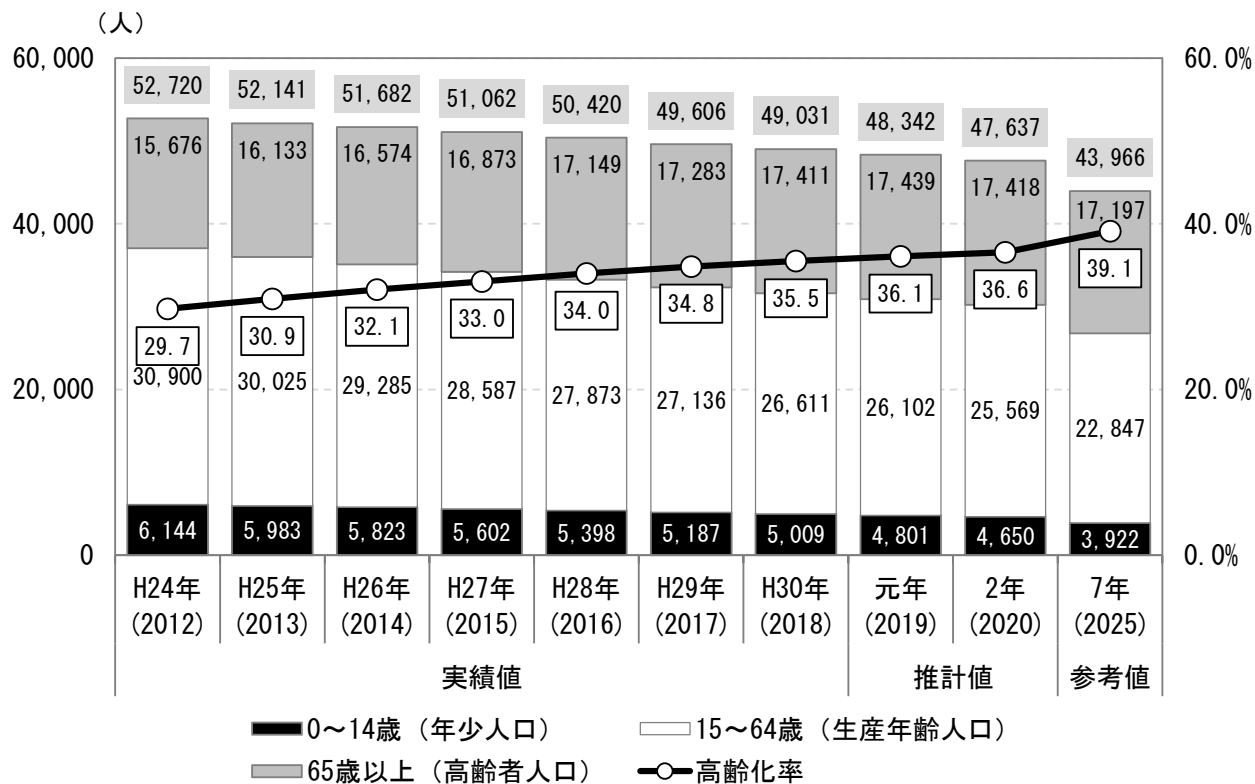
実施期間	平成31年2月●日（●）から3月●日（●）まで
意見数	●件

第2章 本市の地域福祉を取り巻く状況

1. 人口の推移

本市の平成30年9月末現在の総人口は、49,031人となっており、男性より女性が多くなっています。平成24年以降、高齢者人口は1,735人増加していますが、年少人口（0～14歳）は1,135人減少し、生産年齢人口（15～64歳）は4,289人減少していることから、総人口は3,689人減少しています。高齢者人口は17,411人、高齢化率は35.5%となっており、今後も引き続き高齢化率は高くなる見込みとなっています。

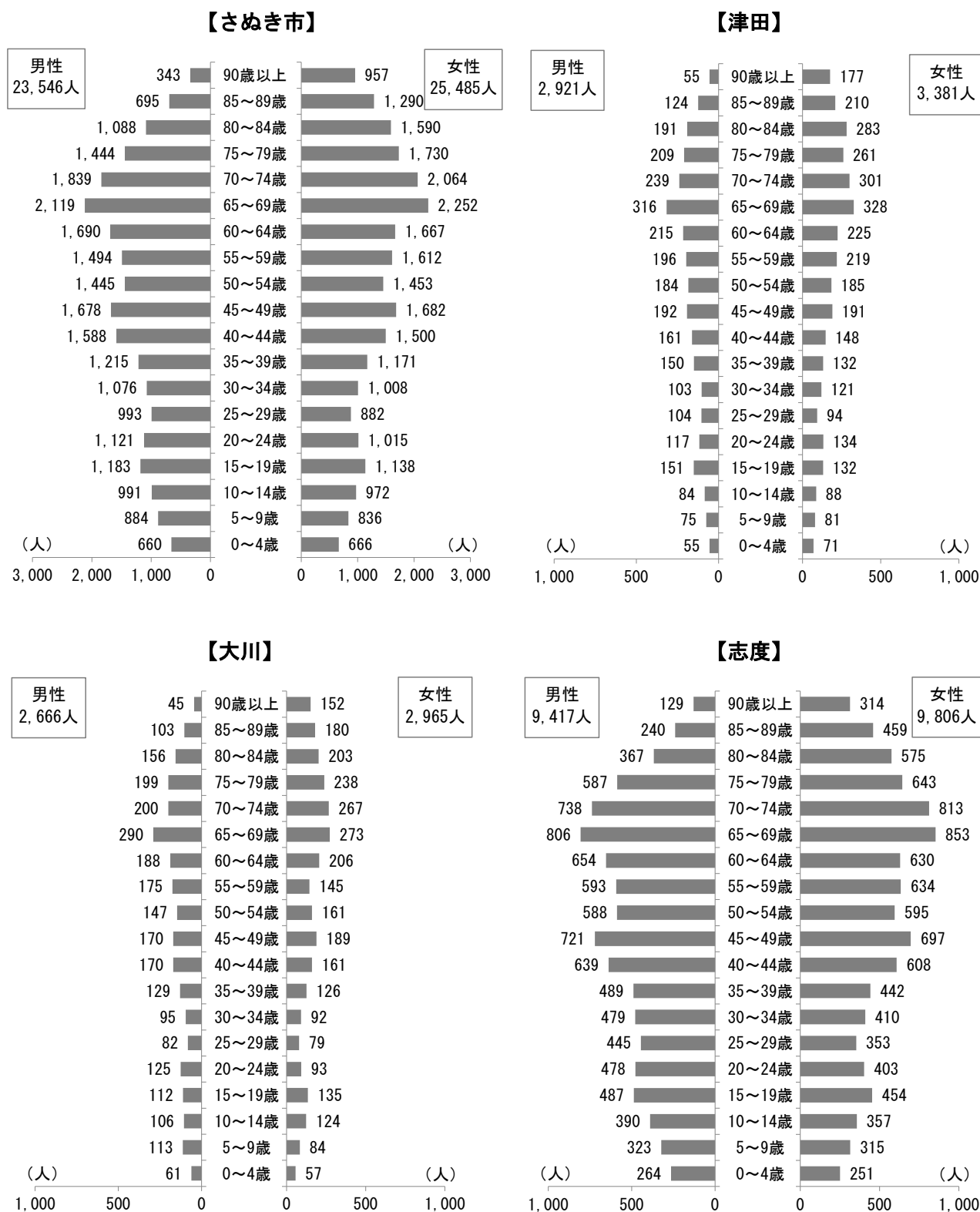
	実績値							推計値		参考値
	H24年 (2012)	H25年 (2013)	H26年 (2014)	H27年 (2015)	H28年 (2016)	H29年 (2017)	H30年 (2018)	元年 (2019)	2年 (2020)	7年 (2025)
0～14歳 (年少人口)	6,144人	5,983人	5,823人	5,602人	5,398人	5,187人	5,009人	4,801人	4,650人	3,922人
15～64歳 (生産年齢人口)	30,900人	30,025人	29,285人	28,587人	27,873人	27,136人	26,611人	26,102人	25,569人	22,847人
65歳以上 (高齢者人口)	15,676人	16,133人	16,574人	16,873人	17,149人	17,283人	17,411人	17,439人	17,418人	17,197人
高齢化率	29.7%	30.9%	32.1%	33.0%	34.0%	34.8%	35.5%	36.1%	36.6%	39.1%
総人口	52,720人	52,141人	51,682人	51,062人	50,420人	49,606人	49,031人	48,342人	47,637人	43,966人

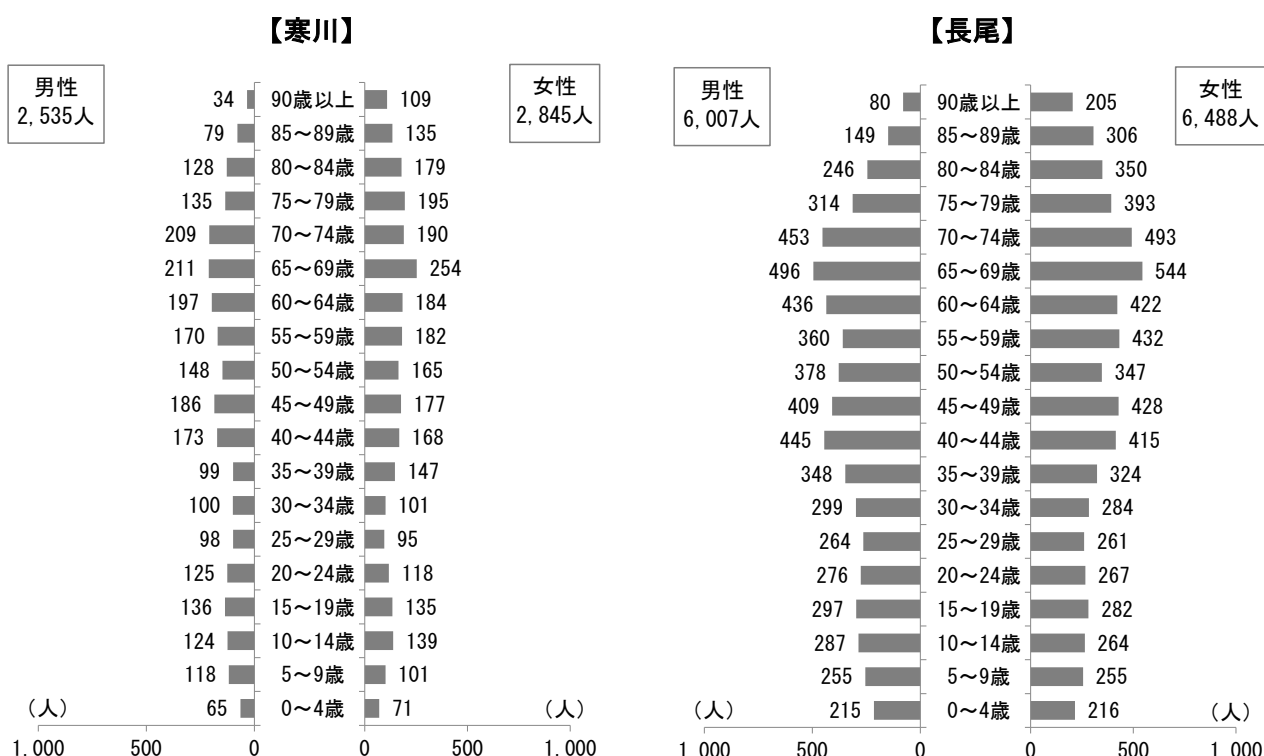


(出典) 実績値：各年9月末現在の住民基本台帳人口、推計値・参考値：将来推計結果

▶ 地区別人口ピラミッド

本市の平成30年9月末現在の市全体と地区別（津田、大川、志度、寒川、長尾）の人口ピラミッドを見ると、いずれも男性より女性の人口が多く、高齢化率も約6～7%高くなっています。全体の高齢化率は、津田、大川、寒川、志度、長尾の順で高くなっています。





2. 出生と死亡等の状況

(1) 出生数

出生数は、平成25年に300人を超えていたものの、毎年200人台で推移しており、平成28年以降は250人を下回っています。

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
出生数(人)	276	309	258	274	238	240	228

(出典) 香川県人口移動調査報告(各年1~12月)

(2) 死亡数

死亡数は、平成24年と平成26年には700人を超えていましたが、以後は700人未満で増減を繰り返しています。

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
死亡数(人)	714	680	733	679	699	659	690

(出典) 香川県人口移動調査報告(各年1~12月)

3. 子どもの状況

本市の公立学校教育等施設に通所・通学する子どもの数は、年々減少傾向にあります。

区分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
市立保育所 園児数	872 人	884 人	852 人	875 人	841 人
市立幼稚園 園児数	537 人	510 人	471 人	409 人	352 人
市立小学校 児童数	2,452 人	2,409 人	2,290 人	2,216 人	2,183 人
市立中学校 生徒数	1,307 人	1,259 人	1,223 人	1,200 人	1,165 人

(出典)子育て支援課幼保連携推進室、学校教育課

4. 障害者の状況

障害者の手帳所持者数（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者（重複を含む。））は、平成 30 年 4 月 1 日現在で 3,210 人となっています。身体障害者手帳所持者数は、減少傾向にありますが、療育手帳の所持者数及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、増加傾向にあります。

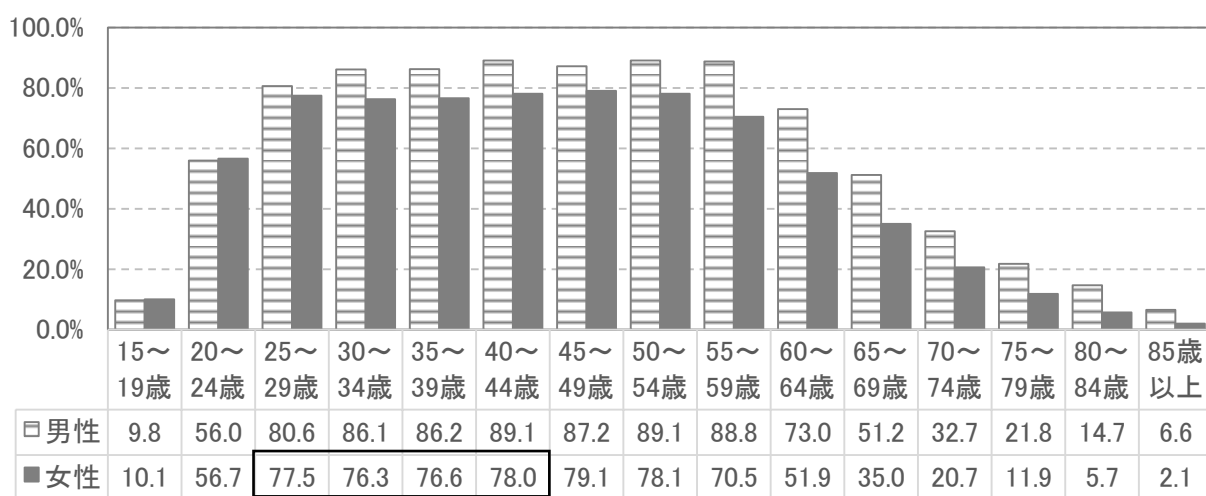
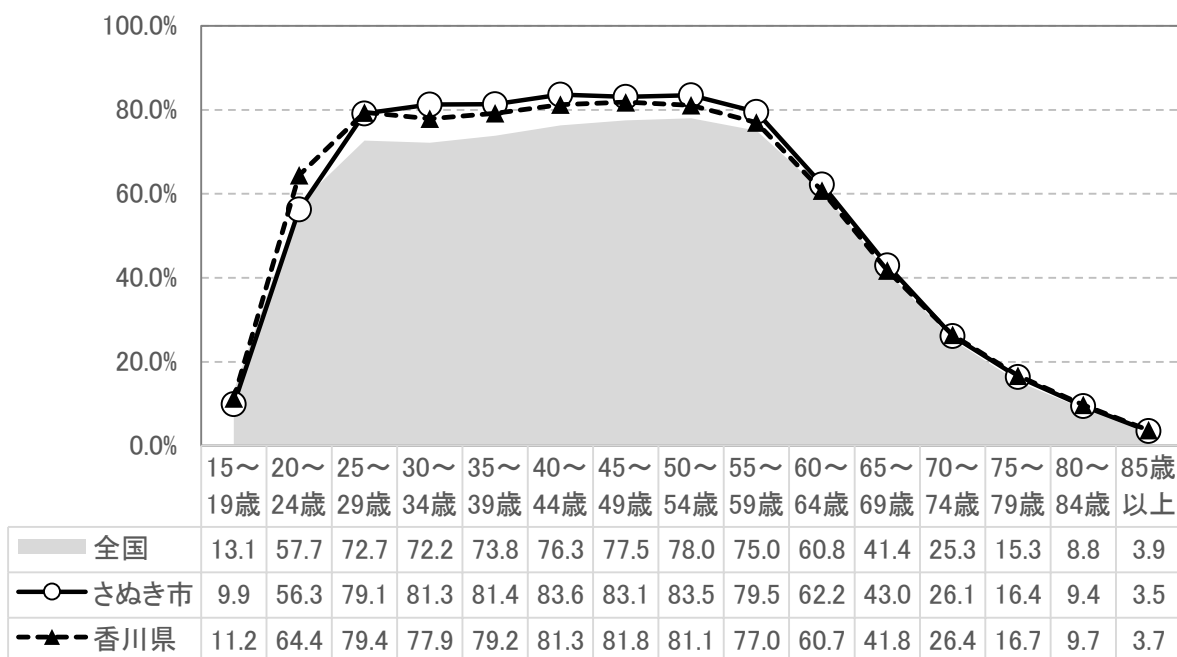
また、手帳所持者の総人口に占める割合は、6%半ばで推移しており、ほぼ横ばいとなっています。

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
身体障害者手帳所持者	2,790 人	2,750 人	2,698 人	2,628 人	2,578 人	2,529 人
療育手帳所持者	379 人	386 人	392 人	402 人	417 人	419 人
精神障害者保健福祉手帳 所持者	183 人	197 人	203 人	223 人	238 人	262 人
手帳所持者の総数	3,352 人	3,333 人	3,293 人	3,253 人	3,233 人	3,210 人
総人口に占める割合	6.40%	6.44%	6.42%	6.42%	6.47%	6.52%

(出典) 長寿障害福祉課

5. 就業状況

本市の就業率を年齢別に見ると、30歳から69歳までの年齢で全国及び香川県を上回っています。15歳から24歳までについては、女性が男性を上回っており、25歳以上は、男性が上回っているものの、女性の子育て世代(25歳から44歳まで)の就業率は、77.2%と、全国及び香川県より高くなっています。国は、25歳から44歳までの女性の就業率を2020年までに77.0%を達成することを目標としていますが、本市では既に達成しています。



さぬき市：77.2%
香川県：71.9%
全国：65.9%

(出典) 国勢調査_平成27年

6. 高齢者の状況

(1) 高齢者世帯の状況

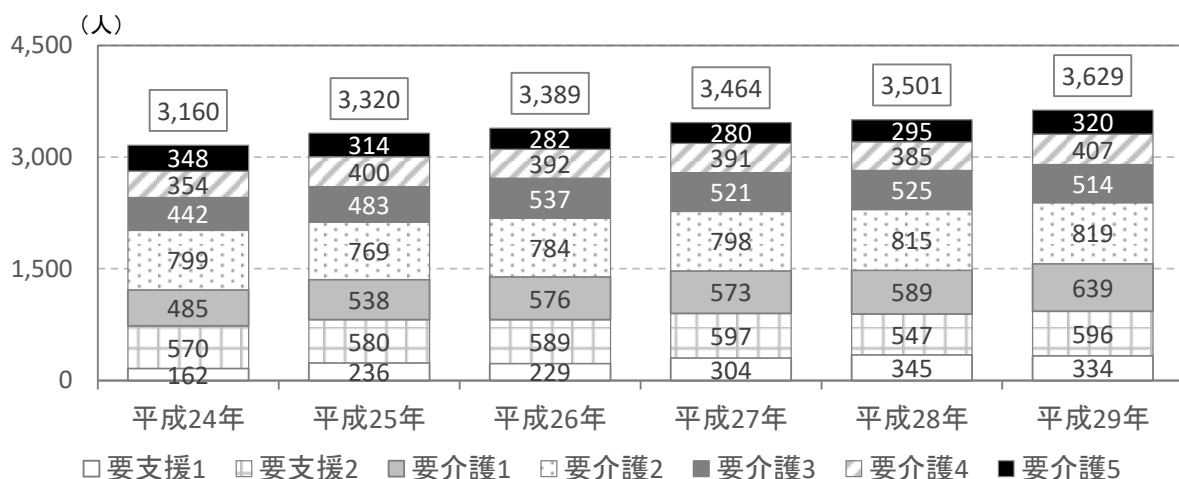
一般世帯のうち、高齢者のいる世帯は年々増加傾向にあり、平成 27 年は 50%を超えています。また、高齢者のいる世帯のうち、ひとり暮らし高齢者世帯と高齢者夫婦のみ世帯を合わせると約 50%を占めています。

		平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
一般世帯数	(世帯)	19,110	19,679	19,986	19,662	19,705
核家族世帯数	(世帯)	9,925	10,831	11,442	11,331	11,340
	(%)	51.9	55.0	57.3	57.6	57.5
高齢者のいる世帯	(世帯)	7,627	8,461	9,109	9,559	10,486
	(%)	39.9	43.0	45.6	48.6	53.2
ひとり暮らし 高齢者世帯	(世帯)	1,038	1,351	1,601	1,863	2,448
	(%)	13.6	16.0	17.6	19.5	23.3
高齢者夫婦 のみ世帯	(世帯)	1,175	1,655	2,077	2,326	2,734
	(%)	15.4	19.6	22.8	24.3	26.1
同居世帯	(世帯)	4,955	4,960	5,431	5,370	5,304
	(%)	65.0	58.6	59.6	56.2	50.6

(出典) 国勢調査

(2) 第 1 号被保険者の要介護（要支援）認定者の状況

第 1 号被保険者の要介護（要支援）認定者数は年々増加傾向にあり、平成 29 年で 3,629 人となっており、平成 24 年と比較すると 469 人増加しています。



(出典) さぬき市高齢者福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画

7. 地域の援助体制の状況

(1) さぬき市社会福祉協議会

さぬき市社会福祉協議会では、地域で抱えている様々な福祉問題を地域全体の問題として捉え、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図ることを目的としています。住民参加による小地域でのネットワークづくりなどの支援や、社会福祉に関わる公私の関係者・団体・機関等との連携を進め、具体的な福祉サービスを企画し実施しています。そして、その活動を通して、心ふれあう「福祉のまちづくり」を目指しています。

社会福祉協議会とは…

「市地域福祉活動計画」と「地区地域福祉活動計画」の策定に当たって、計画策定の事務局を担った社会福祉協議会（社協）は、地域福祉の推進を目的とした非営利組織です。昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき全国に設置され、戦後70年の歴史の中で、時代のニーズに沿った活動実践を積み重ねてきました。

社会福祉協議会活動の基本指針である「社会福祉協議会基本要項」（昭和37年）には、「住民主体」の原則に基づく社会福祉協議会の組織と活動の在り方が明記され、昭和58年に市町村社会福祉協議会の法制化、平成2年には指定都市及びその区社会福祉協議会について位置付けられました。平成4年に制定された「新・社会福祉協議会基本要項」では、従来の「住民主体」の理念を継承するとともに、住民参加による地域福祉を支える組織基盤の整備や公私協働の活動を実現するために、「住民ニーズ基本の原則」「住民活動主体の原則」「民間性の原則」「公私協働の原則」が提示されました。

新・社会福祉協議会基本要項（抜粋）

社会福祉協議会は、次の原則をふまえ、各地域の特性を生かした活動をすすめる。

【住民ニーズ基本の原則】

広く住民の生活実態・福祉課題等の把握に努め、そのニーズに立脚した活動をすすめる。

【住民活動主体の原則】

住民の地域福祉への関心を高め、その自主的な取り組みを基礎とした活動をすすめる。

【民間性の原則】

民間組織としての特性を生かし、住民ニーズ、地域の福祉課題に対応して、開拓性・即応性・柔軟性を発揮した活動をすすめる。

【公私協働の原則】

公私の社会福祉および保健・医療、教育、労働等の関係機関・団体、住民等の協働と役割分担により、計画的かつ総合的に活動をすすめる。

【専門性の原則】

地域福祉の推進組織として、組織化、調査、計画等に関する専門性を発揮した活動をすすめる。

社会福祉法第 109 条には、社会福祉協議会は「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として明記され、活動を通して地域福祉を推進していくことが期待されています。

社会福祉法（抜粋）

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ（中略）、指定都市にあっては（中略）が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前 3 号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

つまり、社会福祉協議会は、全国の都道府県、市区町村に設置され、「住民主体」の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らせる「福祉のまちづくり」を住民やボランティア、当事者、教育・医療・保健・福祉関係者、行政等と協働して進めていく、総合的な連絡調整や企画実施等を行う特別な役割を担う社会福祉法人であると言えます。社会福祉協議会は、文字通り、地域住民や福祉関係者等が「地域(社会)の福祉を協議するための会」であり、本計画づくりも、これからの地域福祉推進の在り方を、住民主体を基本とする公民協働の下で推進していくことを明らかにした事業活動の一環です。

社会福祉協議会は、住民の福祉活動支援、ボランティア活動支援、福祉課題を抱えた人への相談援助活動、在宅福祉サービス事業などを行うことで、誰もが安心して暮らせる「福祉のまちづくり」を進めています。その対象や事業内容は幅広く、地域の多様化、複雑化する様々な福祉課題に対して、民間性と公共性の両面を併せ持つ特性を生かして先駆的なサービスを開発し、住民が主体的な課題解決に取り組めるように支援を行い、住民の暮らしを基盤にした事業活動を推進することが求められています。

「地方分権」、「市民協働・住民自治」、「地域福祉」の時代にあつて、これからの社会福祉協議会に求められることは、地域住民を基盤とした「協議体」、地域の課題を把握し、開拓的、先駆的な事業を開発する「事業体」、住民、NPO、ボランティア、福祉関係者などの多様な地域福祉推進主体と連携し、協働して活動を進める「運動体」という 3 つの特性をバランス良く生かした地域福祉の推進であると言えます。

(2) 民生委員・児童委員

全ての民生委員は、子どもに関する問題を担当する児童委員を兼ねており、このほか専ら児童に関する相談・支援を担当する主任児童委員がいます。

行政機関をはじめ社会福祉協議会など関係機関と協力・連携し、地域の人々の身近な相談役・支援者として様々な福祉活動に取り組んでいます。

地 区	民生委員数	うち、主任児童委員数
津田地区	20 人	2 人
大川地区	17 人	2 人
志度地区	40 人	2 人
寒川地区	13 人	2 人
長尾地区	25 人	2 人
合 計	115 人	10 人

※平成 30 年 12 月 1 日現在

民生委員・児童委員とは…

各地区から推薦され、厚生労働大臣から 3 年間の任期で委嘱を受けた、地域における相談・支援のボランティアです。

(3) 地域福祉推進員

地域福祉推進員とは、地域内の福祉に関する問題、また、支援を求めている要援護者やその家族に対して、その状況を把握し、当事者の立場を十分に理解し、その問題解決に向けて地域ぐるみで支援していくための地域福祉活動のリーダーです。

本市では、自治会長、福祉委員、民生委員・児童委員が、地域福祉推進員として活動されています。

	全 市	津田地区	大川地区	志度地区	寒川地区	長尾地区
自治会数	394	49	54	107	52	132
地域福祉推進員	883 人	119 人	127 人	267 人	116 人	254 人

※平成 30 年 12 月 1 日現在

(4) ボランティア活動等の地域活動

福祉以外の分野でも、保健、医療、文化活動、環境づくりなど幅広い活動が行われています。ボランティアセンターには、61 グループ、89 人のボランティアが登録しており、市内の様々な分野で活躍しています。

8. 「地域福祉」を考える住民アンケート調査結果（抜粋）

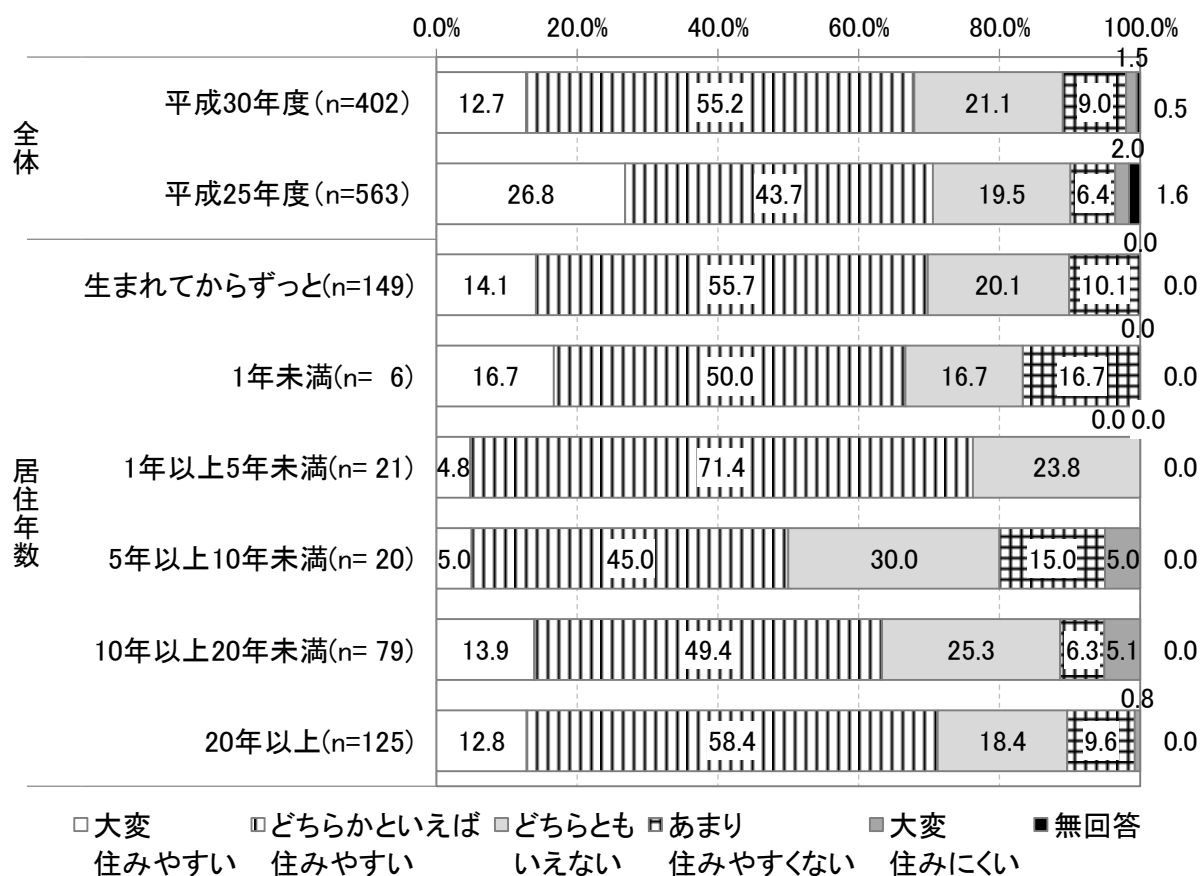
5 ページに記載した「地域福祉」を考える住民アンケート調査の結果は、次のとおりです。

（1）住みやすさと居住年数

本市の住みやすさについての設問では、「どちらかといえば住みやすい」が 55.2%で最も高く、「大変住みやすい」の 12.7%と合計した『住みやすい』が 67.9%を占めています。次に、「どちらともいえない」が 21.1%となっており、『住みにくい』（「あまり住みやすくない」と「大変住みにくい」の合計）は 10.5%となっています。

平成 25 年度の結果※と比べると、「大変住みやすい」は半数以下となっていますが、「どちらかといえば住みやすい」と「どちらともいえない」が増えており、『住みにくい』は全体の 10.5%となっています。

居住年数別に見ると、5 年以上 10 年未満の人の満足度が低いことが分かります。



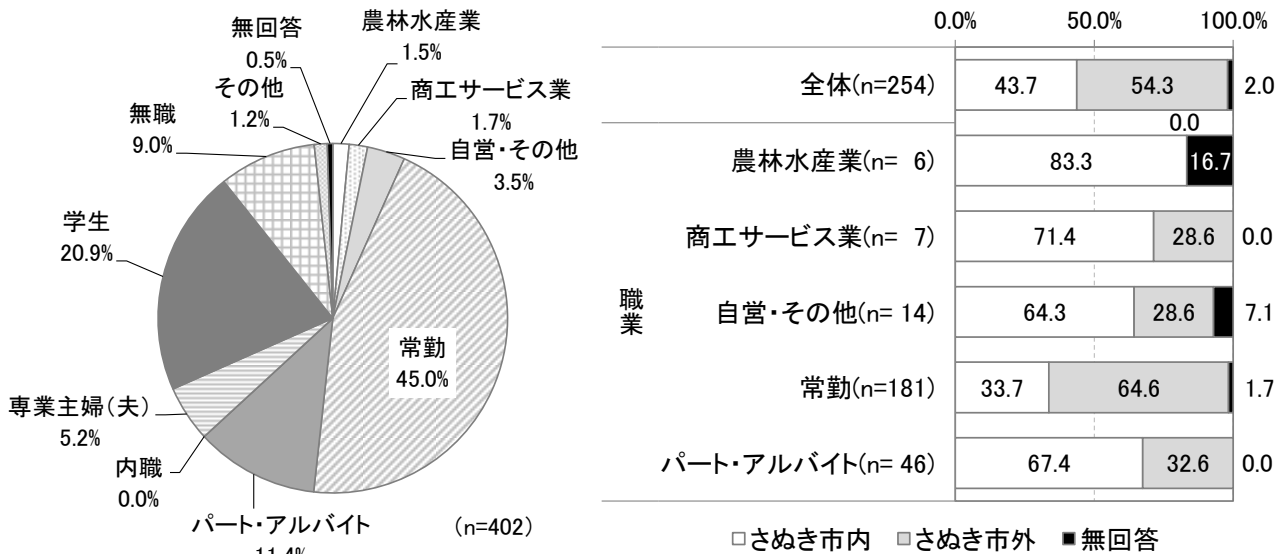
※平成 25 年度の調査結果について

本市在住の 18 歳以上の 1,000 人（無作為抽出）を対象に実施（回収率：56.3%）

(2) 主な職業と勤務先

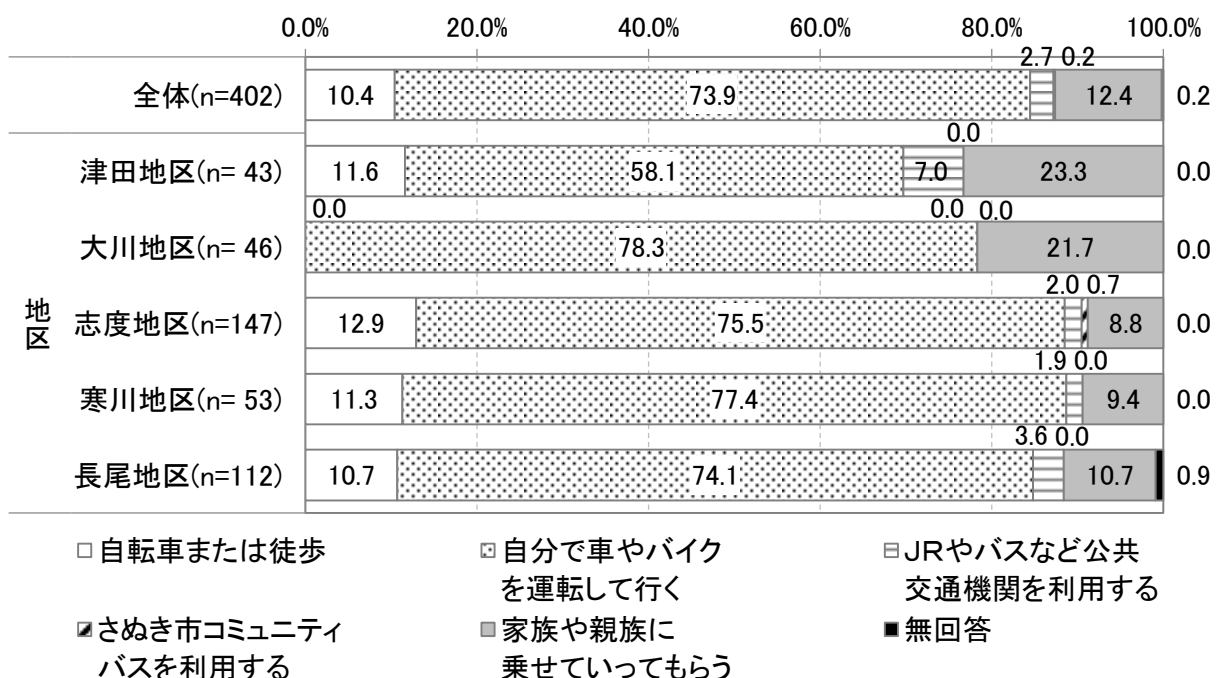
主な職業は、「常勤」が45.0%で最も高く、次に、「学生」が20.9%、「パート・アルバイト」が11.4%、「無職」が9.0%となっており、主に働いている人は、合計で63.1%となっています。

主に働いている人の勤務先を職業別に見ると、常勤は「さぬき市外」(64.6%)、パート・アルバイトは「さぬき市内」(67.4%)の割合が高くなっています。



(3) 買い物や病院などへの移動手段

普段の交通手段についての設問では、全体では「自分で車やバイクを運転して行く」が73.9%で最も高くなっていますが、地区別に見ると、津田地区と大川地区では「家族や親族にらせていってもら」が20%以上となっています。



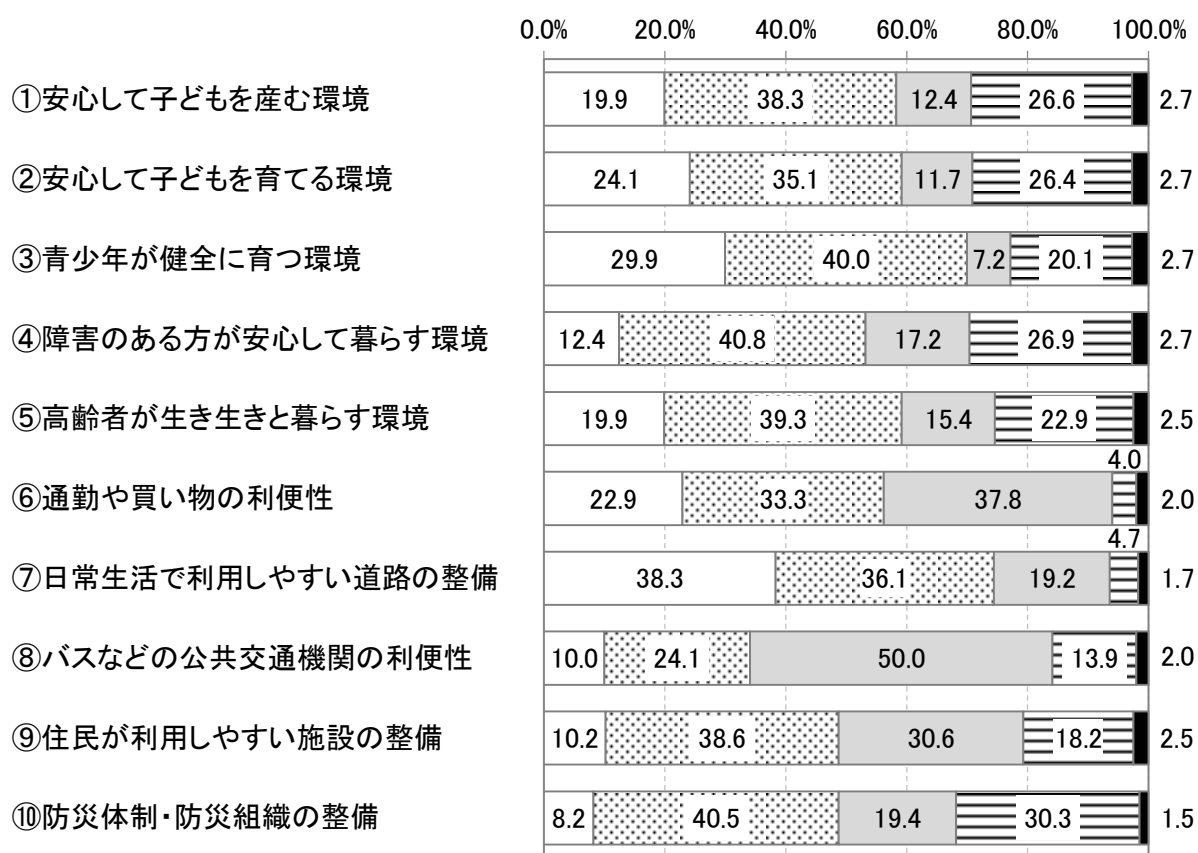
(4) 周辺環境の満足度

周辺環境の満足度についての設問では、「⑦日常生活で利用しやすい道路の整備」、「③青少年が健全に育つ環境」の順で「満足である」と答えた人が多くなっています。

一方、「⑧バスなどの公共交通機関の利便性」は「不満である」が50.0%と最も高く、次に、「⑥通勤や買い物の利便性」が37.8%となっています。

前問で、買い物や病院などへの移動手段として、公共交通機関やコミュニティバスを利用している人が全体の2.9%となっていることも踏まえ、公共交通機関の充足に課題があると言えます。

平成30年度(n=402)



□満足である □どちらともいえない □不満である □わからない ■無回答

※参考(平成25年度)	満足である	どちらともいえない	不満である	わからない	無回答
①安心して子どもを産む環境	24.2	35.3	10.7	25.0	4.8
②安心して子どもを育てる環境	27.9	35.0	11.9	21.0	4.3
③青少年が健全に育つ環境	25.8	39.8	9.8	19.7	5.0
④障害のある方が安心して暮らす環境	11.4	37.3	18.1	29.7	3.6
⑤高齢者が生き生きと暮らす環境	18.8	40.9	14.7	21.8	3.7
⑥通勤や買い物の利便性	33.6	25.9	35.7	2.1	2.7
⑦日常生活で利用しやすい道路の整備	36.8	35.7	21.1	2.7	3.7
⑧バスなどの公共交通機関の利便性	13.9	24.7	46.5	12.4	2.5
⑨住民が利用しやすい施設の整備	10.7	36.9	30.7	18.3	3.4
⑩防災体制・防災組織の整備	9.8	33.6	22.2	31.4	3.0

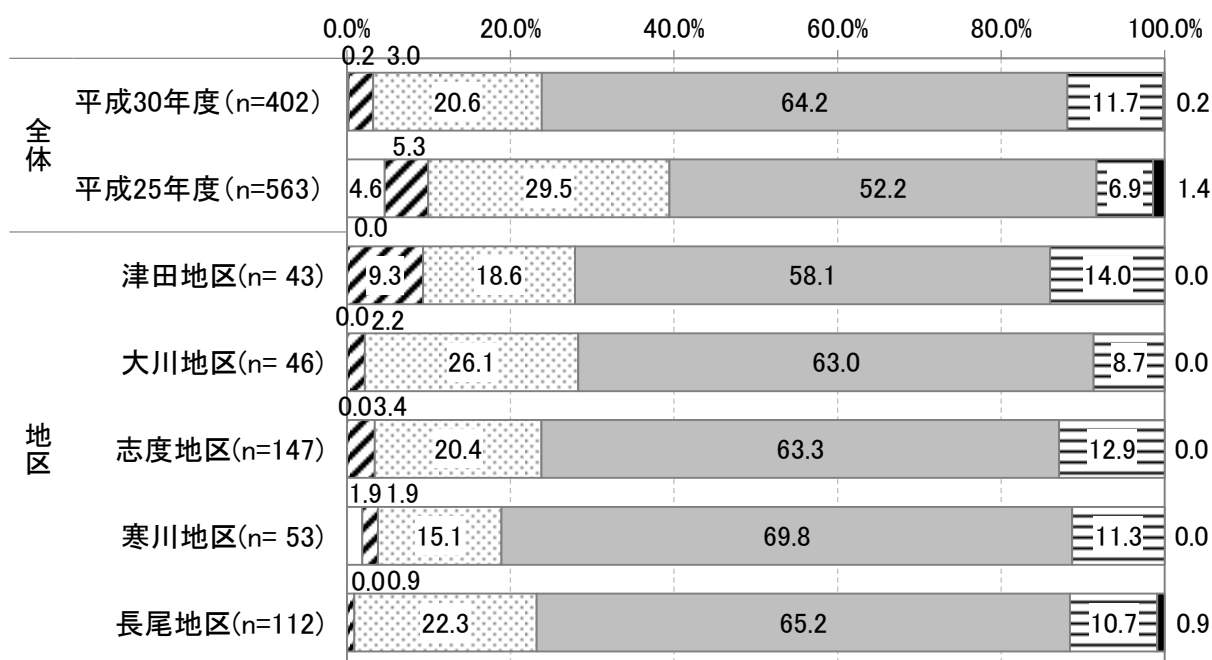
(5) 近所付き合いの状況

▶現状

現在の隣近所の人との付き合いの程度についての設問では、「顔を合わせたとき、挨拶し合うぐらいの付き合い」が64.2%で最も高く、次に、「立ち話や情報交換をし合う付き合い」が20.6%となっています。

平成25年度と比べると、「顔を合わせたとき、挨拶し合うぐらいの付き合い」が多くなっており、「特に用事がなくても行き来し、困り事を話し合う付き合い」や「簡単な頼み事や、物の貸し借りをし合う付き合い」などの深い付き合いが減っていることが分かります。

地区別に見ると、津田地区と大川地区では「簡単な頼み事や、物の貸し借りをし合う付き合い」と「立ち話や情報交換をし合う付き合い」の合計が約30%と他の地区より高くなっています。



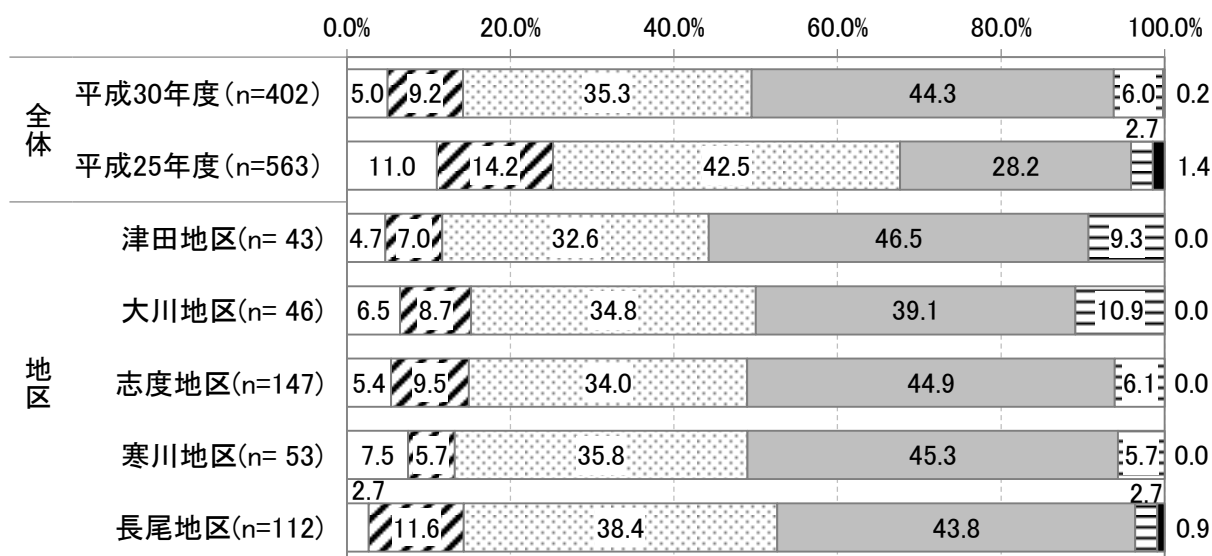
特に用事がなくても行き来し、困り事を話し合う付き合い
 簡単な頼み事や、物の貸し借りをし合う付き合い
 立ち話や情報交換をし合う付き合い
 顔を合わせたとき、挨拶し合うぐらいの付き合い
 ほとんど付き合いはしていない
 無回答

▶理想の近所付き合いの程度

今後希望する隣近所の人との付き合いの程度についての設問では、「顔を合わせたとき、挨拶し合うぐらいの付き合い」が44.3%で最も高く、次に、「立ち話や情報交換をし合う付き合い」が35.3%となっており、現状（P20）よりも、「立ち話や情報交換をし合う付き合い」が14.7ポイント高くなっています。

平成25年度と比べても、「顔を合わせたとき、挨拶し合うぐらいの付き合い」が16.1ポイント高くなっており、近所付き合いの希薄化が進行していることが分かります。

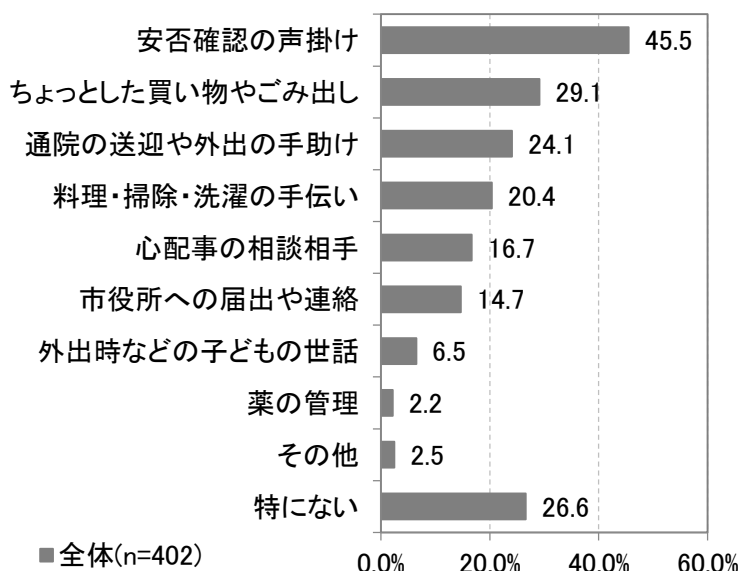
しかし、全体・地区別ともに、現状よりはもう少し踏み込んだ付き合いを求めていることが分かります。



□特に用事がなくても行き来し、困り事を話し合う付き合い □簡単な頼み事や物の貸し借りをし合う付き合い □立ち話や情報交換をし合う付き合い □顔を合わせたとき、挨拶し合うぐらいの付き合い □ほとんど付き合いはしたくない ■無回答

▶日常生活が不自由になったときに近所でしてほしいこと

高齢や病気・事故などで日常生活が不自由になったときに隣近所でしてほしいことについての設問では、「安否確認の声掛け」が45.5%で最も高く、次に、「ちょっとした買い物やごみ出し」が29.1%、「通院の送迎や外出の手助け」が24.1%、「料理・掃除・洗濯の手伝い」が20.4%と続き、「特にない」は26.6%となっています。

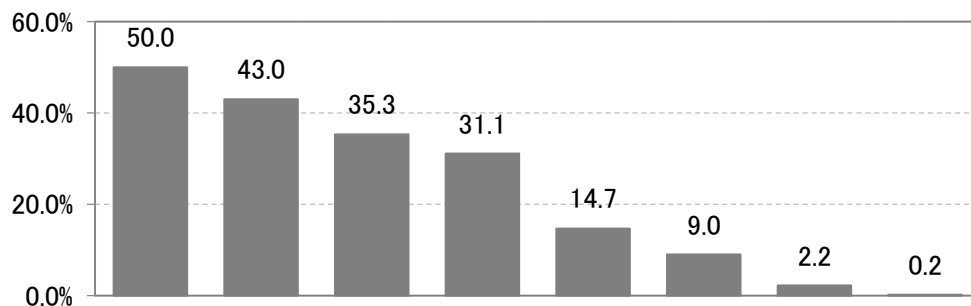


(6) 様々な問題を“我が事＝自分のこと”として捉えて考えることの有無

地域で困っている人や世帯の問題を“我が事＝自分のこと”として捉えて考えることがあるかについての設問では、「将来自分にも起こり得る可能性があるときにある」が50.0%で最も高く、次に、「身近な人（離れている家族・親戚・友人など）が同じ問題を抱えているときにある」が43.0%、「同じ問題をテレビや新聞で知ったときにある」が35.3%、「自分が同じ問題を抱えているときにある」が31.1%となっています。

地区別に見ると、大川地区は、「身近な人（離れている家族・親戚・友人など）が同じ問題を抱えているときにある」（50.0%）、「自分が同じ問題を抱えているときにある」（41.3%）、「普段から“我が事”として考えるようにしている」（23.9%）が全体よりも割合が高くなっています。

寒川地区は、「身近な人（離れている家族・親戚・友人など）が同じ問題を抱えているときにある」が50.9%で最も割合の高い項目となっています。



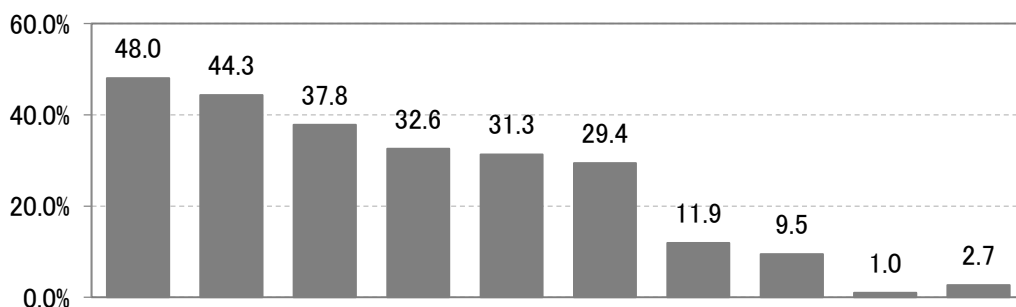
	可将来性自分にも起こり得る	身近な人（離れている家族・親戚・友人など）が同じ問題を抱えているときにある	同じ問題をテレビや新聞で知ったときにある	自分が同じ問題を抱えているときにある	普段から“我が事”として考えるようにしている	“我が事”として考えることはない	その他	無回答
全体 (n=402)	50.0	43.0	35.3	31.1	14.7	9.0	2.2	0.2
地区	津田地区 (n= 43)	51.2	37.2	30.2	25.6	14.0	2.3	-
	大川地区 (n= 46)	52.2	50.0	37.0	41.3	23.9	2.2	-
	志度地区 (n=147)	46.9	44.9	36.7	27.9	17.0	6.8	-
	寒川地区 (n= 53)	49.1	50.9	37.7	37.7	9.4	3.8	-
	長尾地区 (n=112)	53.6	36.6	33.0	29.5	10.7	9.8	0.9

注) 濃い網掛けは、全体より10ポイント高いもの、薄い網掛けは、全体より5ポイント高いもの（以下同様）

(7) 住みよい地域社会実現に向けて問題となること

地域の人々がお互い力を合わせて、住みよい地域社会を実現していく上で問題となることを3つまで選んでもらったところ、「活動の中心になる人が高齢化している」が48.0%で最も高く、次に、「活動する人（特に若年層）の確保が困難」が44.3%、「日中、地域を離れている人が多い（仕事など）」が37.8%となっています。

地区別に見ると、津田地区では、「活動する人（特に若年層）の確保が困難」が48.8%で最も高くなっています。大川地区は、「活動の中心になる人が高齢化している」が63.0%と特に高くなっています。



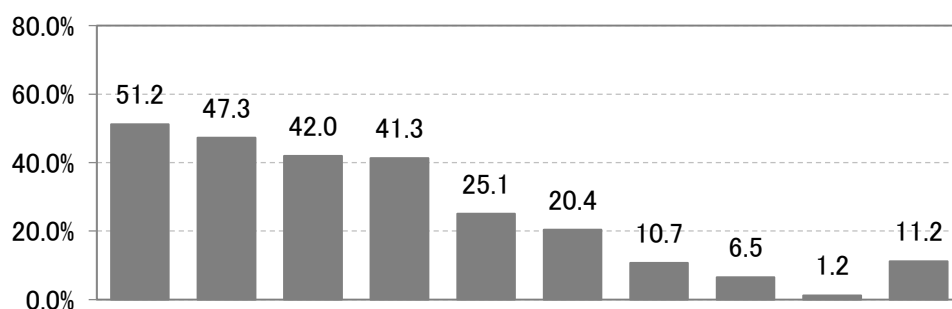
		活動の中心になる人が高齢化している	活動する人（特に若年層）の確保が困難	日中、地域を離れている人が多い（仕事など）	プライバシーの問題（他人に干渉されるなど）	近所付き合いが減っている	活動に対する地域住民の関心が低い	行政、社会福祉協議会、ボランティアの連携が十分でない	福祉活動やボランティアに関する機会が少ない	その他	特に問題はない
全体 (n=402)		48.0	44.3	37.8	32.6	31.3	29.4	11.9	9.5	1.0	2.7
地区	津田地区 (n= 43)	41.9	48.8	46.5	27.9	23.3	30.2	20.9	11.6	2.3	-
	大川地区 (n= 46)	63.0	45.7	28.3	30.4	28.3	28.3	8.7	13.0	-	2.2
	志度地区 (n=147)	46.3	42.9	33.3	34.7	31.3	30.6	10.2	12.2	-	4.1
	寒川地区 (n= 53)	54.7	47.2	41.5	41.5	30.2	18.9	7.5	5.7	1.9	1.9
	長尾地区 (n=112)	43.8	42.0	42.9	28.6	35.7	33.0	13.4	5.4	1.8	2.7

(8) 日常生活の悩みや不安について

▶暮らしの中での悩みや不安

毎日の暮らしの中でどのような悩みや不安を感じているかについての設問では、「地震・台風など災害時の問題」が51.2%で最も高く、また、「家族の健康」(47.3%)、「自分の健康」(42.0%)、「家族の生活(進学、就職、世帯収入など)」(41.3%)が40%を超えています。

年齢別に見ると、「家族の健康」「自分の健康」「介護の問題」は年齢が高い層で割合が高く、「家族の健康」が50～59歳で69.0%、「自分の健康」は70歳以上で82.8%、「介護の問題」は60～69歳で47.2%と高くなっています。30～59歳の各年齢層では、「家族の生活(進学、就職、世帯収入など)」が約50～60%と高くなっています。「育児の問題」については、30～39歳で27.3%、40～49歳で18.6%となっています。

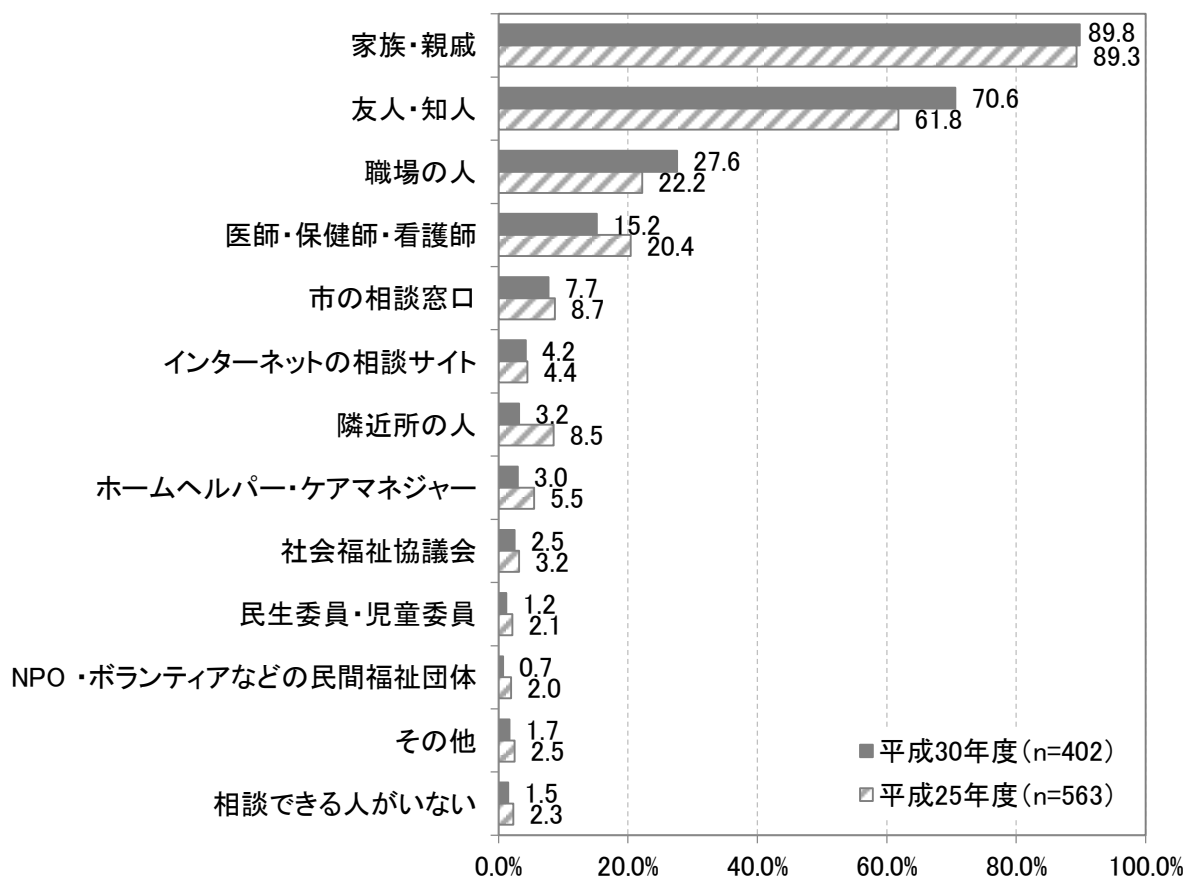


		地震・台風など災害時の問題	家族の健康	自分の健康	家族の生活(進学、就職、世帯収入など)	介護の問題	移動手段(交通機関)の問題	育児の問題	隣近所との関係	その他	特にない
全体 (n=402)		51.2	47.3	42.0	41.3	25.1	20.4	10.7	6.5	1.2	11.2
年齢	18～19歳 (n= 76)	36.8	28.9	18.4	39.5	13.2	28.9	1.3	2.6	-	23.7
	20～29歳 (n= 82)	54.9	32.9	22.0	35.4	12.2	25.6	12.2	2.4	-	17.1
	30～39歳 (n= 77)	55.8	45.5	41.6	50.6	20.8	14.3	27.3	9.1	2.6	7.8
	40～49歳 (n= 43)	55.8	62.8	58.1	53.5	30.2	16.3	18.6	9.3	4.7	4.7
	50～59歳 (n= 58)	55.2	69.0	55.2	58.6	37.9	13.8	3.4	5.2	-	3.4
	60～69歳 (n= 36)	55.6	63.9	63.9	27.8	47.2	22.2	2.8	16.7	-	2.8
	70歳以上 (n= 29)	48.3	55.2	82.8	3.4	44.8	17.2	-	6.9	3.4	6.9

➤相談相手

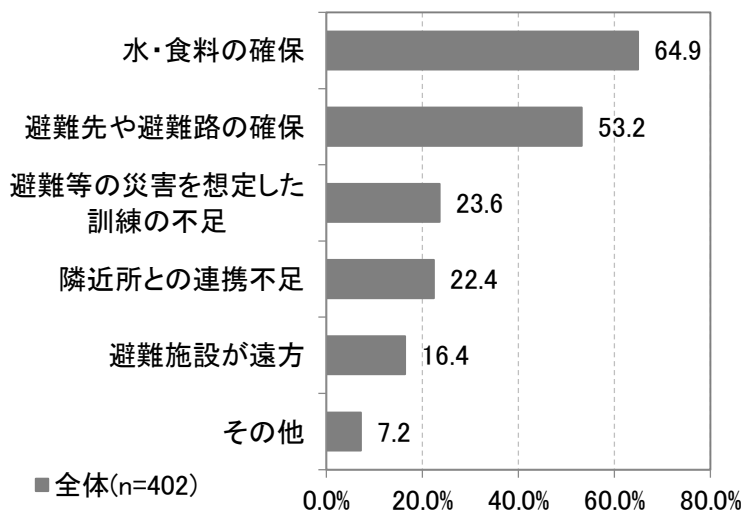
悩みや不安があったときに相談したい相手についての設問では、「家族・親戚」が89.8%で最も高く、次に、「友人・知人」が70.6%、「職場の人」が27.6%、「医師・保健師・看護師」が15.2%となっており、「市の相談窓口」などその他の項目は、いずれも10%未満となっています。

平成25年度と比べると、「家族・親戚」は同程度となっていますが、「友人・知人」、「職場の人」のみ増え、その他の項目はいずれも減少しています。



➤災害への対応

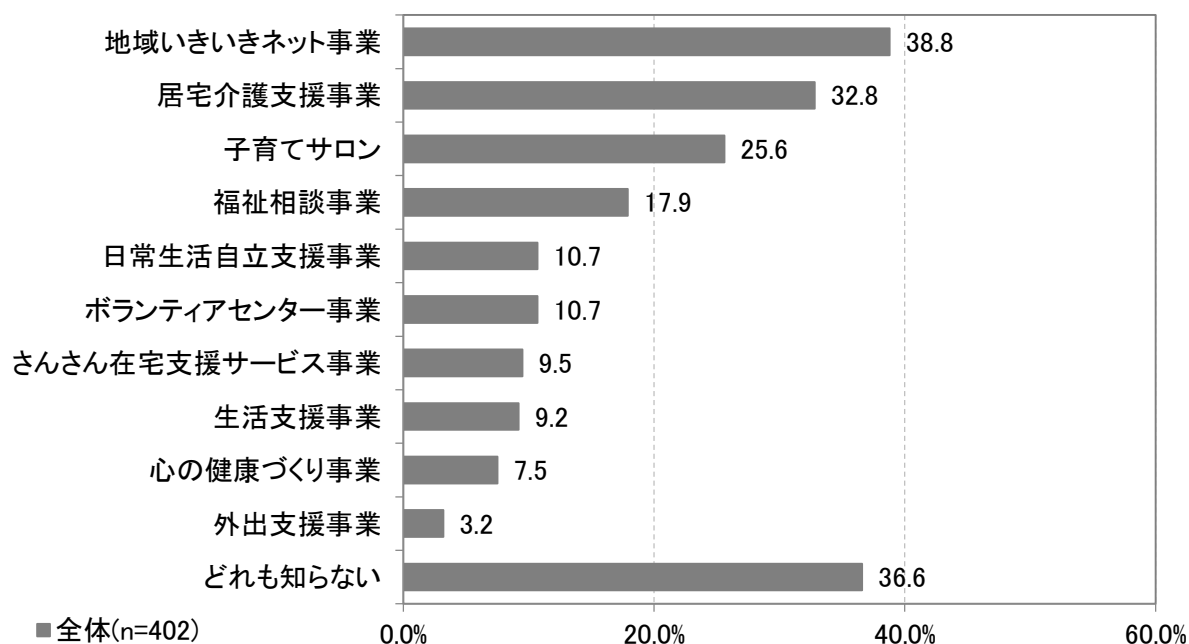
災害への対応で今不安に感じていることについての設問では、「水・食料の確保」(64.9%)、「避難先や避難路の確保」(53.2%)の2項目が50%を超えています。



(9) 地域における住民活動について

▶市役所や社会福祉協議会が実施する事業の認知度

市役所や社会福祉協議会が実施する地域事業の認知状況についての設問では、「地域いきいきネット事業」が38.8%で最も高く、次に、「居宅介護支援事業」が32.8%、「子育てサロン」が25.6%、「福祉相談事業」が17.9%と続き、「どれも知らない」が36.6%となっています。

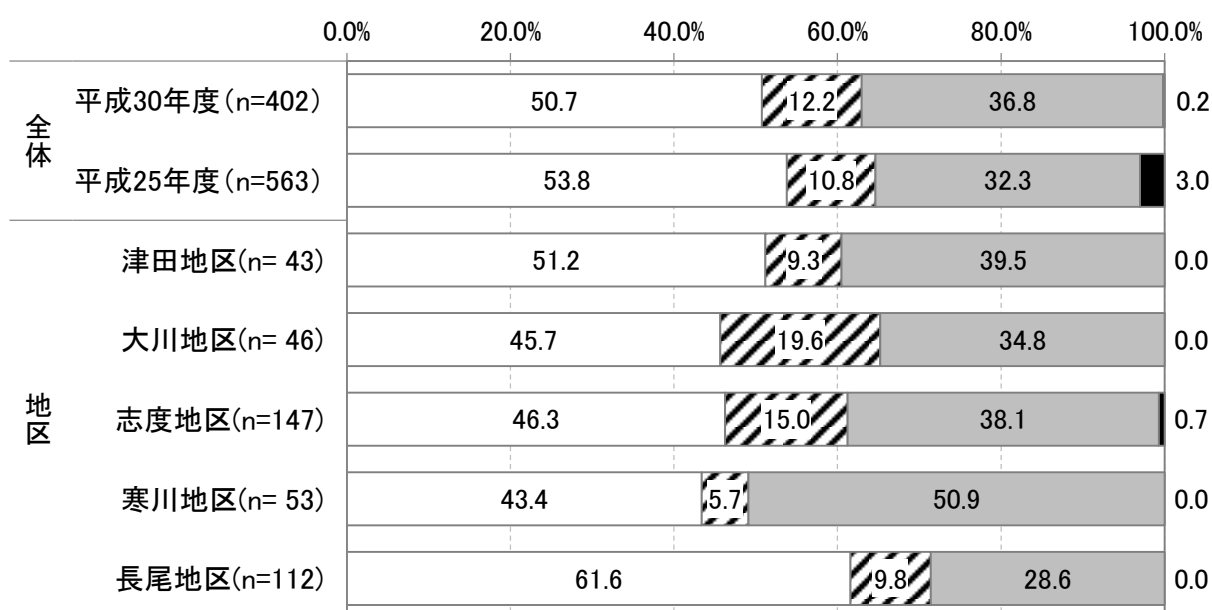


▶地域活動への参加について

地域活動への参加についての考え方についての設問では、「地域を良くする活動は、自分も含め住民参加が必要である」が 50.7%で最も高く、次に、「どちらとも言えない」が 36.8%、「地域を良くする活動は、熱心な人たちに任せておいた方がよい」が 12.2%となっています。

平成 25 年度と比べると、「地域を良くする活動は、自分も含め住民参加が必要である」が若干減少しています。

地区別に見ると、長尾地区は「地域を良くする活動は、自分も含め住民参加が必要である」が 61.6%と高くなっています。



□ 地域を良くする活動は、自分も含め住民参加が必要である

▨ 地域を良くする活動は、熱心な人たちに任せておいた方がよい

■ どちらとも言えない

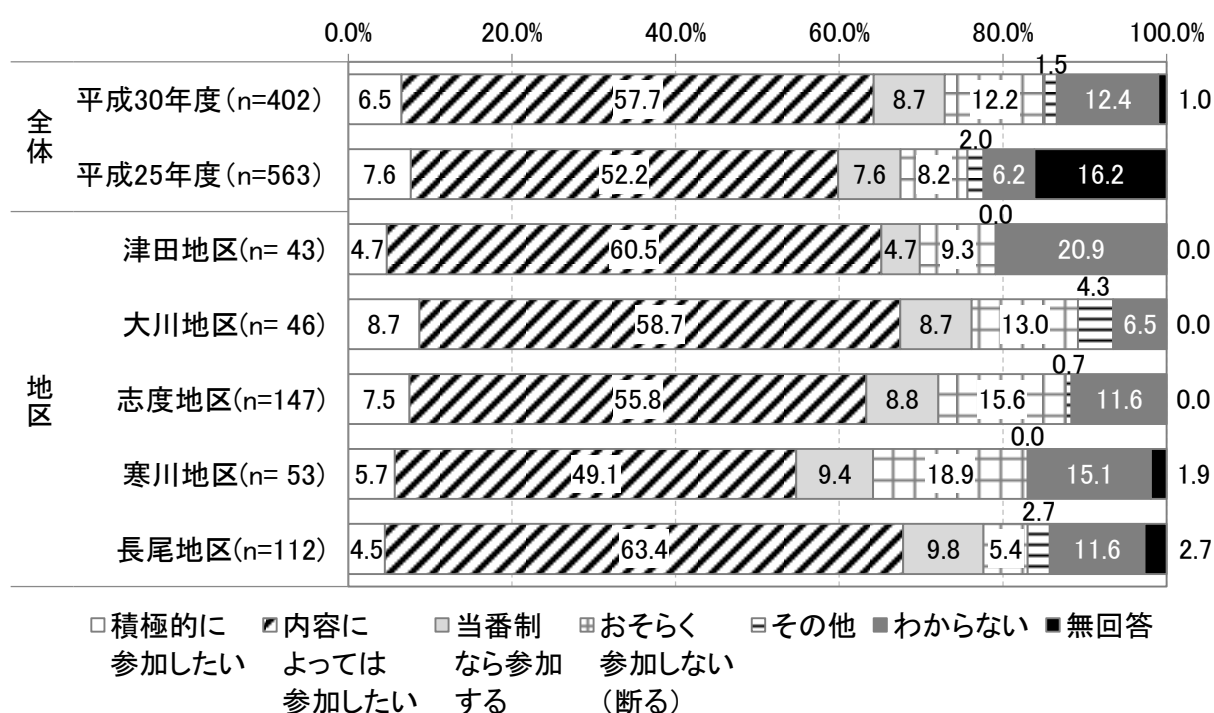
■ 無回答

▶地域活動への参加の依頼があった場合の対応

今後、地域活動への参加の依頼があった場合の対応についての設問では、「内容によっては参加したい」が57.7%で最も高く、次に、「わからない」が12.4%、「おそらく参加しない（断る）」が12.2%、「当番制なら参加する」が8.7%、「積極的に参加したい」が6.5%となっています。

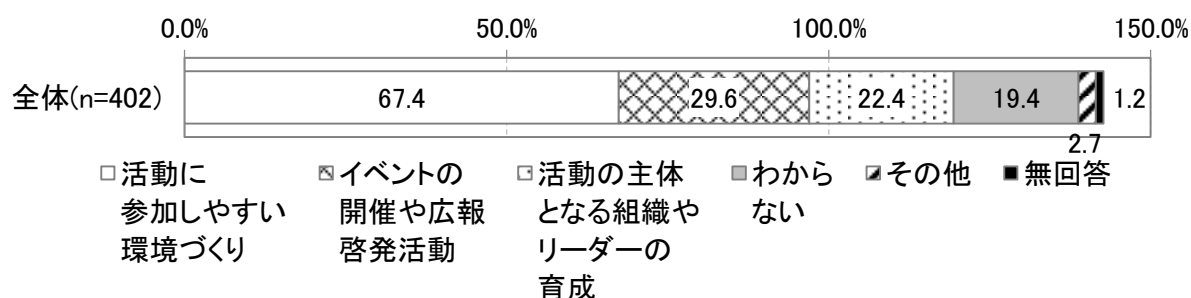
平成25年度と比べると、「内容によっては参加したい」「当番制なら参加する」は若干増加していますが、「おそらく参加しない（断る）」も増加しています。

地区別に見ると、津田地区、大川地区、長尾地区では、「内容によっては参加したい」が約60%となっています。志度地区、寒川地区は、「おそらく参加しない（断る）」が15%以上とやや高くなっています。



▶地域活動を盛んにするために効果的なこと

今後、地域活動を盛んにするためには、どのようなことが効果的だと思うかについての設問では、「活動に参加しやすい環境づくり」が67.4%と群を抜いて高く、次に、「イベントの開催や広報啓発活動」が29.6%、「活動の主体となる組織やリーダーの育成」が22.4%となっています。

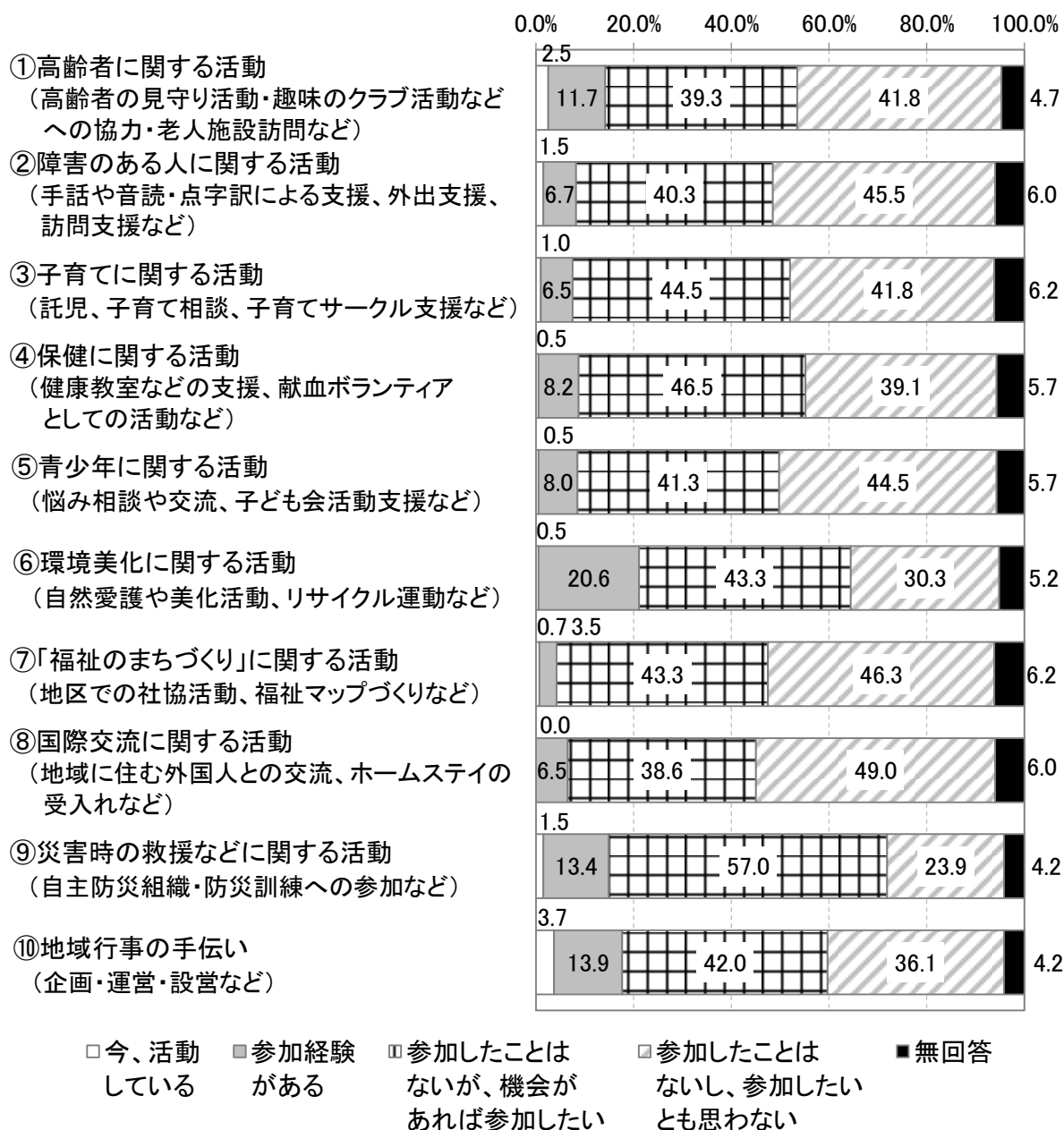


(10) ボランティアやNPO活動について

▶参加状況・参加意向

NPOやボランティア活動の参加状況と参加意向についての設問では、今活動している、又は参加経験がある活動は、「⑥環境美化に関する活動（自然愛護や美化活動、リサイクル運動など）」が21.1%で最も高く、次に、「⑩地域行事の手伝い（企画・運営・設営など）」が17.6%、「⑨災害時の救援などに関する活動（自主防災組織・防災訓練への参加など）」が14.9%、「①高齢者に関する活動（高齢者の見守り活動・趣味のクラブ活動などへの協力・老人施設訪問など）」が14.2%となっています。いずれの活動も、参加経験は約5～20%にとどまるものの、「参加したことはないが、機会があれば参加したい」の割合が約40～60%を占めています。

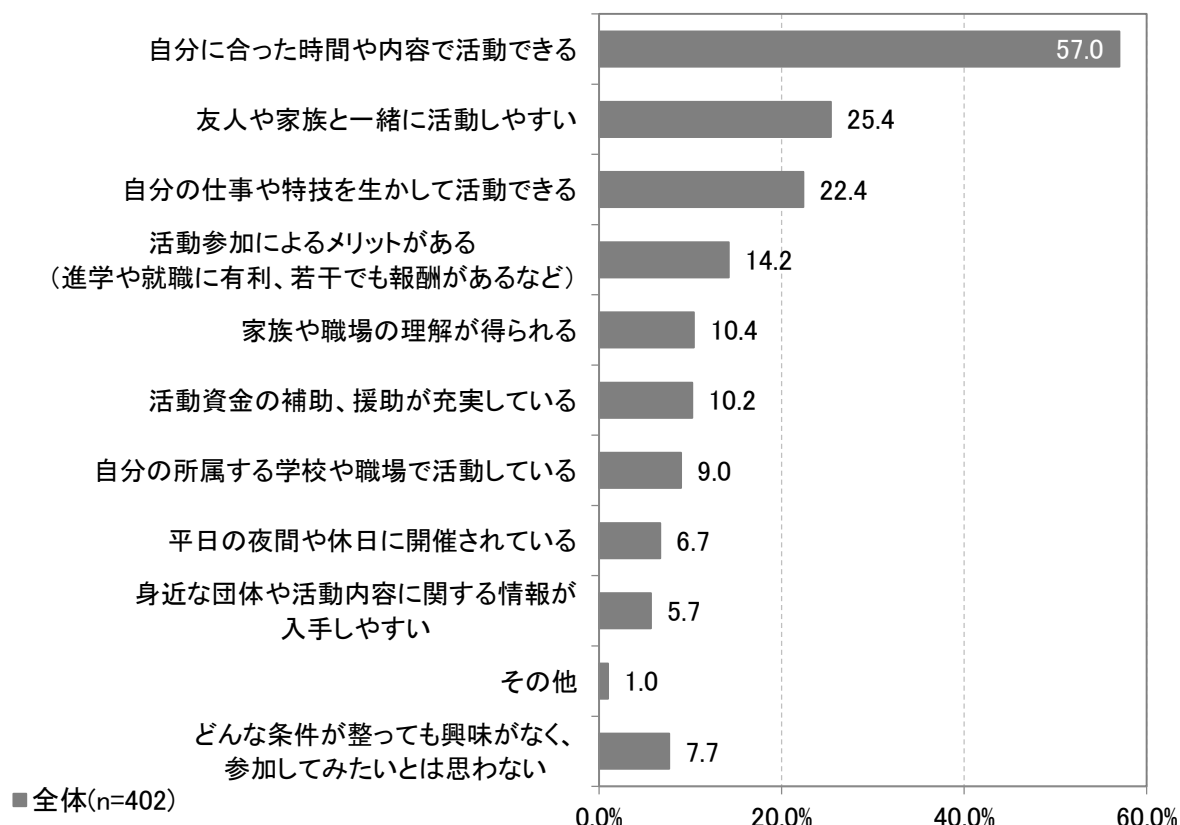
平成30年度(n=402)



※参考(平成25年度)	今、活動している	参加経験がある	参加したことはないが、機会があれば参加したい	参加したことはないし、参加したいと思わない	無回答
①高齢者に関する活動(高齢者の見守り活動・趣味のクラブ活動などへの協力・老人施設訪問など)	3.7	13.3	37.1	36.9	8.9
②障害のある人に関する活動(手話や音読・点字訳による支援、外出支援、訪問支援など)	1.2	6.4	37.1	44.8	10.5
③子育てに関する活動(託児、子育て相談、子育てサークル支援など)	2.3	7.6	37.3	40.9	11.9
④保健に関する活動(健康教室などの支援、献血ボランティアとしての活動など)	0.9	9.9	41.4	37.7	10.1
⑤青少年に関する活動(悩み相談や交流、子ども会活動支援など)	1.1	9.8	38.2	40.1	10.8
⑥環境美化に関する活動(自然愛護や美化活動、リサイクル運動など)	3.7	18.3	45.3	25.0	7.6
⑦「福祉のまちづくり」に関する活動(地区での社協活動、福祉マップづくりなど)	1.2	3.4	43.9	40.7	10.8
⑧国際交流に関する活動(地域に住む外国人との交流、ホームステイの受け入れなど)	0.5	2.8	30.6	55.4	10.7
⑨災害時の救援などに関する活動(自主防災組織・防災訓練への参加など)	3.2	19.0	48.7	20.8	8.3
⑩地域行事の手伝い(企画・運営・設営など)	4.1	19.2	35.3	32.5	8.9

▶NPOやボランティア活動に参加しやすくなる条件

NPOやボランティア活動に参加しやすくなる条件を2つまで選んでもらったところ、「自分に合った時間や内容で活動できる」が57.0%で最も高くなっています。

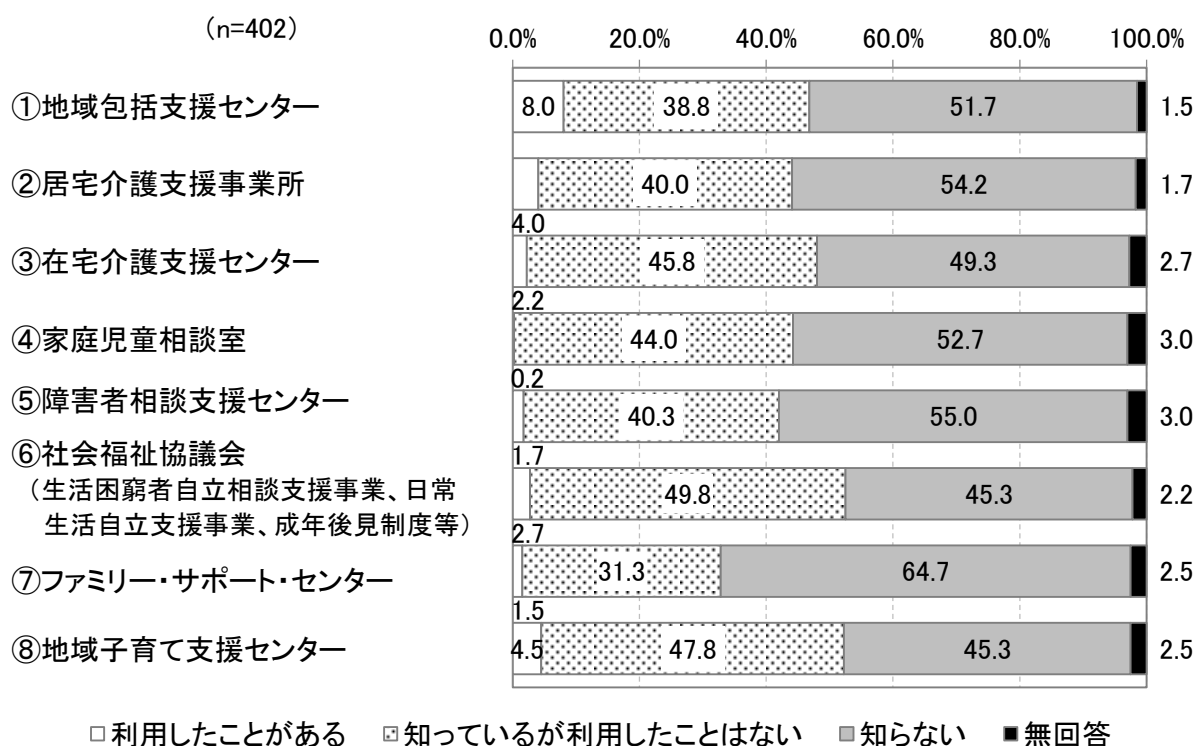


(11) 保健・医療・福祉サービスについて

➤認知度・利用状況

保健・医療・福祉サービスの認知度・利用状況についての設問では、「利用したことがある」は、「①地域包括支援センター」の8.0%が最も高くなっています。

認知度（「利用したことがある」と「知っているが利用したことはない」の合計）は、「⑥社会福祉協議会（生活困窮者自立相談支援事業、日常生活自立支援事業、成年後見制度等）」が52.5%、「⑧地域子育て支援センター」が52.3%などとなっています。「⑦ファミリー・サポート・センター」は、認知度が32.8%にとどまり、「知らない」が64.7%を占めています。



※参考(平成25年度)	利用したことがある	知っているが利用したことはない	知らない	無回答
①地域包括支援センター	5.7	29.8	61.6	2.8
②居宅介護支援事業者・ 介護支援相談員(ケマネジャー)	19.9	51.9	25.8	2.5

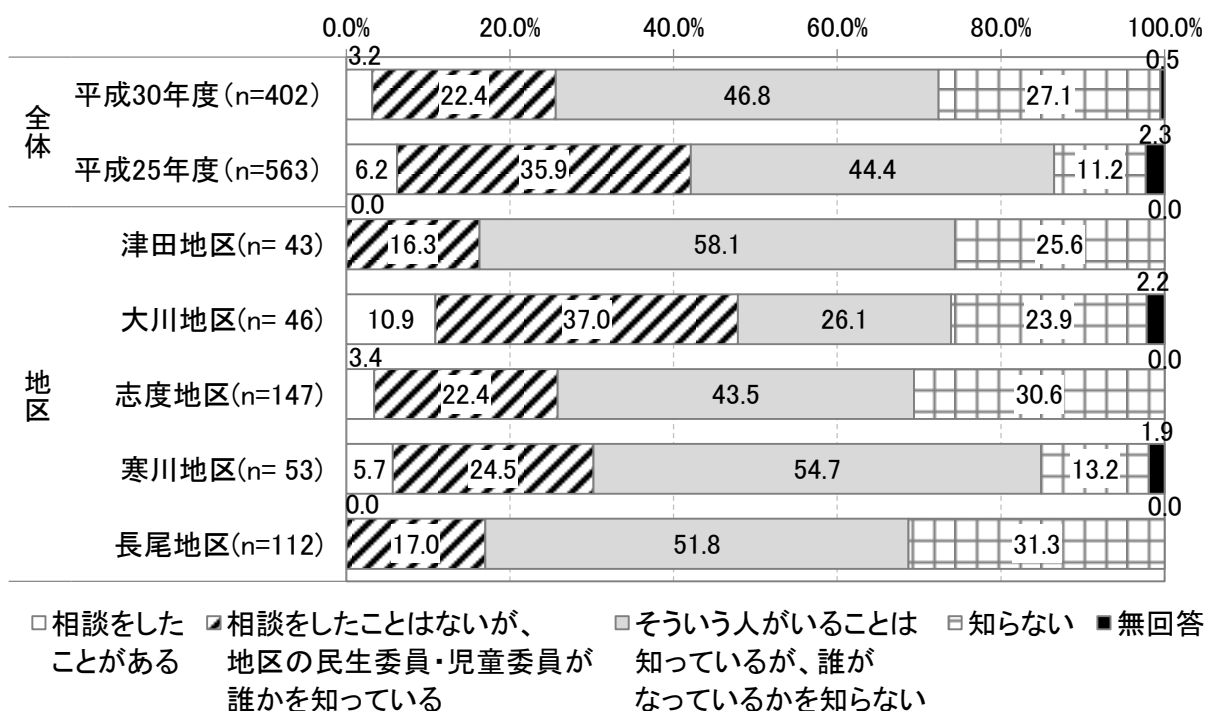
※参考(平成25年度)	活動に参加している・参加していた	活動については知っているが、参加したことはない	名前だけ知っている	知らない	無回答
④社会福祉協議会	9.6	26.8	38.5	22.6	2.5

▶ 民生委員・児童委員の認知度・相談状況

民生委員・児童委員を知っているか、また、相談したことはあるかについての設問では、「そういう人がいることは知っているが、誰がなっているかを知らない」が46.8%で最も高く、次に、「知らない」が27.1%と続いており、地区の民生委員・児童委員が誰かを知らない人が約75%を占めています。

平成25年度と比べると、「知らない」が2倍以上を占めています。

地区別に見ると、大川地区は「相談をしたことがある」が10.9%、「相談をしたことはないが、地区の民生委員・児童委員が誰かを知っている」が37.0%と高くなっています。



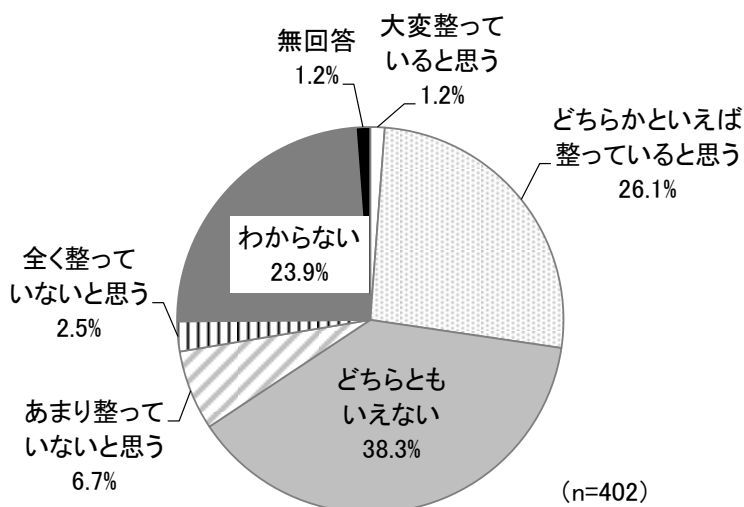
▶情報入手方法

日頃どのようにして保健、医療、福祉の情報を得ているかについての設問では、「市役所の広報」が47.8%で最も高く、次に、「新聞・テレビ・ラジオなど」が34.1%、「家族・親戚」が30.6%、「インターネット」が28.1%となっています。
平成25年度と比べると、「インターネット」が約2倍に増えています。

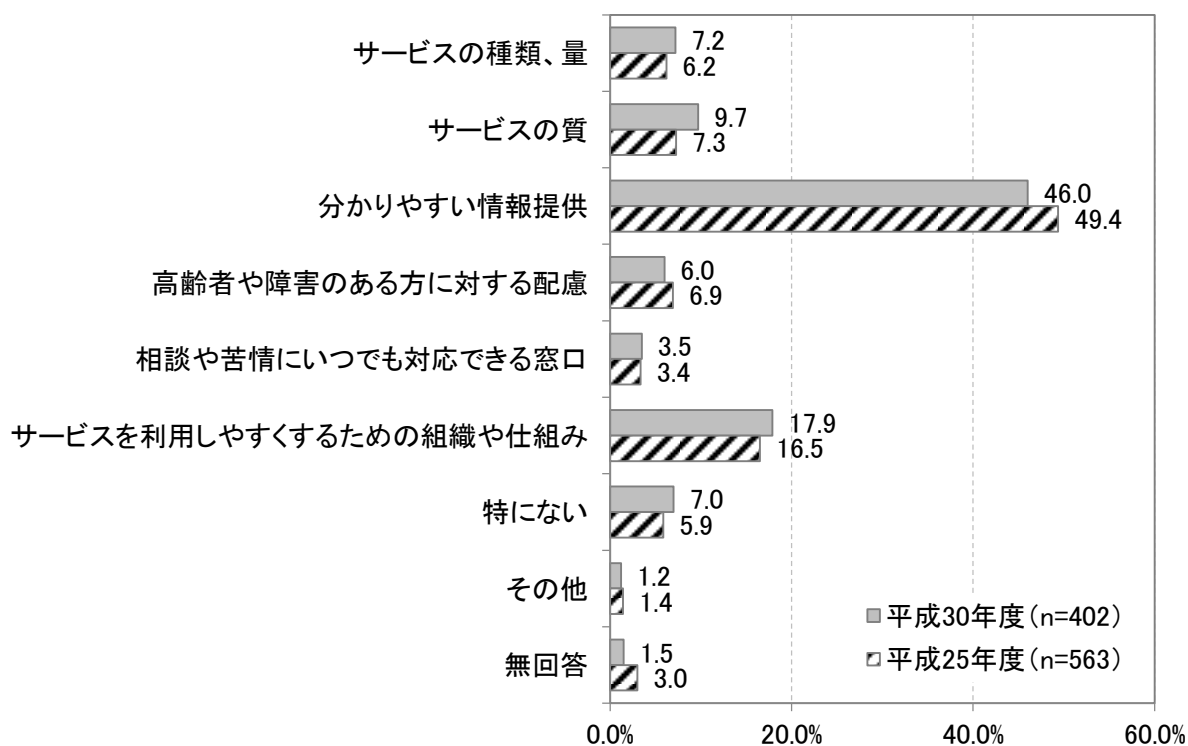


▶利用しやすい環境について

本市の保健、医療、福祉サービスについて利用しやすい環境が整っていると思うかについての設問では、「どちらともいえない」が 38.3%で最も高く、『整っている』（「大変整っていると思う」と「どちらかといえば整っていると思う」の合計）は 27.3%、『整っていない』（「あまり整っていないと思う」と「全く整っていないと思う」の合計）は 9.2%となっています。



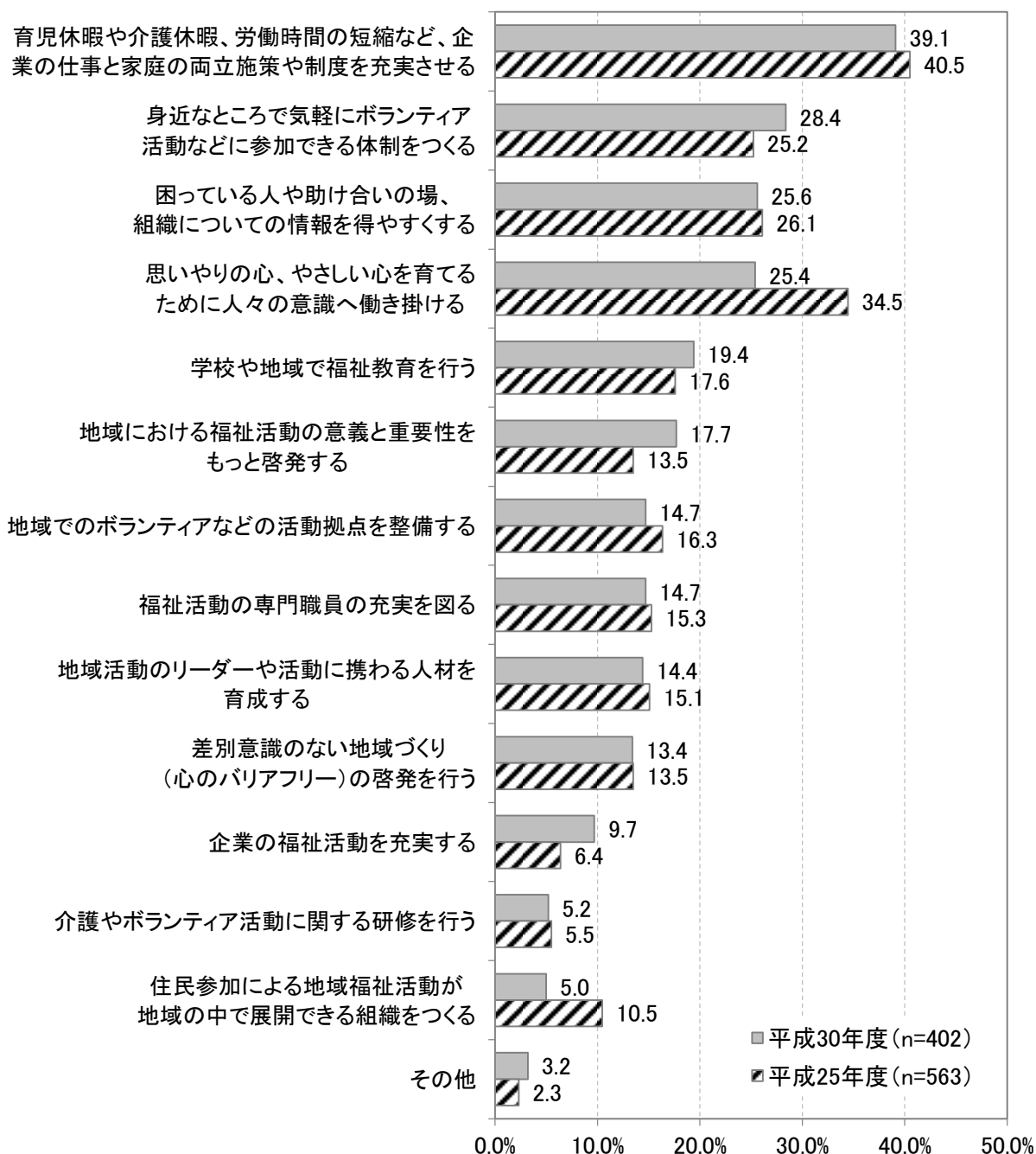
保健、医療、福祉サービスを利用しやすい環境を整備するため、充実すべきことについての設問（1つ選択）では、「分かりやすい情報提供」が 46.0%で最も高く、次に、「サービスを利用しやすくするための組織や仕組み」が 17.9%となっています。平成 25 年度と比べても、ほぼ同割合となっています。



(12) これからのさぬき市の福祉の在り方について

地域における活動を活発にするためには、どのようなことが大切だと思うか3つまで選んでもらったところ、「育児休暇や介護休暇、労働時間の短縮など、企業の仕事と家庭の両立施策や制度を充実させる」が39.1%で最も高く、次に、「身近なところで気軽にボランティア活動などに参加できる体制をつくる」が28.4%、「困っている人や助け合いの場、組織についての情報を得やすくする」が25.6%、「思いやりの心、やさしい心を育てるために人々の意識へ働き掛ける」が25.4%となっています。

平成25年度と比べると、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっと啓発する」が4.2ポイント高くなっています。



アンケート結果の総括

「地域福祉」を考える住民アンケート調査結果から、本市には、次のような特徴がありました。

■移動手段の確保が課題となっている

外出を「ほぼ毎日」している人は約70%を占めています。普段の移動手段は、「自分で車やバイクを運転して行く」が約70%を占めており、「JRやバスなどの公共交通機関」や「さぬき市コミュニティバス」を利用している方は3%未満となっています。「バスなどの公共交通機関の利便性」に不満を抱えている人は、全体の半数を占めており、毎日の暮らしの中で「移動手段（交通機関）の問題」について、悩みや不安を感じている人は、18～29歳に多くなっています。

また、常勤で働いている人は、さぬき市外へ通っている人が多く、「通勤や買い物の利便性」に不満を抱えている人は約40%を占めています。

■近所付き合いの希薄化は進行しているが、深い付き合いを希望している人もいる

現在の隣近所の人との付き合いの程度は、「ほとんど付き合いはしていない」または「顔を合わせたとき、挨拶し合うぐらいの付き合い」が70%を超えており、平成25年度と比べても約20ポイント高くなっています。

また、理想の近所付き合いの程度では、現状と比べて「立ち話や情報交換をし合う付き合い」の割合が高くなっており、現状よりは、少し深い付き合いを希望している傾向があります。

■地域活動における人材不足は解消できる可能性がある

住みよい地域社会実現に向けて問題となることの1位は「活動の中心になる人が高齢化している」、2位は「活動する人（特に若年層）の確保が困難」となっています。

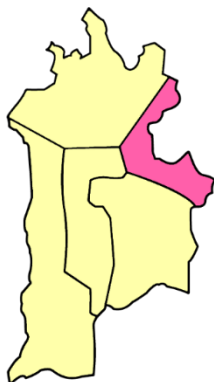
NPOやボランティア活動への参加経験はいずれも5～20%にとどまっているものの、「参加したことはないが、機会があれば参加したい」の割合は約40～60%を占めており、特に、「災害時の救援などに関する活動」については参加意向が高くなっています。

地域における活動を活発にするために、大切だと思うことの1位は「育児休暇や介護休暇、労働時間の短縮など、企業の仕事と家庭の両立施策や制度を充実させる」となっていますが、2位に「身近なところで気軽にボランティア活動などに参加できる体制をつくる」が挙がっており、NPOやボランティア活動に参加しやすくなる条件は、「自分に合った時間や内容で活動できる」が57.0%と最も高くなっており、活動内容や活動時間を工夫すれば、人材確保につながる可能性があります。

9. 地区座談会（ワークショップ）結果

6 ページに記載した地区座談会（ワークショップ）の結果は、次のとおりです。

（1）津田地区



以前から津田地区では、人口減少と中学校の統合によるまち全体の活気の低下や、地域の中での支える側と支えられる側の高齢化という心配事がありますが、あいさつ運動を通して子どもたちとボランティアとの顔の見える関係を保ち、まちの活性化を図れました。また、自治会単位での見守り活動も活発に取り組んでいます。

今回の地区座談会でも、聞こえてきたのは“なり手の不足”“少子高齢化”の話でした。

このことから、第4期計画でも『みんなで創る、住みよいまち』を理念とし、若い世代に注目した人材育成・人材活用、地域の子どもたちとの交流、そして働いている世代との連携がとれるまちを目指して地域づくりを推進していきます。

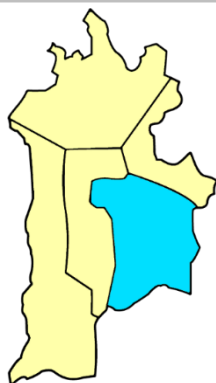
①良くなった点

- ◆人口が少ないからこそ、子どもたちとボランティアが顔の見える関係でつながっている
- ◆空き家の利活用が進んでいる
- ◆自然がいっぱいで環境整備が行き届いている
- ◆自治会の中で声掛け運動を行い、見守り活動を行っている など

②悪くなった点

- ◆高齢者の増加により人材育成が厳しく、役員が固定化している
- ◆コミュニティバスの運行が少なくなり、交通の便が悪くなった
- ◆少子化により、若い世代や子どもとのふれあいの機会が減少した
- ◆どこで何の会が行われているかが分からない など

(2) 大川地区



大川地区の第3期計画においては、「みんながたのしく、住みやすいまち大川」を目指して、地域でのふれあい交流の場づくりや地域における支え合いの仕組みづくり及び防災・減災を軸とした地域福祉活動を重点的に取り組んできました。

その結果、地域いきいきネットを中心に、ふれあいサロン事業の継続・定着化や地域見守り隊事業の推進において、成果がでていると思われまます。

第4期活動計画策定するに当たり、第3期計画推進において達成できなかったものを第4期計画策定に反映していくとともに、新たな課題に取り組んでいきます。特に急激に過疎化や高齢化が進んでいることや個人の価値観の多様化等により、地域における福祉の人材不足が深刻化しており、地域福祉活動を実施していく上での、担い手及びリーダー不足が懸念されております。

この度の本計画策定において、特に「人材の発掘・育成」に重点を置いた計画策定に努めていきたいと思ひます。

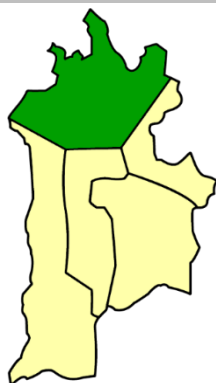
①良くなった点

- ◆挨拶の声が少しずつ増えている
- ◆小学生が増え、お祭りの獅子を子供会が中心としてできるようになった
- ◆障害者と地域がイベントを通じて交流できている
- ◆防災キャンプに参加する人が増え、緊急時の対応の体験ができた など

②悪くなった点

- ◆ふれあいサロンの利用者減少や世話人の後継者が不足している
- ◆空き家が増えて管理ができていない
- ◆昔の伝統を廃止することが多くなった
- ◆高齢者に限らず単身家庭が増え、若い世代や隣近所との付き合いが減少した など

(3) 志度地区



第3期地域福祉活動計画では、各地域のいきいきネットが地域に根ざした交流の場づくりとして、様々な団体やボランティアで連携し毎年工夫を凝らした企画の地域イベントを実施し、地域活性化事業に取り組みました。幅広い年代を対象に、地域のネットワークづくりや、地域リーダーの育成に成果を挙げたものと思われます。また、地域ごとの防災課題を共有した自主防災組織が結成され、防災対策の強化が行われました。

地域での支え合いづくりの推進については、ふれあいサロンの拡充や地域見守り隊の結成等により、見守りを必要とする人々への支援体制が構築されました。また、気軽に参加できるボランティアの場も提供され、「交流の場、ひと、支え合いづくり」を推進させました。

第4期の地域福祉活動計画策定の課題としては、地域リーダーの後継者の不足やふれあいサロンの関係者の高齢化による参加者減少等、地域の中の交流の場の衰退があり、対応が急務となっています。ふれあいサロンへの支援、地域見守り隊の拡充、また、新たな担い手の育成等に係る協力体制の構築を盛り込んだ計画が必要です。また、買い物難民、通院等の移送等、大きな課題についても公助のみに頼らず、地域の中の困り事に対して自分たちで解決の方法を考える意識を持つということが、計画の推進には欠かすことのできない核であると思われます。

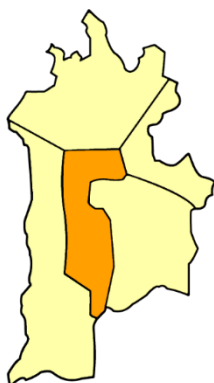
①良くなった点

- ◆自主防災協議会が設置され、防災訓練などを通じて防災意識が高まった
- ◆地域いきいきネットにより情報を共有できている
- ◆学校支援ボランティアの組織が立ち上がり、子どもと学校の輪が広がっている
- ◆公民館の活用や福祉施設の新設などにより、交流の場が増えた地域がある など

②悪くなった点

- ◆ボランティア活動やふれあいサロン世話人、ふれあいサロン利用者が高齢化により参加者が減少している
- ◆学校の廃校があり、近所で子どもが遊ぶ姿を見る機会が少なくなった
- ◆個人情報保護の問題で情報が入りにくくなった など

(4) 寒川地区



第3期地域福祉活動計画では、花いっぱい運動を通して美化活動をスムーズに実践できました。地域で孤立した人の増加に伴い、民生委員や福祉委員との連携を図り、孤立を防止するために、ひとり暮らし高齢者世帯の調査活動、ふれあいの会、訪問活動を通して地域の絆きずなづくりを強化してきました。健康づくりでは、ふれあいウォーキングや自治会でのラジオ体操を普及した結果、地域全体に運動に関する理解と関心が深まり、多数の参加を得られるようになりました。

第4期計画の課題として、地域の間人関係が希薄化している中、ふれあいサロンの充実と見守り隊の結成により情報を得て、安心・安全カードを再検討し、福祉委員を中心として自治会のネットワーク化や関係機関と連携を図りながら、要援護者や子どもたちの見守り活動につなげていきます。

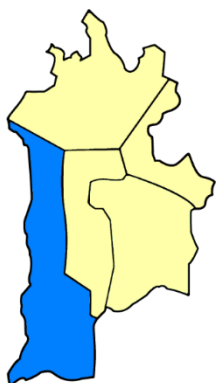
①良くなった点

- ◆町づくりの会を発足し、自主防災等の訓練を通じて出会いが増えた
- ◆花いっぱい運動活動が喜ばれており、空のプランターに自発的に植えてくれる人がいる
- ◆高齢者慰問は、外に出て行きにくい人に好評を得ている
- ◆自治会の子どもが増え、子どもが遊ぶ姿をよく見掛けるので活気がある など

②悪くなった点

- ◆地区行事や参加者の減少により、地域でふれあう機会が減少している
- ◆長期休止中のふれあいサロンがあり、集まる人数も減少傾向にある
- ◆親が車で子どもを学校へ送る家庭が多くなった
- ◆ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増えた など

(5) 長尾地区



第3期地域福祉活動計画では、「人と人のつながり～お接待のこころを大切にするまち～」をテーマに、地域で見守り、居場所づくりや参加したくなる接点づくり、生活に密着した防災意識などの地域福祉活動に取り組んできました。

その結果、地域いきいきネットを中心に、あいさつ運動やふれあいサロン事業の継続・充実、地域見守り隊の推進、防災訓練の実施などほぼ計画どおり活動ができました。

第4期地域福祉活動計画では、第3期計画で達成できなかった福祉委員の役割の明確化や地域リーダーの後継者の発掘などを重点的に推進していきます。また、外出困難者の支援など新たな地域の課題に取り組むとともに、地域の特色あるイベントの企画・防災訓練やあいさつ運動など、継続した活動なども計画に盛り込み推進していきます。

①良くなった点

- ◆多和の天体望遠鏡や産直市等の参加者が増えた
- ◆年に1回防災訓練を実施することで、防災意識が高まっている
- ◆地域によっては、イベント行事に小学生、幼稚園児がほぼ100%参加している
- ◆「おっはー」の日が定着した など

②悪くなった点

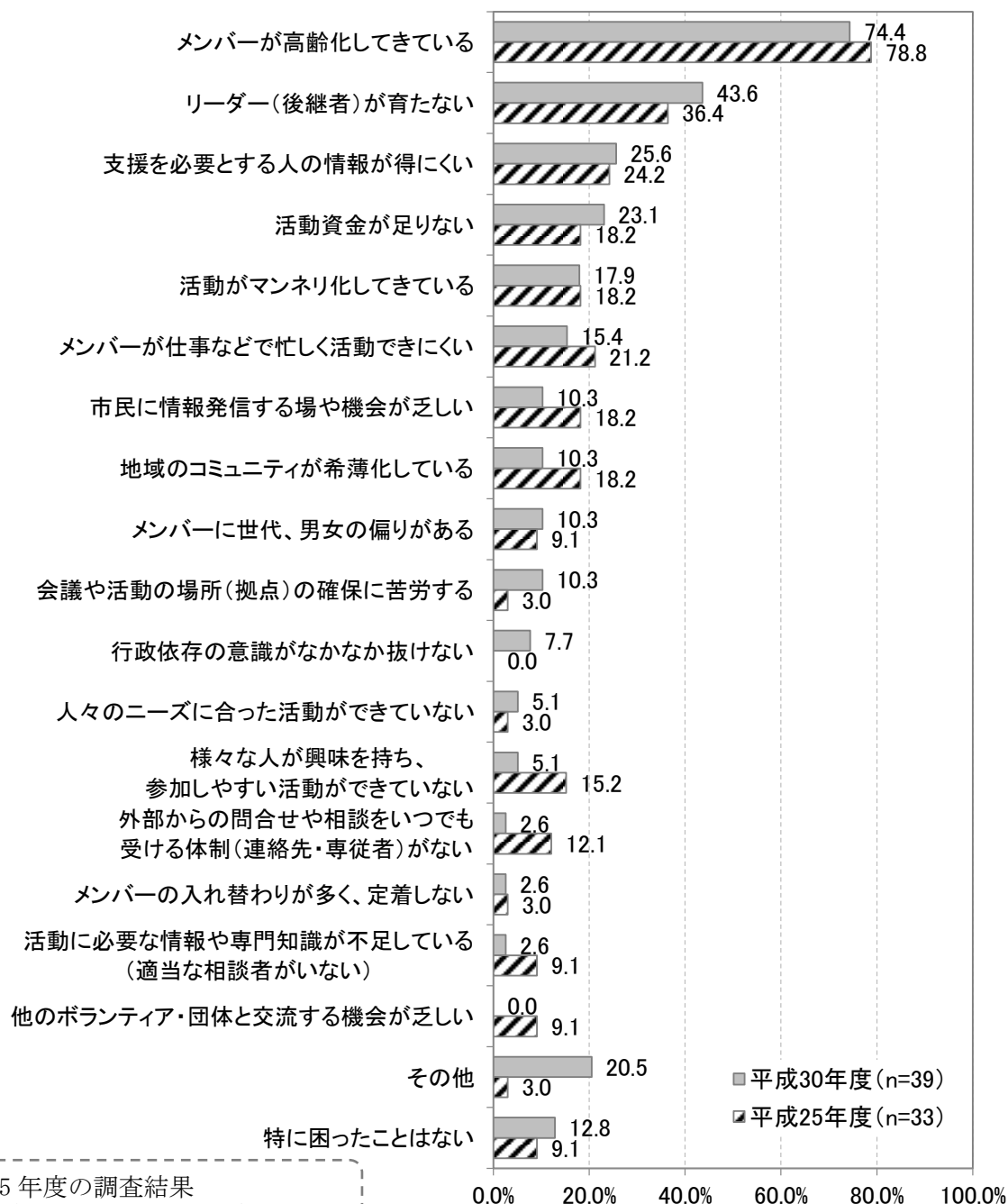
- ◆自治会長が1年ごとの交代で地域のことが見えないまま交代している
- ◆地域リーダーやふれあいサロンの世話人の人材や後継者が不足している
- ◆高齢者の交通手段が不足している
- ◆地域の取組が若い人に認知されていない など

10. 関係団体ヒアリング結果

7 ページに記載した関係団体ヒアリングの結果は、次のとおりです。

(1) 地域活動を行う上で困っていることについて

それぞれの団体が地域活動を行う上で困っていることについての設問では、「メンバーの高齢化」が74.4%と最も高く、次に、「リーダー（後継者）が育たない」「支援を必要とする人の情報が得にくい」の順で高くなっています。その他の意見としては、「若いメンバーが欲しい」「新規会員の勧誘が難しい」などが挙げられており、平成25年度の結果※と比較しても人材不足が深刻化している状況が見受けられます。

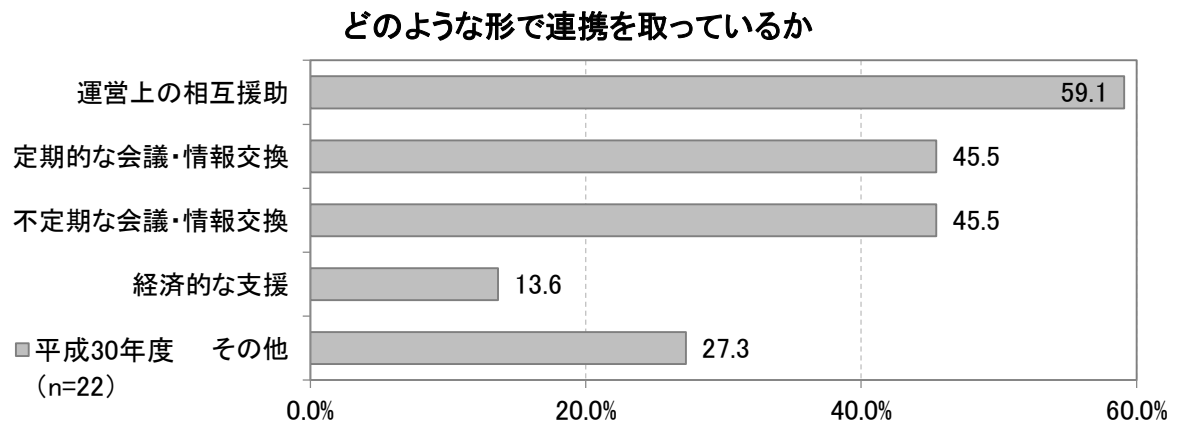
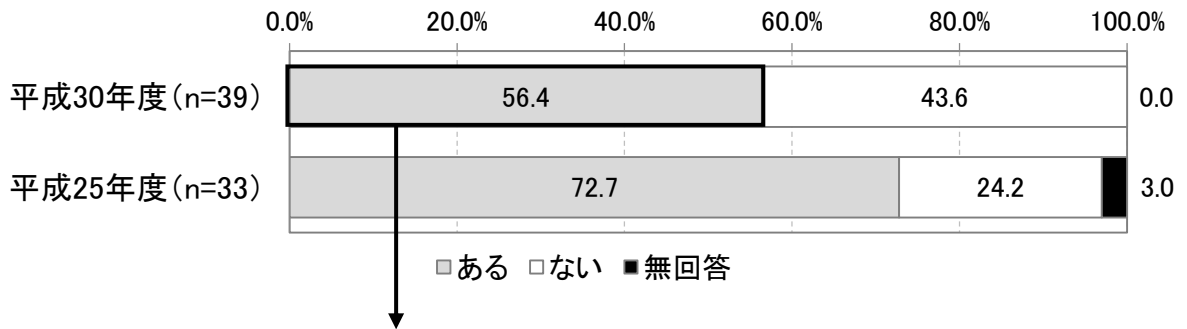


※平成25年度の調査結果
さぬき市内の各種団体を対象に実施

(2) 他団体との連携について

活動を行う上で連携を取っている団体が「ある」と回答した人は56.4%を占めており、平成25年度の結果と比較すると16.3%低くなっています。

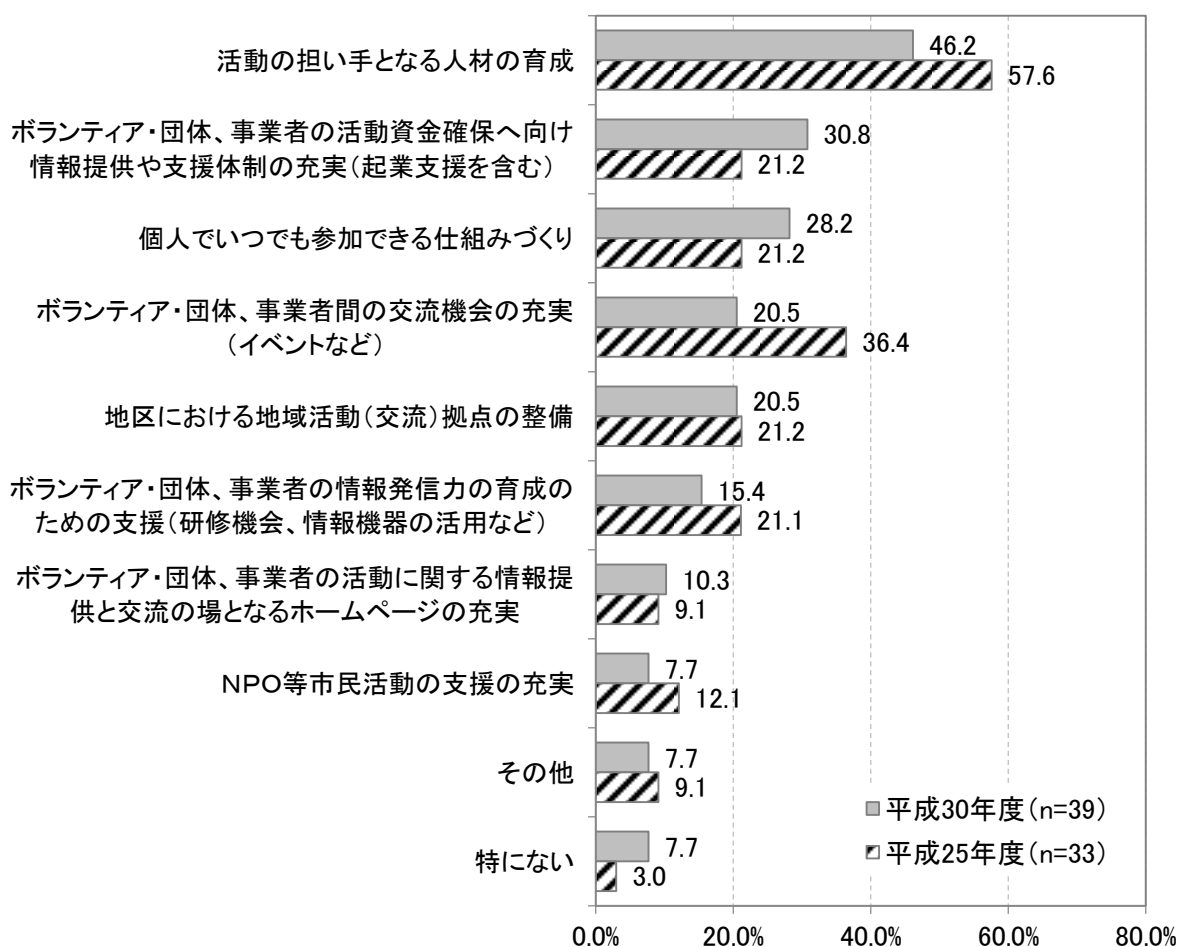
また、どのような形で連携を取っているかについての設問では、「運営上の相互援助」が59.1%と最も高くなっています。



(3) 地域活動を更に活性化させるために必要な行政の取組について

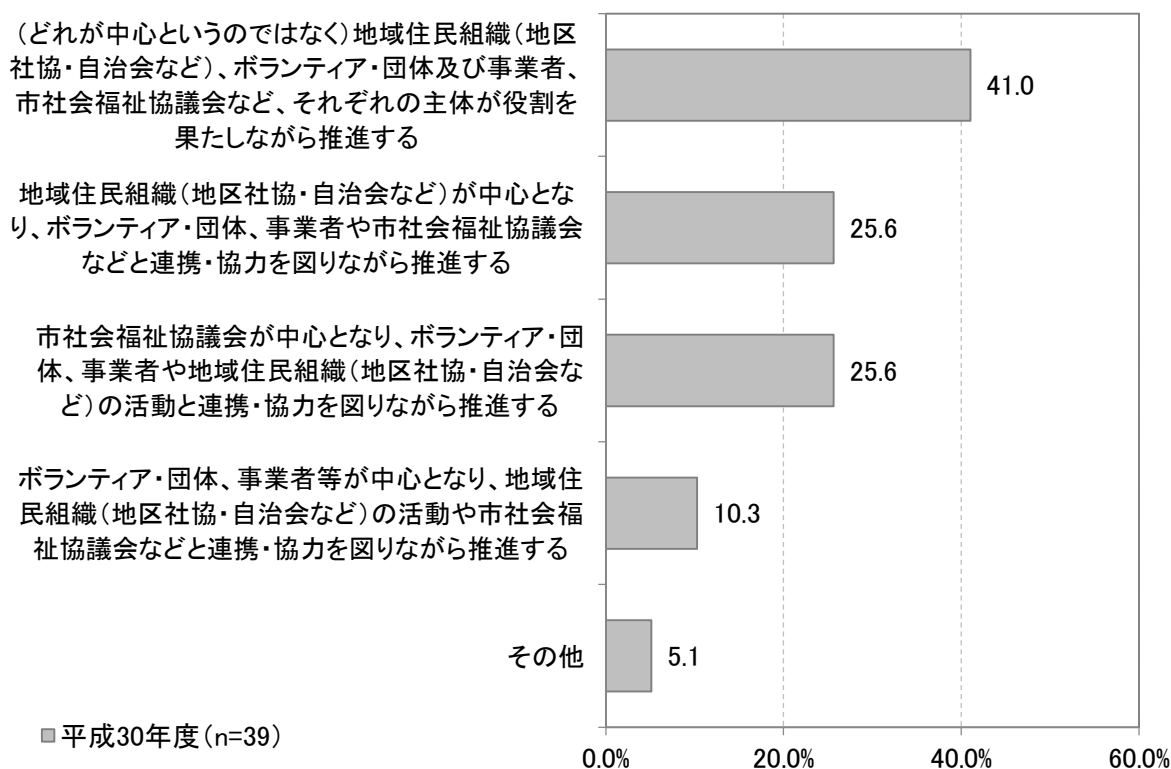
地域活動を更に活性化させていくためには、「活動の担い手となる人材の育成」「ボランティア・団体、事業者の資金確保へ向けた情報提供や支援体制の充実（企業支援を含む）」「個人でいつでも参加できる仕組みづくり」について行政の取組を求める回答が多くなっています。

平成25年度の結果と比較すると、「ボランティア・団体、事業者の資金確保へ向けた情報提供や支援体制の充実（企業支援を含む）」「個人でいつでも参加できる仕組みづくり」の割合が7ポイント以上高くなっています。



(4) 今後の地域活動の進め方について

今後の地域活動はどのように進めていけばよいと思うかについての設問では、「(どれが中心というのではなく) 地域住民組織(地区社協・自治会など)、ボランティア・団体及び事業者、市社会福祉協議会など、それぞれの主体が役割を果たしながら推進する」が41.0%と最も高くなっています。



(5) 団体として地域活動に協力できること (自由意見)

- ・ 学校支援
- ・ 学校外活動支援 (放課後児童クラブ、放課後子ども教室、子ども会活動 等)
- ・ 子どもや子育て支援に関するボランティア活動
- ・ 小学生を対象とした出前講座
- ・ 高齢者や地域の子どもたちへの支援
- ・ 地域住民に「さぬき・まちの健康応援団体操」を指導
- ・ 里山の清掃ボランティア、登山ガイド、ウォーキング等に随行、四国霊場めぐりの先達
- ・ 消防・防災・支援、炊き出し支援、避難所での話合い (言葉掛け・リラクゼーション)
- ・ ろう者との交流、手話指導、手話コーラス指導、施設の訪問 など

第3章 本市の目指す方向

1. 基本理念

地域福祉は、誰もが住み慣れた地域の中で、自分らしく健康で自立した生活を送ることができる社会の実現を目指すものです。そのためには、子どもから高齢者まで、障害の有無にかかわらず、自分らしさを認め合い、みんなが力と知恵を出し合い、支え合えるまちづくりを進め、住民が主体となって問題解決の実践者として参加していくことが重要となります。

本計画では、さぬき市第3期地域福祉計画・さぬき市第3期地域福祉活動計画で掲げていた基本理念『優しさと思いやりが織りなす「いきいき福祉のまち」』を継承し、その実現を目指します。

また、基本理念を形にしていく上で、「手と手を取り合い、みんなが笑顔で暮らせる地域社会をつくりましょう！」を本計画のスローガンとして掲げ、計画を推進します。

優しさと思いやりが織りなす「いきいき福祉のまち」

～手と手を取り合い、みんなが笑顔で暮らせる地域社会をつくりましょう！～

2. 基本目標

基本理念に示す「いきいき福祉のまち」の実現に向けて、地域住民の支え合い・助け合いの活動である自助、互助・共助と、制度化されたサービスである公助が、それぞれの特性を生かし合いながら、支援を必要とする人の生活を総合的に支えることが必要となっています。

したがって、地域福祉を推進するためには、地域住民自らが、地域の問題を自分の問題として受け止め、その解決に向けて取り組むことが必要です。また、地域住民やボランティアなどの参加・参画による活動と制度化されたサービスとの効果的な連携が不可欠であり、行政には、利用者の視点に立った福祉サービスを提供できる体制づくりと基盤の充実に取り組むことが求められています。

このようなことから、本計画の基本目標として、次の3つを設定しました。

- (1) 住民主体の支え合いによるまちづくり**
- (2) 安心して暮らせるサービス利用の仕組みづくり**
- (3) 「いきいき福祉」の基盤づくり**

3. 施策体系

<p>基本理念 「いきいき福祉のまち」</p> <p>～手と手を取り合い、みんなが笑顔で暮らせる地域社会をつくりましょ～</p>	基本目標1：住民主体の支え合いによるまちづくり
	(1) 地域福祉活動への参加を促す仕組みづくり
	①自治会の組織強化と活動の充実 ②地域で活動する関係団体との連携強化 ③地域福祉活動のための情報発信
	(2) 地域福祉を支える担い手の育成
	①地域活動の人材・リーダーの育成 ②福祉教育の充実
	(3) 地域の支え合い活動の活性化
	①地域住民の交流の促進 ②地域見守りネットワークの充実
	(4) ボランティア活動の推進
	①ボランティアセンターの充実 ②ボランティア活動への参加促進
	(5) 防災・防犯対策の推進
	①地域における防犯や防災対策の強化 ②避難行動要支援者の支援体制の充実
	基本目標2：安心して暮らせるサービス利用の仕組みづくり
	(1) 相談体制・情報提供の充実
	①身近な相談窓口の充実 ②情報提供の充実
	(2) 誰もが安心して利用できる福祉サービスの提供
①多様なニーズに対応した福祉サービスの充実 ②サービス利用者の権利擁護	
基本目標3：いきいき福祉の基盤づくり	
(1) 地域福祉活動を支える拠点の充実	
①社会福祉協議会との連携強化 ②社会福祉協議会組織の基盤強化 ③活動拠点の整備及び充実	

第4章 具体的な取組と今後の方向性

1. 住民主体の支え合いによるまちづくり

(1) 地域福祉活動への参加を促す仕組みづくり

①自治会の組織強化と活動の充実

地域福祉計画

本市の人口は、核家族化や単身世帯の増加などに伴い、第3期計画策定時に比べて約3千人減少しています。家族機能が弱まることで、自助・共助・公助でいうところの自助が弱くなり、生活課題が増加しやすい傾向となります。特に、地域自治組織である自治会や町内会等に加入しない世帯が全国的に増加しており、本市においても加入率が低下しています。

今後も人口減少と高齢化の進行が見込まれていることから、地域自治組織の活性化を促すとともに、新たな地域の担い手を育成し、新たな支え合いの仕組みを構築していきます。

自助	自分たちが できること	<ul style="list-style-type: none">・自治会へ加入し、自治会活動に積極的に参加しましょう。・自治会や地域行事に家族や友人を誘いましょう。・子どもや若い世代とのコミュニケーションを心掛けましょう。・自治会の活動を活性化させるという意識を持って住民同士で声を掛け合い、一緒に参加する環境をつくりましょう。
共助 ・ 互助	地域が できること	<ul style="list-style-type: none">・自治会の必要性を周知し、活動への参加を呼び掛けましょう。・地域行事の内容を工夫し、魅力ある自治会づくりに努めましょう。・働いている人や子育て中の人も参加しやすい環境をつくりましょう。
公助	市が できること	<ul style="list-style-type: none">・地域と協力して自治会への加入促進に向けた取組を支援します。・自治会組織の情報の提供やPRの推進を行います。・コミュニティ助成事業などにより地域のコミュニティ活動の充実・強化を図り、地域社会の健全な発展を支援します。

<社会福祉協議会の取組>

事業名及び項目	主な成果	評価
福祉委員研修会の開催	市内の福祉委員が一堂に会し、委嘱状を交付することにより福祉委員の意識の高揚を図りました。	4
地域福祉推進員研修会の開催	各地区で自治会長、福祉委員、民生委員・児童委員を対象とした研修会を開催しました。	3

※評価基準

毎年、第3期さぬき市地域福祉活動計画推進委員同席のもと、評価を行っています。

5：計画をはるかに上回った 4：計画を上回った 3：計画をほぼ達成した
 2：計画を下回ったが支障がなかった 1：計画を下回り支障が出た

社会福祉協議会ができること

■福祉委員研修会の開催

福祉委員の役割について、職員間で協議し、明確化していくとともに、見守りとふれあいサロンを軸とした福祉委員研修会を開催します。

■地域福祉推進員研修会の開催

災害をキーワードにした共助への取組を図っていきます。

②地域で活動する関係団体との連携強化

地域福祉計画

地域では、自治会長、民生委員・児童委員、福祉委員、社会福祉協議会、老人クラブ、婦人会など、様々の人々や団体が活動を行っていますが、必ずしも横のつながりが無い状況も見られるため、組織・団体間の顔見知りの関係づくりを含め、様々な面で連携強化を図ります。

自助	自分たちが できること	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の地域にどのような団体が活動しているか関心を持ちましょう。 ・地域の活動に積極的に参加しましょう。
共助 ・ 互助	地域が できること	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で活動する団体・組織同士で情報交換を行い、連携を強化しましょう。 ・単独では実施が難しいイベント等を複数団体で協働し、実施に向けた検討を行いましょう。 ・各団体や組織で集まる機会を増やし、定期的に情報交換の場を設けましょう。 ・多くの人に各団体の事業内容を理解してもらうために、役割分担を検討しましょう。
公助	市が できること	<ul style="list-style-type: none"> ・各種保健福祉計画と連携を図り、情報共有・共通認識を持ちます。 ・各種団体や必要機関との情報交換を行い、連携強化に努めます。 ・世代間交流の機会を提供できるよう、小中学校と連携して各種団体や福祉施設等との交流活動を推進します。 ・市民の健康維持活動を地域から推進していくために、各地域の団体と協力して「さぬき・まちの健康応援団体操」の普及に努めます。 ・地域の活動団体と定期的に情報交換を行い、適切な支援を行います。 ・地域行事・活動に積極的に参加するよう職員の意識改革を図り、地域のニーズを行政に反映できるよう努めます。

＜社会福祉協議会の取組＞

事業名及び項目	主な成果	評価
計画進行状況の定期的な情報公開により関係団体との事業調整	各地区単位でいきいきネットを中心とした計画の推進及び進捗管理を行いました。	3
老人クラブ等関係団体との連携強化	社会福祉協議会の発展・強化計画に基づき、老連・職員間での協議を行いました。	3

社会福祉協議会ができること	<ul style="list-style-type: none"> ■ 計画進行状況の定期的な情報公開により関係団体との事業調整 地域住民のうち、特に若年層への周知・協力を行っていきます。 ■ 老人クラブ等関係団体との連携強化 会員減少が進む中、事業のすり合わせとスリム化及び財政面での事業の見直しを図っていきます。
---------------	---

③地域福祉活動のための情報発信

地域福祉計画

地域福祉活動団体やグループが市民へ配布する情報誌・パンフレット等を市の施設等へ設置することについて協力するとともに、新規の設置場所の確保や新たな媒体を活用しての情報発信等の充実を図ります。

<p>自助</p>	<p>自分たちが できること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各団体や市が発行する情報誌やパンフレットを活用し、積極的に情報を収集しましょう。 自分の知っている便利な情報をみんなで交換し合いましょう。 声掛け、誘い合いを積極的に行いましょう。 地域にある利用可能なサービスの情報を家庭や自治会等で話題に挙げましょう。
<p>共助 ・ 互助</p>	<p>地域が できること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動やボランティアについての情報を地域に発信していきましょう。 地域での交流を利用して情報共有しましょう。 地域にある利用可能なサービスの情報を整理し、自治会等を通じて対象者に資料等を配布しましょう。
<p>公助</p>	<p>市が できること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 広報、ホームページを充実させ、幅広い行政情報の提供と情報伝達の迅速化を図ります。 社会福祉協議会と連携して、ホームページ等に地域での活動や取組について掲載していきます。 各種団体と積極的に交流を図り、情報交換を行っていきます。 小中学校等と連携し、各種団体との交流や情報交換ができる場の設定に努めます。

<社会福祉協議会の取組>

事業名及び項目	主な成果	評価
社協広報紙 「ふれねっと」の発行	地域で活躍している団体や人に焦点を当てた特集を組むなどの紙面作りに努めました。また、表面と裏面をカラー印刷にし、文字サイズの拡大、写真を多用するなど見やすい紙面作りを心掛けました。また、企業に有料広告をお願いして引き続き資金面の推進を図っています。	3
社会福祉協議会 ホームページの充実	見やすいホームページづくりや青年層に社会福祉協議会を理解してもらえようSNSによる情報発信を行いました。	3

社会福祉協議会が できること	<ul style="list-style-type: none"> ■社協広報紙「ふれねっと」の発行 必要な情報を的確にタイムリーに提供し、新しい情報を発信していきます。 ■社会福祉協議会ホームページの充実 市民が必要とする情報と定期的に更新できる情報収集に努めていきます。
-------------------	--

(2) 地域福祉を支える担い手の育成

①地域活動の人材・リーダーの育成

地域福祉計画

子どもから高齢者、障害の有無などにかかわらず、誰もが気軽に参加できる地域活動の場や機会を確保するとともに、活動の中心的な役割を担うリーダーや後継者の育成、団体活動への支援によって、住民の自発的で主体性のある活動の活性化を促進します。

自助	自分たちが できること	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアや地域の活動に関心を持ちましょう。 ・自分の知識や経験を生かした活動に積極的に参加しましょう。 ・地域で協力してくれそうな人を探し、行事に参加してもらいましょう。
共助 ・ 互助	地域が できること	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動の中で指導者の育成に努めましょう。 ・退職世代の人材を生かす取組を推進しましょう。 ・誰もが気兼ねなく参加できる環境をつくりましょう。 ・人材を発掘・育成するためのイベントや研修会を開催しましょう。
公助	市が できること	<ul style="list-style-type: none"> ・住民がより参加しやすい活動内容を検討していく中で、現在の活動団体だけでなく、新たな活動グループへの支援も視野に入れて人材の確保を行っていきます。 ・社会福祉協議会と連携を図り、高齢者が活躍できる場や機会を確保していくとともに、自主活動グループの後継者育成支援、社会貢献や社会参加に対する関心を地域活動にうまく結び付ける仕組みづくりに努めます。

地域福祉活動計画

<社会福祉協議会の取組>

事業名及び項目	主な成果	評価
地域福祉活動リーダー養成研修会の実施	福祉委員研修会を開催し、福祉委員の実際の活動を社会福祉協議会職員が寸劇で表現し、市内活動中の福祉委員に見てもらうことにより活動を理解してもらうことができました。また、福祉委員の活動についても各地区のあらゆる研修会で広く伝えています。	3

社会福祉協議会が できること

■地域福祉活動リーダー養成研修会の実施
見守りとふれあいサロンを軸とした研修会を開催します。

②福祉教育の充実

地域福祉計画

「誰もが安心して暮らせるまち」にするためには、市民一人一人が多様な生き方を受け入れ、共に支え合い、助け合い、生きる力を育むことが重要です。

市民の福祉への理解と関心を高め、地域での支え合い、助け合いの意識を育むため、子どもの頃から福祉教育や地域での様々な地域活動、ボランティア活動などの社会学習・社会体験の機会を通して福祉の意識付けを進めます。

また、子どもへの福祉教育は、親の福祉教育につながることを期待されていることから、全ての市民が、地域福祉の推進役として活躍できるよう、生涯学習機会、イベント等を通じて、支え合う意識や地域福祉を実践する力を育む場づくりを進めていきます。

<p>自助</p>	<p>自分たちが できること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の困り事に目を向けましょう。 ・身近な福祉について家族で話し合う時間をつくりましょう。 ・親子で地域のイベントや活動に参加しましょう。 ・挨拶や声掛けを積極的に行い、地域住民と交流を持ちましょう。 ・家庭で親が手本となり、子どもに社会のモラルやマナーを教えましょう。
<p>共助 ・ 互助</p>	<p>地域が できること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア活動等の情報を地域に発信し、福祉意識の啓発を行いましょう。 ・見守り隊の拡大やあいさつ運動を継続しましょう。 ・地域で計画的な福祉委員研修を実施し、活動の情報交換をしましょう。
<p>公助</p>	<p>市が できること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域でのふれあいや支え合いを通して、地域福祉に関する意識啓発を図ります。 ・市民が福祉に関心を持つ環境づくりに向けて、地域福祉に関する講演会や講座、イベント、体験学習を開催します。 ・小中学校、福祉施設等と連携を図り、体験学習やボランティア活動等の福祉教育の機会の充実に努めます。 ・学校と家庭・地域と連携を図り、思春期特有の心の変化に対する事業を実施します。 ・さぬき市少年育成センター補導員や関係機関と連携し、青少年の健全育成と非行防止を目的とした社会参加活動を実施します。

＜社会福祉協議会の取組＞

事業名及び項目	主な成果	評価
子どものボランティア活動の推進	放課後児童クラブを訪問し、福祉体験教室を行うことで、より多くの子ども達にボランティア活動を推進することができました。放課後児童クラブでの福祉体験教室は、大変好評を得ています。	4
学校における福祉教育・ボランティア学習の支援	中学生のボランティア体験の受入れを行いました。冬の受入れが難しくなっています。	2
福祉出前座談会開催の推進	地域見守り隊事業を推進するため、市内各自治会に座談会を依頼し、座談会の開催促進に努めました。	2

社会福祉協議会ができること	<p>■子どものボランティア活動の推進</p> <p>学校へのチラシ配布や送迎バスを利用することで、内容の充実などを図り、ボランティアの確保に努めます。</p> <p>■学校における福祉教育・ボランティア学習の支援</p> <p>平成 31 年度は春から秋にかけて計画していますが、現時点では1か所の予定のため、引き続き、中学校に対し積極的に働き掛けを行います。また、学校と事業所とのつなぎ役として実りある学習となるような仲介を行います。</p> <p>■福祉出前座談会開催の推進</p> <p>地域に出向くためのメニュー開発（災害時の取組等）を行います。</p>
---------------	--

(3) 地域の支え合い活動の活性化

① 地域住民の交流の促進

地域福祉計画

核家族化の進展に伴い、地域社会の連帯感や近所付き合いの希薄化が危惧されています。本市においても、住民アンケートの調査結果を見ると、隣近所の人との付き合いの程度について「顔を合わせたとき、挨拶し合うぐらいの付き合い」が64.2%を占めており、平成25年度の調査結果に比べて12.0ポイント高く、近所付き合いの希薄化が進行していることが分かります。

地域社会の活性化に向けて、お互いに助け合い、支え合う伝統的な自助・共助による地域社会の連帯感を高めていく必要があります。様々な世代の人々がふれあい、お互いが持っている考え・能力などを把握・理解し合う関係を築いていくため、地域のコミュニケーションを再生させ、多様なライフスタイルを持つ地域住民を包容できる地域社会の構築を進めます。

自助	自分たちが できること	<ul style="list-style-type: none"> ・挨拶や声掛けを積極的に行い、地域の人と交流を持ちましょう。 ・地域のイベントや行事に家族や友人・知人、地域で協力してくれるような人に参加を促しましょう。 ・地域の良いところをお互いに教え合える環境をつくりましょう。 ・外出の際は高齢者や障害のある人など外出手段が限られる人に声掛けをしましょう。 ・隣近所とのコミュニケーションを大切にしましょう。
共助 ・ 互助	地域が できること	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会や地域のイベントで、世代を超えて楽しみながら交流できる環境をつくりましょう。 ・各自治会が協働して、市全体で交流できるイベントを検討しましょう。 ・子供会・老人会・青壮年会等がイベントを協賛で実施し、地域で多世代が集まる機会を増やしましょう。 ・誰もが参加しやすい魅力あるイベントを企画しましょう。 ・地域での交流を通して、お互いを見守っていく地域をつくりましょう。
公助	市が できること	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会や関係団体、ボランティアを支援し、世代や性別、障害等にかかわらず参加できるイベントを支援します。 ・子育て中の保護者が親子で集い、くつろいだ雰囲気の中で子育てについて相談したり、家庭教育について学んだりできる場を提供します。 ・幼稚園や小学校・中学校において、異校種の園児・児童・生徒の交流や教職員の交流を図る機会を提供します。

<社会福祉協議会の取組>

事業名及び項目	主な成果	評価
ふれあいサロンの 推進・支援	ふれあいサロンについてのアンケート調査を実施し、集計・分析結果を基に人材不足及びメニュー作り等の課題について検討しました。	4
子育てサロンの 推進・支援	「子育てサロンき☆ら☆ら」が、参加する子どもの人数が減少傾向のため平成28年度で解散するとの申出がありましたが、開催日をニーズのある土曜日に変更し、実施回数を減らして継続したことで、参加人数が増えてきています。どの子育てサロンも、子どもの減少が目立っていましたが、順次、取材に行き、社会福祉協議会や市のフェイスブックに情報を掲載したり、サロン同士が利用者に他のサロンを紹介することで、子どもが徐々に増加傾向となっています。 また、特に、支援が必要な親子の情報をサロン同士や市の子育て支援課、社協が共有することで、包括的な支援が実施できています。	4
相談、情報交換、交流ができる地域福祉の拠点づくり	地域ニーズから福祉施設と協議の場を持ち、子どもの居場所等を検討しました。	3

社会福祉協議会ができること	<p>■ふれあいサロンの推進・支援 世話人（後継者）がいないため活動停滞や休止中のサロンがあることから、休止サロンの実態把握及び分析を行います。</p> <p>■子育てサロンの推進・支援 参加者数が少ないサロンがあることから、ボランティアの技術の向上を図り、参加者の増加を目指します。</p> <p>■相談、情報交換、交流ができる地域福祉の拠点づくり 地域ニーズを把握するために、更に関係団体・機関との連携を図るとともに、地域ネットワーク会議等で居場所づくりの検討を行っていきます。</p>
---------------	---

②地域見守りネットワークの充実

地域福祉計画

本市の高齢化率は、平成30年9月末日現在35.5%に達しており、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年には、ますます高齢化が進展し、認知症高齢者や単身又は夫婦のみの高齢者世帯の増加が予測されています。

こうした中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を送っていくためには、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援の5つのサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築することや、様々な課題を抱えている高齢者や家族を社会全体で見守り支援する仕組みづくりを進める必要があります。

本市では、様々な団体や個人、事業者によって地域福祉の取組が行われています。それぞれが地域の様々な課題を共有し、互いの機能や役割について共通認識を持ち、身近な地域での相談窓口から専門的な相談機関まで、相談窓口を充実するとともに、制度や世代を超えて支え合う地域共生社会の実現を目指します。

<p>自助</p>	<p>自分たちが できること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・隣近所で声掛けをして、気軽に集う場をつくりましょう。 ・自分の趣味などを生かし、地域でつながりの輪を広げましょう。 ・地域に関心を持ち、登下校や地域の見守りをしましょう。
<p>共助 ・ 互助</p>	<p>地域が できること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・世代間交流ができる場をつくりましょう。 ・複数の団体が協力してイベントを行うなど、協働を進めましょう。 ・民生児童委員をはじめ、地域で気になる人を「見守る」体制をつくりましょう。 ・声掛けだけでは支えが不足である場合は、行政と連携を取る体制づくりを心掛けましょう。
<p>公助</p>	<p>市が できること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の見守り活動や各種事業で把握した高齢者・障害者等についての情報を、関係機関と協議しながら適切な福祉サービスに結び付けることができる体制づくりに努めます。 ・誰がどこに何を相談できるか分かりやすいよう、相談窓口を明確化し周知を図ります。 ・地域ケア会議を通して把握した様々な問題の解決に向け、自助・互助を高めることでの地域の基盤づくりや新たな資源の検討などに取り組みます。

<社会福祉協議会の取組>

事業名及び項目	主な成果	評価
地域福祉見守り隊結成の推進	地域見守り隊の推進のため、市内の各自治会で座談会を開催し、依頼のあった自治会で説明会を行っています。また、積極的に取り組んでいる見守り隊を取材してDVDを作成し、これから立ち上げようとする自治会へ推進用DVDとして活用しました。	2
地域トータルサポートネットワークの構築	重層的な見守り活動として、企業及び事業所と関係機関によるネットワークを形成し、それぞれの機能と役割を発揮して地域の見守り支援活動を展開するため協定書を締結し、事業実施に当たりました。	3

社会福祉協議会ができること	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域福祉見守り隊結成の推進 自治会ごとに災害時等に特化した見守り活動の必要性を座談会等で周知する機会を確保します。 ■ 地域トータルサポートネットワークの構築 地域のニーズをキャッチできる仕組みづくりと協力関係団体との協定を締結していきます。
---------------	--

(4) ボランティア活動の推進

①ボランティアセンターの充実

地域福祉計画

地域福祉活動においては、多くの地域住民がボランティアとして参加し、人々の力で活動が支えられています。社会福祉協議会のボランティアセンターは、市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めるために、全市的に支え合い活動をベースにしたボランティア活動を拡充し、効果的に活動を進めるための拠点です。社会福祉協議会を中心に各種ボランティア団体などへの活動支援を図るとともに、活動の場づくりや情報提供の充実、コーディネート機能の強化を図り、ボランティア活動がしやすい環境づくりを推進します。

自助	自分たちが できること	<ul style="list-style-type: none">・自分ができるボランティアは何かを考えましょう。・社会福祉協議会広報紙「ふれねっと」に掲載されるボランティア活動の事例等を見てみましょう。・ボランティアに参加してみましょう。
共助 ・ 互助	地域が できること	<ul style="list-style-type: none">・あらゆる世代がボランティアへの参加をしやすくするため、地域での情報提供や声掛けを行う環境をつくりましょう。
公助	市が できること	<ul style="list-style-type: none">・社会福祉協議会や活動団体等への支援を行います。・講演やイベントの際に、ボランティア団体とのマッチングを行います。・ボランティアの登録を増やすため、ホームページや広報紙でボランティアセンター事業や登録団体のPRを行います。

＜社会福祉協議会の取組＞

事業名及び項目	主な成果	評価
ボランティアセンターの推進	ボランティアセンターの運営について、ボランティア部会長会を開催し、それぞれの部会の方向性を話し合うことができました。さらに、運営委員会も回数を増やし、各部会も定期的を開催することで、ボランティアセンターが活発化してきました。	3
さぬき市ボランティアネットワークへの支援	県外視察研修会を開催しました。様々なボランティア養成講座を開催・企画している先駆的な取組をしているNPO法人団体を視察し、刺激を受けました。	3
ボランティア養成講座の開催	傾聴ボランティア養成講座、朗読ボランティア養成講座を行いました。それぞれの新規のメンバーが、ボランティアグループに加わり、傾聴ボランティアグループの継続につながりました。	3

<p>社会福祉協議会ができること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ ボランティアセンターの推進 ボランティア運営委員会がメンバー以外と意見交換をする機会をつくっていきます。 ■ さぬき市ボランティアネットワークへの支援 ネットワークに参加する団体が減ってきているため、ボランティアグループが参加しやすい体制づくりに努めます。 ■ ボランティア養成講座の開催 地域に必要なボランティアの情報を収集し、ボランティアの土壌づくりを行っていきます。
----------------------	--

②ボランティア活動への参加促進

地域福祉計画

ボランティア活動は、豊かで活力ある地域社会の形成に重要な役割を持っています。地域福祉活動においては、多くの地域住民がボランティアとして参加し、そうした人々の力で活動が支えられています。

近年、ひとり暮らしの高齢者や障害者、ひとり親家庭が増え、一つの家庭内で様々な課題が複雑に絡み合うケースが見受けられるようになり、行政や企業だけでは対応が困難になってきています。子育て支援や介護、環境保全、地域の安全など、様々な地域の課題を解決するために、ボランティア活動をはじめとする自発的な社会貢献活動が重要となります。

今後、各地域の見守り対象世帯の増加や様々なサービスに対するニーズの高まりなどが進むと考えられます。ボランティア活動に関する情報収集と広報紙やホームページなどによる情報提供を充実させ、地域の全ての人が安心して快適に生活を営めるような社会に向け、地域福祉活動への参加を促す仕組みの構築と地域福祉を支える担い手の育成やボランティア活動への参加促進を図ります。

自助	自分たちが できること	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の得意分野を生かした活動に参加してみましょう。 ・仕事や育児が忙しい人は「半年に1回」など目標を設定して、ボランティアに参加する機会をつくってみましょう。 ・参加した経験を周りの人に広め、活動に誘いましょう。 ・家族や隣近所を誘って参加してみましょう。
共助 ・ 互助	地域が できること	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃活動や子どもの登下校の見守り活動等、地域で参加しやすいボランティア活動を行いましょう。 ・ボランティアに参加しやすい環境をつくりましょう。 ・回覧を使って活動の紹介とボランティア募集を実施しましょう。 ・人材を育てるための研修会を開催しましょう。 ・地域の困り事を相談・共有できる場をつくりましょう。
公助	市が できること	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアや地域活動に職員も積極的に参加するよう意識改革を図ります。 ・さぬき市ボランティアネットワークの活動を支援します。 ・ボランティア団体が自主的な活動に取り組めるよう、団体に対して自立支援を行います。 ・人材確保に向けてボランティア活動の周知を図ります。 ・ボランティア養成講座を開催し、ボランティアの育成を行います。 ・ボランティアの体験講座を強化し、住民がボランティアに触れる機会を充実させます。 ・小中学校と協力して、子どもたちがボランティアを体験できる機会を提供します。

<社会福祉協議会の取組>

事業名及び項目	主な成果	評価
ボランティア情報紙「はっぴー」の発行	定期的に応報部会を開き、ボランティアセンター運営委員が意見を出し合いながら、センターが把握していないボランティアを発掘するなど、紙面の充実を図りました。	3
ボランティア啓発月間	啓発月間の周知はできなかったが、ボランティア募集の周知はできました。	3

社会福祉協議会ができること	<ul style="list-style-type: none"> ■ ボランティア情報紙「はっぴー」の発行 ボランティア情報を充実させるとともに、読んでもらえる紙面作りに努めます。 ■ ボランティア啓発月間 ボランティア情報紙「はっぴー」において、毎年12月に周知していきます。
---------------	---

(5) 防災・防犯対策の推進

①地域における防犯や防災対策の強化

地域福祉計画

防犯については、地域ぐるみで「自分たちのまちを守る」という意識を醸成し、地域住民が協力して取り組む必要性が高まっています。

子どもが安全・安心に暮らすことができるよう、交通指導員による登校時の街頭指導や各種ボランティア団体による見守り活動等が行われています。その他、障害のある人や認知症の高齢者等に対する犯罪被害を防止するため、振り込め詐欺などの防犯知識の周知徹底や、悪徳商法等の消費者被害防止に向けた情報の提供が行われています。

地域における近隣市民相互の声掛けやパトロールなどによる連携、ネットワーク化を進めるとともに、防犯活動の充実を促進し、犯罪被害の発生を未然に防ぐ取組の充実を図ります。

また、災害発生時に高齢者や障害のある人、子どもをはじめ、全ての住民を守るために、各地域や各種関係機関・団体において、防災訓練を通じて防災・減災に関する知識の習得に取り組むとともに、家庭を含めた災害時の連絡・連携体制の構築を進め、防犯や防災などに備えた体制づくりを推進します。

自助	自分たちが できること	<ul style="list-style-type: none">・ 隣近所にどういう人が住んでいるか関心を持ちましょう。・ 隣近所への見守りと声掛けを行いましょう。・ 隣近所の高齢者世帯やひとり暮らし世帯を把握しましょう。・ 地域の回覧は、なるべく早く目を通し、次の人へ早く回すようにしましょう。・ 地域や学校で行っている防災訓練に進んで参加しましょう。・ 家庭で防災グッズの準備や家具等転倒防止用具・住宅用火災警報器を設置しましょう。・ 家庭で避難所や緊急避難場所、避難経路を確認しましょう。・ 交通ルールを守り、思いやりのある行動を取りましょう。・ 家族や地域で高齢のため車の運転が不安な人がいたら、免許証の自主返納を促しましょう。・ 夜遅くに子どもだけで出歩かない、知らない人には付いていかない、不審に思うことがあったら周りの人に相談するなど、自分や自分の周りの人の身を守る行動を取りましょう。
----	----------------	---

<p style="text-align: center;">共助 ・ 互助</p>	<p style="text-align: center;">地域が できること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の連絡手段をつくりましょう。 ・地域の見守り隊を強化・拡大しましょう。 ・地域での不審者情報等、住民の声を関係機関につなげる体制をつくりましょう。 ・通学路等の点検を行い、みんなが安心して気持ちよく過ごせるまちであるよう心掛けましょう。 ・地域の小さい子どもがいる家庭、高齢者だけの家庭、体の不自由な人のいる家庭など、支援が必要な家庭を把握しましょう。 ・地域で防災訓練をしましょう。 ・災害時の避難所や緊急避難場所について、徹底して周知しましょう。 ・地域の危険箇所を確認し、地域の一時避難場所を決めましょう。 ・避難経路を再考し、防災マップを作りましょう。 ・各団体や組織と情報を共有しましょう。
<p style="text-align: center;">公助</p>	<p style="text-align: center;">市が できること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校や警察等、関係団体・組織と連携し、交通安全キャンペーンや交通安全教室等の各種交通安全啓発活動を実施します。 ・地域の高齢者や子どもを対象として交通安全講習会が開催できるよう、自治会や地域団体を支援します。 ・高齢者運転免許証自主返納等支援事業の周知を図ります。 ・子どもが安全・安心に暮らすことができるよう、少年育成センターの「子どもSOS事業」との連携を図ります。 ・道路の舗装や防犯灯の整備について、可能な限り速やかに対応していきます。 ・警察・少年育成センター・学校等の関係機関と不審者情報等を共有し、事件の未然防止に努めます。 ・障害のある人や認知症の高齢者等に対する犯罪被害を防止するため、振り込め詐欺などの防犯知識の周知徹底や、悪徳商法等の消費者被害防止に向けた情報提供を行います。 ・関係機関と連携を図りながら、防犯キャンペーンや防犯教室の開催等の各種防犯啓発活動を実施することで、防犯意識の高揚に努めます。 ・「さぬき市地域防災計画」の推進を図ります。 ・自主防災組織が相互に協力・連携を高めていけるよう、それぞれの組織が集まり、情報交換を行えるよう、支援を行います。 ・避難所や緊急避難場所、ハザードマップの更なる周知を図ります。 ・避難時及び災害後に子どもたちの心のケアができる体制の構築に努めます。

<社会福祉協議会の取組>

事業名及び項目	主な成果	評価
福祉マップ作成支援	見守り座談会や見守り会議において、日頃の見守りについての話合いと、避難行動要援護者リストを用いての防災マップの作成を行いました。白地図に記載することにより各自治会の防災への意識を高めることができました。	2
防災ボランティア研修会の開催	毎年、各地域の特性を踏まえた防災ボランティア事業養成研修を開催し、新規の災害ボランティアの登録があります。また、防災ボランティアのフォローアップ研修も開催しており、各地域で行っている実践を学ぶことで、ボランティアの資質向上にもつながっています。	3
家具等転倒防止用具設置支援事業の推進	各地区において、10月に民生委員を通じて家具等転倒防止用具設置支援の対象者調査を行い、80歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯に対して、災害時被害を軽減することを目的に、家具等転倒防止用具の設置を行いました。	3
災害ボランティアセンター運営のための体制づくりの推進	さぬき市災害ボランティア活動連絡会を発足し、災害ボランティアセンター運営マニュアルの基本事項の確認や平常時の防災活動、災害時における被災地の支援活動を積極的に行っていくために、本会で年1回運営者研修会を行いました。	3
市、自治会、自主防災会との連携による災害時支援体制づくり	さぬき市災害ボランティア活動連絡会において、市や各種団体、企業等と連携を図る仕組みづくりに努めました。	2

社会福祉協議会が
できること

■福祉マップ作成支援

各自治会へ出向き、防災マップづくりの推進を呼び掛けていきます。

■防災ボランティア研修会の開催

地域の特性を踏まえた災害ボランティア研修会を開催していきます。

■家具等転倒防止用具設置支援事業の推進

事業開始から5年が経過し、対象者には行き届いたことから、今後は対象者の年齢等の引下げを検討します。

■災害ボランティアセンター運営のための体制づくりの推進

災害時のボランティアセンターの設置・運営者研修を行い、ボランティアセンター体制の構築を図ります。また、さぬき市災害ボランティア活動連絡会の中で、市や各種団体との連携を図っていきます。

■市、自治会、自主防災会との連携による災害時支援体制づくり

さぬき市災害ボランティア活動連絡会で市や各種団体との連携を図っていきます。

②避難行動要支援者の支援体制の充実

地域福祉計画

災害発生時は、自分の身は自分で守ることが基本となりますが、家族等の支援が困難なひとり暮らしの高齢者や高齢、障害等により災害時に配慮を要する要配慮者については、情報の伝達、避難の判断・行動について、周囲からの支援が必要となります。

要配慮者が平常時の見守りや災害時における支援を受けることができるようにするために、避難行動要支援者名簿の適正な管理に努め、避難支援体制の構築を図ります。

<p>自助</p>	<p>自分たちが できること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・隣近所で災害時に支援が必要な人がいたら、自治会に報告し、市が作成する避難行動要支援者名簿への登録を促しましょう。 ・避難時に困っている人がいたら、協力しましょう。 ・災害の際に迅速な対応ができるよう、避難経路のバリアフリー化や交通の妨げになるようなものはないかなど、危険と思われる場所や物について自治会や行政に情報として知らせましょう。
<p>共助 ・ 互助</p>	<p>地域が できること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の要援護者を可能な範囲で把握し、情報を共有しましょう。 ・避難時に支援が必要な人も含めて、避難訓練をしましょう。 ・隣近所で日頃から防災・減災について話し合いましょう。 ・地域の避難経路の安全性等を確保するため、定期的に清掃活動を行いましょう。 ・危険と思われる場所や物については、住民の声を集約し、行政へ連絡しましょう。 ・地域の危険箇所を確認し、地域の一時避難場所を決めましょう。 ・避難経路を再考し、防災マップを作りましょう。
<p>公助</p>	<p>市が できること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に避難行動要支援者名簿の管理と更新を行います。 ・名簿情報を提供することについて本人の同意が得られた場合は、避難支援等の実施に携わる関係者に名簿情報を提供し、地域での支援体制の強化を図ります。 ・避難所や緊急避難場所の安全性と利便性を確保するために、整備を行うとともに、地域や住民からの情報や要望を把握し、改善に努めます。 ・要支援者の体調や障害に合わせて適正な支援ができるよう、福祉避難所の確保に向けて福祉施設や事業所と協議を行います。

＜社会福祉協議会の取組＞

事業名及び項目	主な成果	評価
地域いきいきネット事業の推進	見守り座談会や見守り会議において、日頃の見守りと、避難行動要支援者リストを用いての防災マップの作成を推進し、白地図に記載することにより各自治会の防災への意識を高めることに努めました。	2
安心キットの配布	市内での事業統一はできていないものの、各支所で対応しています。	2

社会福祉協議会ができること	<ul style="list-style-type: none"> ■地域いきいきネット事業の推進 各地域へ出向き、防災マップづくりの推進を呼び掛けていきます。 ■安心キットの配布 個人情報等の取扱いに留意して事業を実施していきます。
---------------	--

2. 安心して暮らせるサービス利用の仕組みづくり

(1) 相談体制・情報提供の充実

①身近な相談窓口の充実

地域福祉計画

近年、全国的に子どもや高齢者、障害者に対する虐待、配偶者等への暴力等、様々な事件が発生しており、市民からの相談内容も多岐にわたっています。

誰もが安心した日常生活が送れるよう、地域では、行政機関と地域との橋渡し役として、民生委員・児童委員及び地域福祉推進員等が高齢者福祉や児童福祉などの幅広い分野で相談支援活動や地域でひとり暮らし高齢者などへの声掛け・見守り活動を推進しています。

また、専門的な支援としては保健福祉の各相談窓口、地域包括支援センター等が連携しながら、適切な福祉サービスに結び付けることができるよう支援しています。

様々な生活課題や福祉課題を抱える市民が、より早く確実に必要な情報を入手したり、専門サービスを受けて問題解決を果たすためには、行政等と地域が協働してSOSのキャッチからサービスの提供までの一貫したシステムを構築する必要があります。

そのため、地域包括支援センターや保健福祉の各相談窓口、社会福祉協議会の相談窓口等が連携し、きめ細かな相談体制の充実を図ります。

自助	自分たちが できること	<ul style="list-style-type: none">・困ったことがあったときに、どこに相談したらいいか情報を収集し、家族で共有しましょう。・住んでいる地域の民生委員・児童委員を把握しましょう。
共助 ・ 互助	地域が できること	<ul style="list-style-type: none">・民生委員・児童委員、地域福祉推進員等が地域で活動をする際は、住民の相談に対応するとともに、行政の相談窓口についても情報提供を行いましょう。・地域の見守り体制の中で支援が必要と思われる人に対して、行政の窓口を案内しましょう。

公助	市が できること	<ul style="list-style-type: none"> ・各種相談窓口の相談内容を明確化し、周知を図ります。 ・必要な情報・サービスが住民に届くよう、必要に応じて専門職等が訪問を行います。 ・社会福祉協議会や地区組織と連携し、相談内容に応じた対応を行います。 ・市内小中学校の教育相談担当教員、心の教室相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の合同研修会、中学校区内での情報交換等を行うことで、相談体制づくりに取り組みます。 ・配慮が必要な家庭や児童への支援に努めます。 ・大川圏域地域自立支援協議会の就労支援部会を中心に市内の企業・事業所、各種団体、香川労働局、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、県などの関係機関と連携を強化し、雇用・就労のための支援体制づくりに努めます。 ・子育て世代包括支援センターを開設し、子育てに関する多様な相談に対応できる仕組みづくりに努めます。 ・登校できない児童生徒のために、一人一人に応じた活動の場を提供し、学習支援や小集団活動を行うことで学校復帰や社会的自立を目指す支援を行います。
----	-------------	---

地域福祉活動計画

<社会福祉協議会の取組>

事業名及び項目	主な成果	評価
生活福祉資金貸付事業の実施	生活費の不足を補う目的での資金利用相談が増加しています。詳細な家計状況の聞き取りをする中で、貸付要件に該当しない人が多く、生活困窮者自立支援事業につなぐケースが増えています。	3
生活困窮者自立支援事業の実施	関係機関からの情報により、困窮世帯が発見でき、既存の制度やサービスにつなぐことで様々な支援を行い、当事者の自立意欲向上を図りました。	3

社会福祉協議会が できること	<ul style="list-style-type: none"> ■生活福祉資金貸付事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> 長期滞納者の中には所在不明や応答拒否など、電話連絡や訪問などの介入ができない人も多いことから、今後は相談につながらない人への対応方法を考えていきます。 ■生活困窮者自立支援事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> 困窮世帯には情報が入りにくく、相談窓口の周知が行き届かないことも多いため、今後は、関係機関等が連携を図り、積極的に訪問支援に努めていきます。
-------------------	--

②情報提供の充実

地域福祉計画

住民の誰もが必要な情報を必要な時に得られるよう、市や社会福祉協議会の広報紙及びホームページにおいて、子育てや介護に関する情報、各種健診・教室などの案内、ボランティアやNPO団体等の活動内容の情報提供を行っています。

多岐にわたる相談に対応するため、市の関係各課や社会福祉協議会、各種団体等と連携を図り、市民が気軽に相談できる相談体制づくりに努めます。

また、相談に対して適切に対応ができるよう、研修等を通じて職員の資質の向上を図り、地域包括支援センターや保健福祉の各相談窓口、社会福祉協議会の相談窓口において、福祉サービスの利用に関する情報提供や相談体制の充実に取り組み、福祉サービスの適切な利用につなげていきます。

自助	自分たちが できること	<ul style="list-style-type: none"> ・自分が知っていることを家族や周りの人に教えてあげましょう。 ・行政や社会福祉協議会がどのような情報を発信しているか関心を持ちましょう。 ・広報誌や市のホームページを確認しましょう。
共助 ・ 互助	地域が できること	<ul style="list-style-type: none"> ・回覧や地域のイベントを通して地域に情報を発信していきましょう。
公助	市が できること	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代や高齢者、障害のある人など誰が見ても分かりやすい広報、ホームページ等を心掛け、子育て支援アプリやフェイスブックページ等多種媒体を活用するとともに、随時内容の更新を行います。 ・地域で行われている様々な活動やサービス・事業に関する情報を共有できる場や機会を提供します。 ・行政情報のバリアフリー化を目指します。

<社会福祉協議会の取組>

事業名及び項目	主な成果	評価
総合相談体制の構築	香川おもいやりネットワーク事業の推進のため、さぬき市地域ネットワーク会議を開催し、民生委員・児童委員、福祉施設、関係機関とのネットワーク化を推進することで、顔の見える化が図られました。	3
認知症を抱える家族の会の開催	地域包括支援センター及び社会福祉協議会の職員による勉強会や認知症の人を抱える家族による体験談等、専門家を招いての交流・相談会を開催することにより、情報交換だけでなく、今後の介護や生活につながる知識の提供を行いました。また、介護をしている家族同士が支え合う場になるように努めました。	3

社会福祉協議会ができること	<ul style="list-style-type: none"> ■総合相談体制の構築 地域のニーズのキャッチと相談者を適切な支援につなぐための職員のソーシャルアクション能力の向上を目指します。 ■認知症を抱える家族の会の開催 内容は様々で、参加者の介護や精神的負担軽減を図れるように、会の内容を検討します。
---------------	--

(2) 誰もが安心して利用できる福祉サービスの提供

①多様なニーズに対応した福祉サービスの充実

地域福祉計画

本市では、介護保険制度や自立支援給付など、在宅福祉サービスの充実に努めていますが、既存の制度やサービスだけでは、複雑化・多様化する住民のニーズに対して、全てきめ細かに対応していくことは困難となっています。制度の狭間にある課題に対応していくためには、行政による福祉サービスの充実を図るとともに、民間のサービス提供事業者やNPO、ボランティアなど多様な提供主体が連携して対応できる環境づくりが必要となります。

介護保険制度において、ボランティア等の生活支援の担い手の発掘・養成等の地域資源の開発やそのネットワーク化などについて、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置及び定期的な情報の共有・連携強化の場としての「協議体」の運営等を通じ、新たな生活支援サービス等の創出に取り組んでいます。

引き続き、様々な主体が福祉事業や活動に参入することで、利用者のサービスの選択の幅を広げ、生活上の課題が生じても、安心して暮らせる地域社会が実現できるよう、地域における福祉サービスの適切な利用の推進を図るとともに、新しいサービスを開発・展開する団体や事業者に対して支援の充実を図ります。

自助	自分たちが できること	<ul style="list-style-type: none"> ・自分に必要なサービスは何かを考えましょう。 ・日常の小さな困り事について助け合いを行いましょう。 ・外出の際は、隣近所の外出手段がない人に声掛けをしましょう。
共助 ・ 互助	地域が できること	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス以外の部分で、ごみ捨てや買い物など、地域で困っている人をサポートできる環境をつくりましょう。
公助	市が できること	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所・幼稚園、小学校等との交流や情報交換の機会を積極的に増やし、子どもが安心して就学や学校生活を送れるよう連携強化に努めます。 ・認知症高齢者や障害者の日常生活を送るための権利や利益を守り、適切なサービスの利用ができるよう、福祉サービスの周知と普及に努めます。 ・サービスを必要とする人に適切なサービスが行き届くよう、必要に応じて職員の派遣と研修等を行っていきます。 ・各種計画の策定時に実施したアンケート調査やヒアリング等の意見収集を行い、市民のニーズを把握します。 ・住民や地域からの情報を基に、支援が必要な人に対して個別での対応を行います。 ・コミュニティバスの現状や課題について把握し、改善を図ります。

＜社会福祉協議会の取組＞

事業名及び項目	主な成果	評価
さんさん在宅支援サービス事業の推進	<p>利用会員が地域で協力会員を希望するケースの場合は、地域の登録会員を新規に募るケースが出てきています。地域のニーズに地域住民が対応することによって、地域の福祉力のアップにつながっています。</p> <p>また、有償ボランティアとしてのサービス提供体制の充実と、ちょっとしたサービスを提供できる住民同士の助け合いの体制をつくる必要があります。</p>	3
ファミリー・サポート・センター事業の推進	<p>「おねがい会員」を増やすために出張登録会を実施しました。また、「まかせて会員」を増やすため、養成講座メニューを改良しました。</p>	3
キッズ・トータル・サポートネットワーク事業の推進	<p>新規の参加者が増え、毎回、予約で満員となっています。子どもの人数が減っている中、「ぴよんぴよんカフェ」は子育て世代のニーズがあり、重要な子育て支援になっています。新規の参加者も増えていることから、口コミ等で広がっているように感じます。</p>	3
子育て支援ボランティア養成派遣事業の充実	<p>幼稚園等から託児の依頼が増えていますが、ボランティアの高齢化や諸事情により、ボランティアの数は減少しています。</p> <p>また、「竹んこクラブ」の定期託児の子どもの減少も目立っており、平成29年度から、3か月健診時にチラシを配布するなど、周知を図っています。</p>	3

<p>社会福祉協議会ができること</p>	<p>■さんさん在宅支援サービス事業の推進</p> <p>介護保険制度の見直しを踏まえて、地域の多様なニーズに対応できるような仕組みづくりを検討していきます。</p> <p>■ファミリー・サポート・センター事業の推進</p> <p>「まかせて会員」を増やし、会員が安心して活動できるようフォローアップしていきます。</p> <p>■キッズ・トータル・サポートネットワーク事業の推進</p> <p>参加しやすい環境づくりやソフト面での充実を図っていきます。</p> <p>■子育て支援ボランティア養成派遣事業の充実</p> <p>ボランティアの技術力向上のため、毎年、子育て支援ボランティアの研修会を開催していますが、ボランティアが不足していることから、ボランティアの確保に努めるとともに、ボランティアの技術力向上とボランティアの意識の統一を図ります。</p>
----------------------	---

②サービス利用者の権利擁護

地域福祉計画

地域で自立した生活を営むために、自らの意思で福祉サービスを選択し、利用できるよう、情報提供、サービスの利用支援や苦情解決、第三者評価など、利用者を支援する仕組みを充実していく必要があります。

また、心身の状況などにより判断能力が不十分で、適切な福祉サービスを利用することが困難な利用者に対しては、福祉サービスの利用や金銭管理を支援する地域福祉権利擁護事業を社会福祉協議会と連携して普及・啓発を行います。

利用者が自分の希望にあったより良質なサービスを適切に選択できるよう、自己評価や第三者評価事業の導入を事業者に働き掛けるなど、サービスの質の向上を図るための取組を推進します。

自助	自分たちが できること	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスを利用しておかしいと感じることや疑問に思うことがあれば人に相談しましょう。 ・心身の状況などにより、判断能力が不十分な人に利用できるサービスの情報を提供しましょう。
共助 ・ 互助	地域が できること	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃の声掛けや挨拶によって地域の見守り体制を構築し、地域でサービスを必要としている人やサービスの利用について困っている人を支援しましょう。 ・地域のイベントを通じて、福祉サービスについて周知しましょう。
公助	市が できること	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が自分に必要なサービスは何か、使えるサービスは何か、を知るために分かりやすい情報の提供に努めます。 ・認知症や障害によって、十分な判断ができない人に福祉サービスの利用援助を中心として、社会福祉協議会が行っている法人後見や日常生活自立支援事業を活用し、本人の要望による支援のみでなく、地域から寄せられる情報に必要なに応じて対応していきます。 ・事業やサービスの質の向上につなげるため、各種福祉計画策定時には計画の評価や進捗管理を行う体制を整備していきます。 ・サービスの適正な利用について検証し、必要なに応じて施設や事業所との意見交換や情報提供、指導を行っていきます。

＜社会福祉協議会の取組＞

事業名及び項目	主な成果	評価
日常生活自立支援事業の推進	<p>初期相談から支援計画の策定、契約締結に関する業務、援助開始後の利用者の状況把握等を行う専門員については、複数体制での支援を行っています。利用者の意思を確認しながら支援を進めるとともに、関係機関と連携を図りながら安心して地域で生活していけるよう支援を行っています。</p> <p>支援計画に基づき、具体的な援助を行う生活支援員は、登録者数が11名から20名と9名増加しました。生活支援専門員に活動を依頼することにより、専門員が新規契約を受けることにつながっています。</p>	3
法人後見制度の実施	<p>平成30年度は、法人後見として6件受任しています（後見3件、保佐2件、補助1件）。社会福祉協議会が受任する件数も増加傾向にあることや、権利擁護を啓発するために、法人後見支援員養成研修を実施し、11名の登録があります。平成29年度には、市民後見人養成研修を実施し、6名の登録がありました。</p> <p>市民後見人の実働に向けての調整や後見監督人体制の整備が必要となっています。被後見人等の高齢化に伴う身体及び認知機能の低下に対し、緊急時及び死亡時の対応などサポートする体制整備が必要となっています。</p> <p>また、賃貸借、解体等の不動産の管理の対応が急務となっています。</p>	3
福祉サービス苦情解決事業の実施	<p>サービス利用者及び市民の権利擁護の推進とサービス向上のため、組織内での情報共有に努めました。</p>	3

<p>社会福祉協議会ができること</p>	<p>■日常生活自立支援事業の推進</p> <p>判断能力が不十分なため支援を必要とする利用者は、年々増加しており、世帯での支援が必要なケースや多額の借金があるため弁護士に依頼するケース等、内容は多岐に渡っていることから、今後も生活支援員の確保に努めていきます。</p> <p>■法人後見制度の実施</p> <p>市民後見人が活動しやすいように支援体制を整備していきます。</p> <p>■福祉サービス苦情解決事業の実施</p> <p>職員の質の向上のための内部研修会の開催と職員教育の実施を行っていきます。</p>
----------------------	--

3. 「いきいき福祉」の基盤づくり

(1) 地域福祉活動を支える拠点の充実

① 社会福祉協議会との連携強化

地域福祉計画

多様化する福祉ニーズに対応するため、社会福祉協議会の活動を支援します。
また、相互の事業に対し、連携協働によるネットワークを強化するために計画段階から参画して、情報共有・共通認識の下で事業を実施します。

自助	自分たちが できること	<ul style="list-style-type: none">・社会福祉協議会のホームページを活用しましょう。・社会福祉協議会の活動へ積極的に参加しましょう。・ボランティア会員への登録やイベントの活動支援等、地域の一員であると自覚し、自主的に取り組みましょう。
共助 ・ 互助	地域が できること	<ul style="list-style-type: none">・さぬき市いきいきネット連絡協議会を開催し、各地区いきいきネット連絡会の活動状況や課題解決方法等を検討していきましょう。・社会福祉協議会の各支所と情報を共有しましょう。
公助	市が できること	<ul style="list-style-type: none">・社会福祉協議会の活動支援を行うとともに、事業実施の上の課題について解決に向けた検討を合同で行います。・地域福祉の推進に当たって中心的な担い手となる社会福祉協議会と定期的に情報交換を行い、共通認識を持って事業を推進していきます。

②社会福祉協議会組織の基盤強化

地域福祉活動計画

社会福祉協議会では、大切にしたい視点を5つ掲げ、それぞれの取組を推進しています。

◆地域の生活福祉課題の総合的な対応

高齢者、障害者、児童といった分野別の縦割りの対応ではなく、地域での暮らしづらさを抱えている人の声を受け止め、地域とつながりながら暮らしを支えていくための総合的な対応ができる仕組みづくりを進めます。

◆地域生活支援

地域での暮らしは、多くの住民とのつながりがあってこそ豊かになります。専門機関・事業所が関わることで、逆に地域との関係が薄れてしまうこともあることから、支援が必要な人を住民と専門職が協働して支える取組を進めます。

◆住民参加・当事者主体のまちづくり

支援者側が決めるのではなく、暮らしづらさを抱えた当事者が、地域でどのような暮らしを望んでいるのか、地域で暮らす住民が、その地域の夢をどう描くのか、みんなで話し合い、一人一人や地域でできる取組を進め、活動の輪を広げていくことが、住民自治に基づいたまちづくりの基本であると考えます。

◆地域からの孤立や排除への対応

様々な要因で生活に不安がある人や生活が困難な人が増加し、地域社会との関係が希薄で、どこに相談すればいいのか分からず途方に暮れる人、高齢者や障害者等に対する周囲の理解不足により孤立する人などを同じ地域で暮らす仲間として、人権を尊重し、地域で支え合える関係づくりを進めていきます。

◆社会福祉協議会の基盤強化

社会福祉協議会は、地域住民やボランティア、福祉事業経営者の代表により構成される「地域福祉の推進」を目的にした公益性の高い民間法人です。求められる役割や地域からの期待は幅広く多岐にわたりますが、合併後16年を経て、まだまだ対応できていない課題が多いのも事実です。住民を中心とした協議する機能と専門的な対応を発揮できる組織へと改革を進めます。

<社会福祉協議会の取組>

事業名及び項目	主な成果	評価
職員の資質の向上	部署内部でケース会議等を行い、情報を共有して各担当業務を把握できる仕組みが形成されました。	2
組織内での連携強化	複合する生活課題を“チーム社会福祉協議会”として受け止めるために、「困りごと相談窓口」を開設し、部署間の連携を図りました。	3
社会福祉協議会の会費の財源確保	広報紙「ふれねっと」に社会福祉協議会の会費を掲載し、市民や関係団体に見える化を図り、理解を得られるように努めました。	3
共同募金の財源確保	広報紙「ふれねっと」に関連記事を掲載し、広く市民に周知しました。また、助成団体へも募金活動への参加を促すことにより募金の理解に努めていますが、共同募金における「助成」についての理解が不十分となっています。	2

<p>社会福祉協議会ができること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■職員の資質の向上 部署及び各課の課題解決に向けた取組はできていることから、今後は、組織内の連携できる仕組みを検討していきます。 ■組織内での連携強化 課題解決をしていく過程から、横断的なチームワークの強化を図っていきます。 ■社協会費の財源確保 ふれあいサロン野外活動に伴う謝金について検討します。 ■共同募金の財源確保 自治会加入率の低下や不況による募金額は減少していることから、若い世代に対し、募金に対する理解を深めると共に募金百貨店プロジェクト等新たな募金方法を推進していきます。
----------------------	---

③活動拠点の整備及び充実

地域福祉計画

全ての人たちが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしを続けていくためには、地域の中で暮らす人たちが相互に見守り、支え合う仕組みづくりが必要になります。そのためには、地域の人たちが日常的にふれあい、交流していくことが必要であり、様々な機能を持った場（活動拠点）づくりが必要です。

地域の人たちが、自宅から歩いて行ける所を地域福祉の基礎的な範囲として捉え、いつでも自由に利用でき、そこに行けば誰かに会えるといった「居場所」と、地域の人たちが必要とする機能を備えた拠点の整備と充実を図ります。

また、高齢者や障害者をはじめ、あらゆる人が安心して地域社会の中で生活していけるよう、公共施設や活動拠点のバリアフリー化の推進に取り組みます。

自助	自分たちが できること	<ul style="list-style-type: none"> ・地域を通して市の施設やイベントについて関心を持ちましょう。 ・市の文化や自然等「良いところ」に目を向け、次世代につなぐことを心掛けましょう。 ・地域の美化を心掛けましょう。
共助 ・ 互助	地域が できること	<ul style="list-style-type: none"> ・行政や社会福祉協議会と連携し、拠点の確保・整備について地域の意見を反映させましょう。 ・利用可能な空き家を調査し、利活用を検討しましょう。 ・地域のゴミ拾いや草刈りなど美化活動に取り組みましょう。 ・少人数の集まりにも自治会館を利用できるよう働き掛けましょう。 ・地域の福祉施設や公共施設跡地など交流の拠点として活用できるような施設を見付け、居場所づくりの提案をしましょう。
公助	市が できること	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設のバリアフリー化を推進し、誰もが利用しやすい施設となるよう努めます。 ・地域の活動拠点として地域の施設を利活用できるよう働きかけます。 ・コミュニティバスや公共交通機関等の移動手段について改善に向けた検討を行い、誰もがいつでも集まりやすい環境を目指します。 ・地域の空き家を利活用できる方策と役割を検討します。

<社会福祉協議会の取組>

事業名及び項目	主な成果	評価
ふれあいサロンの 推進・支援（再掲）	ふれあいサロンについてのアンケート調査を実施し、集計・分析結果を基に人材不足及びメニュー作り等の課題について検討しました。	4
相談、情報交換、交流ができる地域福祉の拠点づくり（再掲）	地域ニーズから福祉施設と協議の場を持ち、子どもの居場所等を検討しました。	3

社会福祉協議会ができること	<ul style="list-style-type: none"> ■ふれあいサロンの推進・支援（再掲） 世話人（後継者）がいないため活動停滞や休止中のサロンがあることから、休止サロンの実態把握及び分析を行います。 ■相談、情報交換、交流ができる地域福祉の拠点づくり（再掲） 地域ニーズを把握するために、更に関係団体・機関との連携を図るとともに、地域ネットワーク会議等で居場所づくりの検討を行っていきます。
---------------	--

みんなで創る、住みよいまち！

津田地区

	地域の課題	対応策
人材の育成	若い世代の人材不足	若い人が参加できる機会や交流会を実施し、活動の理解を促す
	役員の固定化	
	地域の逸材の利活用	活動しやすい場づくりの提供や声かけ
	福祉委員のスキルアップ研修の企画	定期的な福祉委員活動の把握と情報共有の場づくり
	研修会の目的と周知の徹底	研修内容の協議と参加の徹底
ふれあいの場づくり	ふれあいサロン活動メニューの活性化	代表者会等で他のサロン活動内容の紹介
	地域内での若い世代との連携不足	交流の場づくりと活動への理解
	あいさつ運動を各種団体へ拡充	あいさつ運動の再度啓発
	地域の子どもの交流の場の減少	交流の場づくりを地域や自治会内で検討とイベントの実施
	働いている世代の地域活動への参加者の減少	若い方が参加できる機会や交流会を実施し、活動の理解を促す
まちは安全なまちづくり	空き家の増加	地域内で空き家の利活用を検討
	通院や買い物が困難な方の増加	地域や自治会内でサービスを創出する
	災害への意識の向上	研修会や訓練の実施を通して家庭・地域防災を考える機会を持つ
	地域活動のPR不足	地域や自治会活動についてチラシ等でPR

青い海と緑とあたたかい絆^{きずな}

～みんなで作ろう地域力～

自分たちや地域ができること

日常の関わりから人材の掘り起こしを図る

- 若い人が参加しやすい環境や交流の場をつくれます
- 地域福祉推進員研修会の開催と福祉委員研修会を企画します
- 地域で活動する各種団体と情報の共有や連携を持てる情報交換の場をつくれます
- 見守り活動で、高齢者等のニーズの把握に努めます
- 高齢者の外出支援と送迎ボランティアの募集を行います
- ひとり親世帯への協力・支援について考える機会を持ちます

地域の特色を活かした交流の場づくり

- 定期的に集まる機会を持ち、地域の困り事を解決できる場をつくれます
- 地域見守り隊の活動を通して、高齢者や隣近所等に声掛けをします
- 小中学生の通学時間に、あいさつ運動を行います
- 自治会単位で、ふれあいサロン、子ども会等の交流行事を考え、実施します
- ふれあいまつりを継続的に実施し、世代間交流の場づくりを行います
- いつでもふれあえる場所を確保し、参加を推進します

地域力と防災力の強化

- 自治会単位で、防災マップの作成と避難経路の確認をします
- 地域で防災訓練を企画・実施します
- 防災・減災のための研修会を実施し、意識の向上を図ります
- 利用可能な空き家のリスト作成します
- 空き家周辺の草刈り、ごみ拾いを行います

第4期地域福祉活動計画 年次計画（津田地区）

	キーワード	具体的な活動	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
①	日常の関わりから人材の掘り起しを図る	交流の場としてのスポーツ大会の開催	・自治会長会にて協力依頼 ・大会について検討	実施	→		
②		地域で活動する各種団体と情報共有や連携をとるための場をつくる	・自治会長会にて協力依頼 ・顔見せ、協議	実施	→		
③	地域の特色を生かした交流の場づくり	地域のイベントへの協力 地域住民の参加啓発	・各自治会へうのべ古墳まつりへの協力を働きかける	→			
④		小中学生の通学時間にあいさつ運動を行う	・自治会長会にて協力依頼 ・あいさつ運動実施	推進	→		
⑤	地域力と防災力の強化	北山地域で、ふれあいの場として北山公民館の活用、ふれあいサロンの開催（参加者の自主的開催を目指す）	・検討 ・年1回程度実施	・評価と検討 ・年5回程度開催	・評価と検討 ・月1回程度開催	→	
⑥		自治会単位で防災訓練、マップ作り	・働きかけの啓発	→			
⑦	地域力と防災力の強化	空き家周辺の草刈り、ゴミ拾い	・検討 ・自治会長会にて協力依頼	実施	→		
⑧		個々の避難について具体的に検討する	・要支援者の避難について研修会を実施 ・地域の避難訓練を実施	→			

※第4期地域福祉活動計画及び第1期地域福祉活動計画から第3期地域福祉活動計画の中で積み残しになっている行動計画についても策定委員会の中で協議し、年次計画の中に入れる。

※第4期地域福祉活動計画については、31年度から毎年1回進捗管理をする地域福祉活動計画推進委員会を開催し、点検・評価を行うこととする。

いきいき

大川・ささえあい
プラン

みんなが支え合う、 ふれあいの町、大川

～地域ではどのような福祉ニーズがあるのか常に目を向けていこう～

ふれあい・ささえあい

地域の課題

- 高齢者の買い物支援が不十分
- ふれあいサロン世話人の後継者不足
- 交流の場の減少
- 地域での生きがい対策不足
- きずな絆、支え合いづくり、助け合いづくりの強化
- ふれあいサロン利用者の減少
- 昔の伝統を継承する機会の減少

課題に対する対応策

- 高齢者等への送迎サービスの仕組みづくり
- 移動販売車の有効活用
- 地域を支えてくれる担い手の育成
- 既存の地域行事を通じて、新たなボランティア発掘
- 合同ふれあいサロンの開催
- ふれあいサロンと自治会の連携強化
- 既存ふれあいサロンを若年層も参加できる交流の場へ
- 趣味の会、少人数の集まりに対しても支援できる仕組みづくり
- スポーツや農作業などイベントを通じて、地域の世代間のふれあい交流と活性化
- 小学校、幼稚園と連携した伝統継承の交流の場づくり

自分たちや地域でできること

- 自分から行事等に積極的に参加する
- 周りの人に「～しよう」と声を掛ける
- おせっかいな人になる
- 参加したくなるイベントの企画・実施
- 教育機関と連携した行事の開催
- 地域でできる外出（買い物）支援を検討（※）
- 地域通貨制度（有償ボランティア）の検討
- 3世代交流事業の実施
- 地域の居場所づくりを推進します（※）
- 大川地区合同ふれあいサロンの開催

- ：自分ができること
- ：地域でできること

だれもが住みやすい地域づくり

地域ぐるみ

地域の課題

- 自治会内の世帯の減少
- 人口減少と親子同居の減少
- 各団体の役員選出困難
- 若者の定住減少
- ボランティアの減少と高齢化
- 近所付き合いの強化
- 健康で長生きできる社会の構築
- 社協の重要性と強化
- 地域の人口減少対策の必要性

課題に対する対応策

- 地域の実情を知るための調査を行う
- 若中年層への福祉教育（広報、啓発活動の充実）
- 自治会活動の活性化
- 困りごとを相談でき、つないでもらえる場所をつくる（井戸端会議のすすめ）
- 地域活動のリーダーの発掘・育成
- 地域見守り隊及び子どもの見守り活動の充実

地域福祉の土壌づくり

自分たちや地域でできること

- 自ら挨拶をする
- 声掛けを積極的に行う
- 自ら地域行事へ積極的に参加する
- 地域の困っている事や手伝ってほしい事の調査（※）
- 自治会で集まる機会を増やす
- 地域の困り事を相談・共有できる場づくり（※）
- 人材を育てるための研修会の開催
- 地域見守り隊を推進します
- 子どもの見守り活動への参加協力

安心安全な環境づくり

地域の課題

- 空き家の増加
- 有害鳥獣の増加
- 自然災害に対する意識の向上

課題に対する対応策

- 定期的な自主防災訓練の開催
- 学校と地域住民が連携した訓練や研修会の実施
- 防災情報の周知徹底や防災を切り口とした事業の実施
- 家具転倒防止用具設置支援事業の継続
- 河川等の草木撤去
- 空き家の有効活用方を地域で考える
- 耕作放棄地の管理を地域で考える

住民のつながりづくり

自分たちや地域でできること

- 自主防災訓練に家族ぐるみで参加する
- 子ども（学校）を中心とした地域を巻き込んだ防災訓練の実施
- 小地域での防災訓練の実施
- 空き家を地域で調査し、利活用を検討する場をつくる
- 避難所等の情報提供
- 防災マップづくりを推進するとともに、環境パトロールを行い、地域の危険箇所を知ります
- 動物（ヤギ等）によるイノシシ、サル対策を考える
- 家具転倒防止用具設置を推進します

※：さぬき市生活体制整備事業の中でも推進していきます。

第4期地域福祉活動計画 年次計画（大川地区）

	キーワード	具体的な活動	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
①		・ふれあいサロン事業の推進	・自治会への連携強化、呼びかけ ・合同開催に向けて協議	・合同ふれあいサロンの開催	・振り返りと継続実施		
②	ふれあい・支え合い	・3世代交流事業の推進 ・既存行事と連携した行事の実施	・学校、関係機関と協議し、事業計画 ・地区での三世代交流事業の検討 ・地域で三世代交流事業の開催 ・わいわいまつり参加協力	・学校等と連携した行事の実施	・振り返りと継続実施		
③	地域ぐるみ	・福祉ニーズの調査 ※地域の困っていること、してほしいこと、自分ができることを知る	・調査項目の話し合い、検討	・アンケート実施、集計（自治会への協力依頼）	・アンケート結果による地域ニーズにあった事業の検討 ※結果を踏まえ、計画全体の見直しを図る	・アンケート結果をフィードバックすることにより地域住民に現状を知ってもらう（福祉教育）	・次期計画へ向けての積み残しの整理
④		・自治会活動の活性化	・地域見守り隊事業の推進 ・地域福祉推進員の役割強化について検討する	・地域福祉推進員研修会でのリーダー育成、発掘			
⑤	安心安全な環境づくり	・防災意識の向上	・学校を中心とし、地域を巻き込んだ防災訓練の実施 ・小地域での防災訓練の実施	・振り返りと継続実施			
⑥		・空き家、農地について考える	・空き家、耕作放棄地について、地域で考える場を持つ		・小地域（自治会単位）での調査や話し合いの場を持てるよう呼びかける		

※平成33年度の年度に中間見直しを行う。

志 度
地 区

ふる里の輪・人・絆 きずな

めくもりとやさしさを支え合う町

□地域の課題

地域福祉活動の推進

- ①買い物難民や通院の移送（生活支援）
- ②後継者不足・地域リーダーの育成困難
- ③ふれあいサロン利用者の高齢化による参加人数の減少
- ④災害時いざというときの行動についての
実地訓練の必要性
- ⑤自治会と専門職との情報交換の場づくり
- ⑥福祉委員活動の衰退化

ボランティア活動の推進

- ⑦見守り隊の推進と設置
- ⑧ボランティア活動の推進と情報共有
- ⑨若い世代のボランティア活動に対する
理解不足と活動停滞

交流の場・人・支え合いづくりの推進

- ⑩地域内に気軽に立ち寄り交流できる
場所が必要（居場所不足）
- ⑪魅力ある自治会活動の参画
- ⑫高齢者が外出しやすい環境づくり
- ⑬支え合いの気持ちを育てる場の確保

情報発信・収集

- ⑭災害に対応できる仕組みづくり
- ⑮地域への情報発信と共有の場づくり
- ⑯要援護者防災マップ作り

□課題に対する対応策

- ①自治会内で福祉サービスの情報を共有
する
- ②役員の負担軽減とスキルアップに向け、
協力体制を再考する
- ③幅広い世代が参加できるようにふれあい
サロンの規約を検討する
- ④計画的な防災訓練の実施と、自分たちで
助け合うことが基本であるという考えを
共有する
- ⑤自治会行事に情報交換の時間を取る
- ⑥福祉委員の役割を具体的に知る

- ⑦全自治会への周知と働き掛けを徹底する
- ⑧どこにどんなボランティアが必要かを
明確にする
- ⑨子ども世代からボランティア活動への
参加の機会をつくる

- ⑩自治会内に居場所が必要であることを
みんなで認識する
- ⑪子どもたちの参加を促す活動を自治会
活動に取り入れる
- ⑫高齢者の外出の際のニーズを整理する
- ⑬自治会内で顔を合わせる機会を増やす

- ⑭⑮地域に関心を持てるようなきっかけ
を考える
- ⑯要援護者の情報を有効に活用できるよ
うに、自治会で取り込む

人の和・思いやりで未来を開く、わかふる里

□自分や地域でできること

地域福祉活動の推進

地域の困り事に対して自分たちで解決の方法を考える意識を持つ

- 地域にある利用可能なサービスの情報を収集し、情報を自治会等で話題に挙げる
- 地域単位等で巡回するコミュニティバスや乗合バス・乗合タクシーなどの仕組みづくりを検討する
- 自治会長や福祉委員の任期や、複数の協力体制を検討し、人材を育成する
- 近所にふれあいサロンの催し物等の情報を提供し、参加を促す声掛けをする
- 参加しにくい人の移送について考える
- 自治会・地域で防災訓練の年間計画を立てる
- 自治会行事に積極的に参加する
- 地域で計画的な福祉委員研修をし、活動の情報交換をする

ボランティア活動の推進

見守り隊とボランティア活動の推進

- 地域を見守る視点を持つ
- 有償ボランティアの必要性を検討する、ボランティア活動の内容を明確にする
- 世代を超えて、子どもやその親等の若い世代とコミュニケーションを取り、声掛けができる下地を作っておく

交流の場・人・支え合いづくりの推進

自治会を中心に、子どもから高齢者までが集える居場所をつくる

- 自治会・地域の集まりに、みんなに声をかけて参加し、交流の場とする
- 自治会活動のコーディネーターとなる人材を育成する
- 子どもの参加が増えるような自治会活動を検討する
- 高齢者に外出の声掛けをする
- ふれあいサロンに限らず、少人数での集まりにも、自治会館を利用できるよう検討する

情報発信・収集

自治会を中心とした隣近所での助け合いの仕組みづくり

- 災害の場合の避難場所や行動を検討し、隣近所での助け合いが基本であることを常に話し合っておく
- 家庭内での危険箇所の確認をする、隣近所の人とコミュニケーションを取っておく

第4期地域福祉活動計画 年次計画（志度地区）

	キーワード	具体的な活動	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	
①	地域の困りごとに対して自分たちで解決方法を考える意識を持つ	自治会長や福祉委員の任期や、複数の協力体制を検討し、人材を育成する	・自治会で、1年任期の役員の輪番制、複数体制の実施について話し合う ・PTAとの役割分担	検討	実施	→		
		自治会行事に参加しにくい人の移送について考える	自治会行事に参加しにくい人の移送について、自治会に提案する	実施	→			
②	見守り隊とボランティア活動の推進	地域を見守る視点を持つ	・自治会の会合等で話し合い、見守り隊に対しての共通理解をもつ ・見守る項目の確認 ・座談会の実施も検討	実施	→			
		世代を超えて、子どもやその親等の若い世代とコミュニケーションをとり、声掛けできる下地を作っておく	世代を超えた交流ができるようなイベントにみんなを巻き込み参加してもらう	実施	→			
③	自治会を中心に子どもから高齢者までが集える居場所を作る	自治会・地域の集まりに、皆に声をかけて参加し、交流の場とする	祭・カフェ・学校跡利用などを継続・活性化	継続	→			
		自治会活動のコーディネーターとなる人材を育成する	親子で楽しめる行事を行い、交流の場を広める中で、人材育成に努める	→				
		子どもの参加が増えるような、自治会活動をする	世代を超えた交流ができるようにイベントにみんなを巻き込み参加してもらう	→				
④	自治会を中心とした隣近所での助け合いの仕組みづくり	災害の場合の避難場所や行動の検討、隣近所での助け合いが基本であることを常に話し合っておく	自治会内で話題にあげ、具体的な話や行動を詰めておく	→				
		家庭内での危険場所の確認をする、隣近所の人とコミュニケーションをとっておく	となり近所との会話を増やす	→				

※第4期地域福祉活動計画及び第1期地域福祉活動計画から第3期地域福祉活動計画の中で積み残しになっている行動計画についても策定委員会の中で協議し、年次計画の中に入れる。

※第4期地域福祉活動計画については、31年度から毎年1回進捗管理をする地域福祉活動計画推進委員会を開催し、点検・評価を行うこととする。

温もりを感じるまち

～人も地域も元気な町に～

地域の絆

□地域の課題

- 行事の減少と交流の場の減少
- 見守り隊の立ち上げが困難
- ふれあいサロン活動の立ち上げ数が少ない
- 集会場の活用減少
- プランターによる花いっぱい運動の見直し
- 防災減災の力と防災マップ作りが必要

□課題に対する対応策

地域リーダーの育成からコミュニティの強化を図る

- ・地域の訓練等を行い、交流を深める
- ・隣近所の付き合いを密にして、いざというときに役に立てるための交流の場を持つよう努力する
- ・ふれあいサロンの充実と自治会内周知とPRの徹底
- ・地域を支えてくれる担い手の育成（退職者世代）として声掛けをしていく
- ・花いっぱい運動の積極的な推進と気運の高揚
- ・防災への必要性を再確認する

自分たちでできること

- ・近隣愛を育てるために一人でも多く声掛けをし、一緒に行事等に参加する
- ・家族ぐるみで参加する
- ・若い人たちにも参加してもらい、料理などを一緒にする
- ・地域で協力してくれそうな人を探して声を掛け、行事に参加してもらおう
- ・ふれあいサロンでの活動・各種会合で利用する
- ・ふれあいサロンに積極的に協力する
- ・自宅にある花を持ち寄りと同時に不耕作地の活用
- ・ひとり暮らしの高齢者に積極的に声を掛け、状況を知る

地域でできること

- ・子供会・老人会・青年会がイベントを協賛し、集まりの機会を増やす
- ・自治会で集まる機会を増やす
- ・地域のリーダーを育て、内容を充実する
- ・サロン活動を今後も積極的に運営していく
- ・多くの人に事業内容を理解してもらうため役割分担をする
- ・集会場をいつでも利用できるようにし、勉強会等に使い、絆を深める
- ・花いっぱい運動をふれあいの場として展開していく
- ・見守り隊を自治会のふれあいサロン等に呼び掛け
- ・防災訓練等必要な訓練への積極的参加を促す

要援護者対策

□地域の課題

- 安心安全カードの定期更新が必要
- ひとり暮らし高齢者・老夫婦世帯の増加
- 自治会活動の活動不足の活性化

□課題に対する対応策

共助の体制づくりの推進

- ・安心安全カードの重要性を再確認して家族の協力を得ながら定期更新をする
- ・見守り隊の結成により情報を得て具体的に支援策の検討

自分たちでできること

- ・隣近所の見守り

地域でできること

- ・安心安全カードを再検討し、積極的に取り組む
- ・見守り隊の充実

子どもたち

□地域の課題

- ラジオ体操の参加者の減少
- 小中学生の朝の気持ち良い挨拶の在り方
- 若い世代のボランティア不足
- 子ども遊びの減少
- 安全パトロール活動減少

□課題に対する対応策

元気で活気に満ちた地域づくり

- ・地域情報交換の場として活用中断していた広報車の復活
- ・ボランティア希望者の発掘と若者の参加できる場を提案していく
- ・散歩・ウォーキングの時間を利用した見守り活動を行う
- ・世代を超えて大人の方から積極的に挨拶、声掛けをする
- ・集会所を使って伝統継承の交流の場づくりの機会を持つ

自分たちでできること

- ・隣近所を誘って参加する
- ・登下校の見守りをする
- ・自ら挨拶をする
- ・地域の集会場を使って昔の遊びを一緒に行う

地域でできること

- ・ラジオ体操後に、交流を図る
- ・人材を育てるための研修会の開催
- ・挨拶運動の継続
- ・子どもたちと一緒に地域自治会でできる作業を探し交流を深める

第4期地域福祉活動計画 年次計画（寒川地区）

	キーワード	具体的な活動	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	
①	地域リーダーの育成からコミュニティの強化を図る	・見守り隊の立ち上げを増やす	・地域福祉推進委員会等で広報活動	→				
②		・サロン活動のさらなる立ち上げ ・花いっぱい運動の活性化	・世話人への支援策充実に向けた検討 ・賛同者や協力者の募集	→				
③		・地域の交流や絆を深める活動	・寒川ふれあいウォーキング大会の開催	→				
④		・防災・減災の意識高揚	・自治会等主催の防災訓練や研修会に協力 ・家具転倒防止用具設置事業の推進	→				
⑤		共助の体制づくりの推進	・安心安全カードの総点検	・安心安全カードの内容確認や定期更新 ・希望者へのカード配布	→			
⑥			・ひとり暮らし高齢者の支援	ひとり暮らしふれあいの会の開催	→			
⑦		元気で活気に満ちた地域づくり	・子どもと一緒に地域の活性化	・広報車による街宣活動 ・自治会ごとにラジオ体操を再推奨	→			
⑧			・学校の登下校時の見守り	散歩・ウォーキング時の何気ない見守り活動の推奨	→			

※第4期地域福祉活動計画及び第1期地域福祉活動計画から第3期地域福祉活動計画の中で積み残しになっている行動計画についても策定委員会の中で協議し、年次計画の中に入れる。

※第4期地域福祉活動計画については、31年度から毎年1回進捗管理をする地域福祉活動計画推進委員会を開催し、点検・評価を行うこととする。

長尾地区

～お接待のこころを大切に～

	地域の課題	対応策
高齢者・障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の交通手段が限られている ・高齢者の居場所が少ない ・老人会の会員の減少と担い手不足 ・一人暮らし高齢者の増加 ・認知症高齢者や障害者への理解が不十分 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉委員や地域リーダーの育成 ・福祉委員の意識改革 ・認知症高齢者や障害者に対する正しい理解 ・外出支援の確保
子ども・若者	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが少なくなり、若い世代とのつながりが希薄化 ・世代間交流の機会の減少 ・子育て世代の居場所が少ない ・ふれあいサロンでの交流の機会が減少している 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での見守り活動の推進 ・地域のたまり場づくりの推進 ・高齢者や障害者の見守り声掛け
自治会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域リーダーの人材不足 ・自治会員の減少 ・福祉委員活動が不透明 ・ふれあいサロンの後継者不足 ・自治会内での情報共有と連携不足 ・自治会活動の衰退化 ・魅力ある自治会づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・各年齢層が参加できる行事づくり ・地域の歴史伝承の推進 ・自分の地域の良いところ再発見 ・世代間交流の実施
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・防災マップの作成と更新 ・防災リーダーの育成 ・防災意識の高揚 ・災害の種類ごとにマップを作成 ・定期的な危険箇所の点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会や関係団体と連携した防災意識の向上 ・防災マップの作成 ・子どもや若者を巻き込んだ防災訓練の実施

長尾地区のいいところ



文化と福祉のまち

～声をかけあい人と人が繋がる
笑顔のまち～

自分たちや地域でできること

福祉の担い手づくりと社会参加の推進

- ・福祉推進委員会（自治会長・福祉委員・民生委員等）・福祉委員研修会（地区ごと）の実施と福祉関連研修会へ積極的に参加します
- ・自治会での退職者等、新たな地域リーダーを発掘します
- ・認知症高齢者、障害者等への理解啓発を推進します
- ・地域でできる外出支援を検討します（*）

地域支え合い活動の展開

- ・地域のあいさつ運動を再構築し、あいさつ運動に参加します
- ・一日一回声掛けを行い、見守ります（*）
- ・地域の居場所づくりを推進します（*）
- ・ふれあいサロンを推進・充実します
- ・子どもや若者を巻き込んだふれあいサロンを推進します
- ・地域見守り隊を推進します

魅力ある地域づくり

- ・自分の周りの地域を知ります
- ・地域でみんなが参加できるイベントを企画し、実施します
- ・地域のイベントへ参加します
- ・地域の環境美化活動を推進します
- ・子どもや若者への地域歴史の伝承を推進します

防災意識の向上と共助の体制づくり

- ・家庭での防災の話合いや防災グッズの準備をします
- ・学校等と連携し子どもや若者を巻き込んだ防災訓練を実施します
- ・防災訓練へ積極的に参加し、避難経路を確認します
- ・防災マップ作りによる地域の危険箇所をチェックします
- ・自主防災組織の活性化を推進します
- ・家具転倒防止用具設置を推進します

*さぬき市生活体制整備事業の中で推進します。

第4期地域福祉活動計画 年次計画（長尾地区）

	キーワード	具体的な活動	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
①	福祉の担い手づくりと社会参加の推進	<ul style="list-style-type: none"> 新たな地域リーダーの発掘 自治会内で退職者などリーダーの発掘 	<ul style="list-style-type: none"> 若者の集まりを定期的に開催 イベントを通じた担い手づくりの発掘 	<ul style="list-style-type: none"> 若い人の行事への参加推進 イベントに地域の方を巻き込む 	<ul style="list-style-type: none"> 男女の出会いの場づくりを増やす（結婚・子育て応援） 新たなリーダーの発掘 		<ul style="list-style-type: none"> 地域の活性化と健康家族の増加
		<ul style="list-style-type: none"> 小地域での福祉委員研修会等の研修会の実施 福祉推進員（自治会長・福祉委員・民生委員等）の福祉研修会の参加 	<ul style="list-style-type: none"> 小地域での福祉委員研修会等の研修会の実施 福祉推進員（自治会長・福祉委員・民生委員等）の福祉研修会の参加 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉推進員や福祉委員の意識改革 			
		<ul style="list-style-type: none"> 認知症高齢者や障がい者等の理解の啓発 地域で出来る外出支援の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症高齢者や障害者等の理解の啓発 地域で出来る外出支援の検討 				
②	地域支え合い活動の展開	<ul style="list-style-type: none"> 地域のあいさつ運動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> あいさつ運動の継続 地域での声かけの実施 				
		<ul style="list-style-type: none"> 地域の居場所づくり ふれあいサロンの充実 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会活動やふれあいサロンと子供会の交流 具体的な居場所の検討（ふれあいサロン・空き家利用等） 				
		<ul style="list-style-type: none"> 地域見守り隊の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 地域見守り隊の推進 				
③	魅力ある地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> 地域イベントの企画 子どもや若者への地域歴史の伝承推進 	<ul style="list-style-type: none"> 地域イベントの実施【造田】 夏祭り・あじさいまつり・どしよりんピック等 【多和・前山】 夏祭り・運動会・獅子舞・健康ウォーク・遍路お接待等 【長尾】 福祉まつり・歴史探訪・ウォーキング等の検討 				
		<ul style="list-style-type: none"> 環境美化活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 環境美化活動の継続実施 				
④	防災意識の向上と共助の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> 家庭での防災の話と防災グッズの準備 家具転倒防止用具設置の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭での防災の話と防災グッズの準備 家具転倒防止用具設置の推進 				
		<ul style="list-style-type: none"> 防災マップ作りの推進 	<ul style="list-style-type: none"> 防災マップづくりと地域の危険箇所のチェック 				
		<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織の充実 				
		<ul style="list-style-type: none"> 学校と連携した防災訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 学校と連携した防災訓練の検討（親子の防災訓練） 			<ul style="list-style-type: none"> 学校と連携した防災訓練の実施（親たちのボランティアの発掘） 	

※第4期地域福祉活動計画及び第1期地域福祉活動計画から第3期地域福祉活動計画の中で積み残しになっている行動計画についても策定委員会の中で協議し、年次計画の中に入れる。

※第4期地域福祉活動計画については、31年度から毎年1回進捗管理をする地域福祉活動計画推進委員会を開催し、点検・評価を行うこととする。

第6章 計画を推進するに当たって

1. 推進体制づくり

本市における地域福祉を推進していくためには、その地域に住んでいる人、働いている人、学校に通学している人、活動している団体など、「地域で生活し、活動している全ての人」が推進の担い手となります。

具体的には、地域住民、団体、自治会をはじめとする住民自治組織、一般企業、商工会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、学校、社会福祉法人、社会福祉従事者、福祉関連民間事業者などです。

今後、これらの人や団体がそれぞれの立場でつながりを持ち、地域の課題解決のため、積極的に情報交換を行い、福祉活動に取り組むことができる推進体制をつくるのが大切です。

2. 組織体制の整備

地域福祉の推進には、保健、福祉、医療の分野のみならず、教育や都市計画の分野など、様々な分野との連携が必要となります。そのため、計画の推進に当たっては、市内の総合的な推進体制を構築し、市の健康福祉部の各課及び関係部局との連携・情報共有体制を構築します。また、日常的な連携については、福祉総務課と社会福祉協議会が中心となり、随時連携を図りながら計画の推進に当たります。

3. パートナーシップ体制の整備

地域福祉活動の主役は、地域に生活している住民自身です。住み慣れた地域で助け合える地域社会を実現させていくには、行政だけの取組では不十分であり、地域住民との協働が不可欠となります。また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域の中で活動するボランティア、NPO、関係機関・団体、事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくに当たっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携を取り、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していくことが重要となることから、パートナーシップ体制の整備を図ります。

4. 推進体制における管理の仕組みづくり

庁内関係課及び社会福祉協議会の職員による進捗管理体制をつくり、定期的に取り組の点検・評価を行います。計画の中間年度に当たる2021年には社会情勢の変化等による新たな地域福祉の課題を抽出し、計画全体の見直しを行います。

(1) さぬき市地域福祉計画

「地域福祉計画」の推進に当たっては、本市の福祉政策及び住民生活に関連する多様な課題への対応について点検・評価を行い、それらを計画の実施に具体的に反映させる必要があります。

そのため、2020年度から計画の評価組織として「地域福祉計画評価委員会」を設置し、計画の推進状況及び達成状況等の評価を行います。

(2) さぬき市地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会の「地域福祉推進計画」でもあり、社会福祉協議会の単年度の事業計画として、計画的に事業を進めます。

また、社会福祉協議会の組織内だけでなく、評価・推進組織として「地域福祉活動計画推進委員会」を設置し、関係者による定期的な計画評価を行い、意見を聴き、これらの評価は、随時、社会福祉協議会のホームページ等により公表します。

(3) 地区地域福祉活動計画

本計画の策定委員会の中心である「地区いきいきネット連絡会」を中心に、年に数回の定期的な協議の場を持って、計画の進捗状況や取組による効果に関する評価や今後の進め方について、継続して協議をしていきます。

5. 計画の広報・啓発

地域福祉は、地域に暮らす住民一人一人が、身近な地域の福祉活動の主役となります。今後の地域福祉の推進に当たっては、地域福祉の意義・必要性についての市民の理解と協力が不可欠となっています。地域福祉活動への参加を促進する観点から、市民が地域情報を得やすい広報紙やホームページなどを活用し、広報体制を構築することで、本計画の周知と地域福祉活動への参加を呼び掛けます。

参考資料

1. さぬき市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画の策定に関し必要な事項を検討するため、さぬき市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保健・医療又は福祉関係者
- (2) 各種団体関係者
- (3) 行政関係担当者
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が特に必要と認める者

3 委員の任期は、委員会の目的を達成したときに満了する。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第5条 委員会は、必要あるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴取することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成15年10月1日より施行する。

2 第4条の規程にかかわらず、この要綱による最初の委員会は市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日より施行する。

2. さぬき市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 さぬき市地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するため、さぬき市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、さぬき市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）

が委嘱し、任命する。

- (1) 保健・医療又は福祉関係者
- (2) 各種団体関係者
- (3) 行政関係担当者
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が特に必要と認める者

3 委員の任期は、委員会の目的を達成したときに満了する。

4 地区地域福祉活動計画策定委員会設置要綱は別途定める。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第5条 委員会は、必要あるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴取することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、さぬき市社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成15年10月1日より施行する。

3. さぬき市第4期地域福祉計画策定委員会委員名簿及びさぬき市 第4期地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

No.	大 区 分	氏 名	所 属 等
1	学識経験者	國方 弘子	香川県立保健医療大学
2	保健・医療又は 福祉関係者	川口 豊	香川県東讃保健福祉事務所 健康福祉総務課
3		徳田 道昭	さぬき市民病院
4		和田 浩二	大川広域行政組合立さざんか荘老人介護センター
5		水卜 則之	社会福祉法人祐正福社会 真清水荘
6		菊池 和美	さぬき市民生委員児童委員協議会連合会
7		六車 敏弘	さぬき市民生委員児童委員協議会連合会
8		各種団体 関係者	田中 正明
9	頼富 勉		さぬき市連合自治会
10	井上 武夫		さぬき市連合自治会
11	十川 隆		さぬき市連合自治会
12	眞鍋 清高		さぬき市連合自治会
13	松本 和可子		さぬき市女性団体連絡会
14	鶴身 昌大		さぬき市P T A連絡協議会
15	行政等関係者	榎垣 満	さぬき市社会福祉協議会
16		間島 憲仁	さぬき市健康福祉部福祉事務所
17		井上 良男	さぬき市総務部総務課危機管理室
18	その他市長が 特に必要と 認める者	頼富 行男	公募による選任
19		木村 英司	公募による選任
20		久米 富雄	公募による選任

4. さぬき市地区地域福祉活動計画策定委員会設置要綱・委員名簿

(1) 津田地区

津田地区地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設 置)

第1条 津田地区地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するため、津田地区地域福祉活動計画策定委員会（以下「地区委員会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 委員会は、委員25名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、さぬき市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が委嘱し、任命する。

- (1) 福祉関係者
- (2) 各種団体関係者
- (3) 学識経験者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

3 委員の任期は、委員会の目的を達成したときに満了する。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会 議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第5条 委員会は、必要あるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴取することができる。

(庶 務)

第6条 委員会の庶務は、さぬき市社会福祉協議会津田支所において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年10月1日施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、この要綱による最初の委員会は会長が招集する。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

No.	大 区 分	氏 名	所 属 等
1	福祉関係者	荒川 和也	社会福祉法人 津田福祉会
2		吉原 博美	さぬき市社会福祉協議会理事
3	各種団体 関係者	平野 通	津田地区いきいきネット連絡会会長
4		田中 正明	津田地区いきいきネット連絡会副会長
5		蓮池 秋男	津田地区いきいきネット連絡会副会長
6		喜多 昌臣	津田地区いきいきネット連絡会役員
7		濱崎 桂子	津田地区いきいきネット連絡会役員
8		大森 郁代	津田地区婦人会会長
9		徳田 和明	津田地区老人クラブ連合会副会長
10		池田 英範	津田ボランティアネットワーク副会長
11		國方 光廣	津田地区民生委員児童委員協議会会長
12		犬伏美奈子	津田地区民生委員児童委員協議会副会長
13		菊池 和美	津田地区民生委員児童委員協議会主任児童委員
14		石塚 恵子	学校支援ボランティアコーディネーター
15		吉原 友博	津田小学校PTA会長
16	学識経験者	玉地 忠利	福祉有識者
17		山中 忠美	福祉有識者
18		和田 浩二	福祉有識者
19		石塚 隆徳	福祉有識者

(2) 大川地区

大川地区地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設 置)

第1条 大川地区地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するため、大川地区地域福祉活動計画策定委員会（以下「地区委員会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 委員会は、委員25名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、さぬき市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が委嘱し、任命する。

- (1) 福祉関係者
- (2) 各種団体関係者
- (3) 学識経験者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

3 委員の任期は、委員会の目的を達成したときに満了する。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会 議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第5条 委員会は、必要あるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴取することができる。

(庶 務)

第6条 委員会の庶務は、さぬき市社会福祉協議会大川支所において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年10月1日施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、この要綱による最初の委員会は会長が招集する。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

No.	大 区 分	氏 名	所 属 等
1	福祉関係者	山下 勝正	さぬき市障害者就労支援施設親の会会長
2		高畑 美恵	さざんか園生活支援員
3		和田 浩二	さざんか荘園長
4	各種団体 関係者	有馬 義幸	大川地区いきいきネット連絡会会長
5		中村 聖二	大川地区いきいきネット連絡会副会長
6		木村 彰彦	大川地区いきいきネット連絡会副会長
7		田村 一良	大川地区いきいきネット連絡会副会長
8		田中健次郎	大川地区いきいきネット連絡会役員
9		藤井 邦子	大川地区いきいきネット連絡会役員
10		中川 順子	大川地区いきいきネット連絡会役員
11		満濃 敏彦	大川地区いきいきネット連絡会役員
12		頼富 勉	大川地区いきいきネット連絡会役員
13		六車 敏弘	大川地区いきいきネット連絡会役員
14		黒田 幸一	大川地区いきいきネット連絡会役員
15		高嶋 文夫	大川地区いきいきネット連絡会役員
16		富田 晃子	子育てサロンおひさまひろば 代表
17		柘 直孝	さぬき南小学校PTA会長
18		渡邊 哲也	さぬき南小学校PTA顧問
19	学識経験者	西森 武	大川地区いきいきネット連絡会役員
20		朝倉 信義	大川地区いきいきネット連絡会役員
21		石川 治子	大川地区いきいきネット連絡会役員

(3) 志度地区

志度地区地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設 置)

第1条 志度地区地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するため、志度地区地域福祉活動計画策定委員会（以下「地区委員会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 委員会は、委員35名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、さぬき市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が委嘱し、任命する。

- (1) 福祉関係者
- (2) 各種団体関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 地区いきいきネット役員
- (5) その他会長が特に必要と認める者

3 委員の任期は、委員会の目的を達成したときに満了する。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会 議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第5条 委員会は、必要あるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴取することができる。

(庶 務)

第6条 委員会の庶務は、さぬき市社会福祉協議会志度支所において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年10月1日施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、この要綱による最初の委員会は会長が招集する。

附 則

- この要綱は、平成26年8月1日から施行する。
 この要綱は、平成30年10月31日から施行する。

No.	大 区 分	氏 名	所 属 等
1	福祉関係者	平賀 一善	志度地域いきいきネット連絡会理事
2		白井 加代子	鴨部地域いきいきネット連絡会理事
3		中尾 吉久	鴨部地域いきいきネット連絡会理事
4		三宅 鉄男	鴨部地域いきいきネット連絡会理事
5		安芸 豊	鴨部地域いきいきネット連絡会理事
6		石原 博司	小田地域いきいきネット連絡会理事
7		池田 瞳	小田地域いきいきネット連絡会理事
8		小田 千春	小田地域いきいきネット連絡会理事
9		井内 啓	末地域いきいきネット連絡会理事
10		大山 清行	末地域いきいきネット連絡会理事
11		前田 等	福祉有識者
12	各種団体関係者	瀬尾 和子	志度地区老人クラブ連合会女性委員長
13	学識経験者	三宅 美智子	学識経験者
14	地区いきいき ネット連絡会役員	角 昌五郎	志度地区いきいきネット連絡会会長
15		本間 立治	志度地区いきいきネット連絡会副会長
16		伊賀 友子	志度地区いきいきネット連絡会副会長
17		井上 武夫	志度地区いきいきネット連絡会理事
18		石原 均	志度地区いきいきネット連絡会理事
19		太田 一晃	志度地区いきいきネット連絡会理事
20		水次 浩二	志度地区いきいきネット連絡会理事

No.	大 区 分	氏 名	所 属 等
21	地区いきいき ネット連絡会役員	植村 伸司	志度地区いきいきネット連絡会理事
22		十川 勝洋	志度地区いきいきネット連絡会理事
23		増田 賢二	志度地区いきいきネット連絡会理事
24		山田 能之	志度地区いきいきネット連絡会理事
25		植村 一幸	志度地区いきいきネット連絡会理事
26		山内 馨	志度地区いきいきネット連絡会理事
27		丸山 春子	志度地区いきいきネット連絡会理事
28		山本 千景	志度地区いきいきネット連絡会理事
29		水野 貴之	志度地区いきいきネット連絡会理事
30		多田 一明	志度地区いきいきネット連絡会理事
31		細川 隆子	志度地区いきいきネット連絡会理事
32		葉山 茂	志度地区いきいきネット連絡会監事
33		井上 綾子	志度地区いきいきネット連絡会監事

(4) 寒川地区

寒川地区地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設 置)

第1条 寒川地区地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するため、寒川地区地域福祉活動計画策定委員会（以下「地区委員会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 委員会は、委員40以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、さぬき市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が委嘱し、任命する。

- (1) 地区いきいきネット役員
- (2) 福祉関係者
- (3) 各種団体関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他会長が特に必要と認める者

3 委員の任期は、委員会の目的を達成したときに満了する。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会 議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第5条 委員会は、必要あるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴取することができる。

(庶 務)

第6条 委員会の庶務は、さぬき市社会福祉協議会寒川支所において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年10月1日施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、この要綱による最初の委員会は会長が招集する。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

No.	大 区 分	氏 名	所 属 等
1	地区いきいき ネット役員	矢野 勲	寒川地区いきいきネット連絡会会長
2		木村 芳数	寒川地区いきいきネット連絡会副会長
3		多田千鶴子	寒川地区いきいきネット連絡会役員
4		白石 将雄	寒川地区いきいきネット連絡会役員
5		吉田 健二	寒川地区いきいきネット連絡会役員
6		蓮井 國雄	寒川地区いきいきネット連絡会役員
7		山下 直子	寒川地区いきいきネット連絡会役員
8	各種団体 関係者	松下 肇	寒川地区民生委員児童委員協議会会長
9		松原 秀子	寒川地区民生委員児童委員協議会副会長
10		多田美代子	寒川地区民生委員児童委員協議会副会長
11		山下やえこ	寒川地区民生委員児童委員
12		小山 桂子	寒川地区民生委員児童委員
13		大風 武市	寒川地区民生委員児童委員
14		檜原 正義	寒川地区民生委員児童委員
15		遠藤 忠行	寒川地区民生委員児童委員
16		山口 公千	寒川地区民生委員児童委員
17		国方登久枝	寒川地区民生委員児童委員
18		菊川 文子	寒川地区民生委員児童委員
19		山本二三代	寒川地区主任児童委員
20		松原 圭子	寒川地区主任児童委員

No.	大 区 分	氏 名	所 属 等
21	各種団体 関係者	檜村 浩二	さぬき市連合自治会石田支会長
22		十川 隆	さぬき市連合自治会神前支会長
23		山下ハツ子	寒川地区福祉委員代表
24		玉木 道子	寒川地区福祉委員代表
25		田中カズ子	寒川地区ボランティア団体代表
26		徳武 弘子	寒川地区ボランティア団体代表
27		藤井 可郭	寒川地区老人クラブ連合会会長
28		廣瀬 幸子	石田婦人会会長
29		木村イツ子	神前婦人会会長
30		神前えり子	寒川ヘルスマイト会長
31		広瀬 茂子	寒川地区ボランティアネットワークスマイル会長
32		山下 佳員	寒川地区いきいきネット連絡会顧問

(5) 長尾地区

長尾地区地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設 置)

第1条 長尾地区地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するため、長尾地区地域福祉活動計画策定委員会（以下「地区委員会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 委員会は、委員25名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、さぬき市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が委嘱し、任命する。

(1) 地区いきいきネット連絡会役員

(2) 地区民生委員児童委員協議会

(3) 各種団体関係者

(4) 地域福祉活動実践者

(5) 社会福祉施設関係者

(6) その他会長が特に必要と認める者

3 委員の任期は、委員会の目的を達成したときに満了する。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会 議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第5条 委員会は、必要あるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴取することができる。

(庶 務)

第6条 委員会の庶務は、さぬき市社会福祉協議会長尾支所において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年10月1日より施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、この要綱による最初の委員会は会長が招集する。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日より施行する。

No.	大 区 分	氏 名	所 属 等
1	地区いきいき ネット連絡会役員	寒川 巧	前山地区いきいき事業協議会会長
2		真鍋 映子	長尾地区いきいきネット連絡会会長
3		山下 晃	長尾地区いきいきネット連絡会副会長
4		山本 保夫	長尾地区いきいきネット連絡会副会長
5		玉木 一浩	長尾地区いきいきネット連絡会副会長
6		佐藤 朝子	長尾地区いきいきネット連絡会理事
7		平井 公博	長尾地区いきいきネット連絡会理事
8		高嶋須美子	長尾地区いきいきネット連絡会理事
9		林 玲子	長尾地区いきいきネット連絡会理事
10		秋村 英里	長尾地区いきいきネット連絡会理事
11		多田 敬三	長尾地区いきいきネット連絡会理事
12		中川 清之	長尾地区いきいきネット連絡会監事
13		森安 啓子	長尾地区いきいきネット連絡会監事
14	地区民生委員 児童委員協議会	長田 和徳	長尾地区民生委員児童委員協議会副会長
15		奈良 正史	長尾地区民生委員児童委員協議会副会長
16		板倉 良子	長尾地区民生委員児童委員協議会
17		寒川 由美	長尾地区民生委員児童委員協議会
18		有友 宏夫	長尾地区民生委員児童委員協議会 主任児童委員
19	各種団体 関係者	寒川 寿子	前山地域いきいきネット
20		多田 照代	造田地域いきいきネット

No.	大 区 分	氏 名	所 属 等
21	各種団体 関係者	岩崎 真紀	造田地域いきいきネット
22		安部貴美子	多和地域いきいきネット
23		安部美津子	多和地域いきいきネット
24		松岡 裕明	さぬき市商工会青年部部长
25	社会福祉施設 関係者	新開 正義	社会福祉法人 長尾福社会 特別養護老人ホーム ゆたか荘